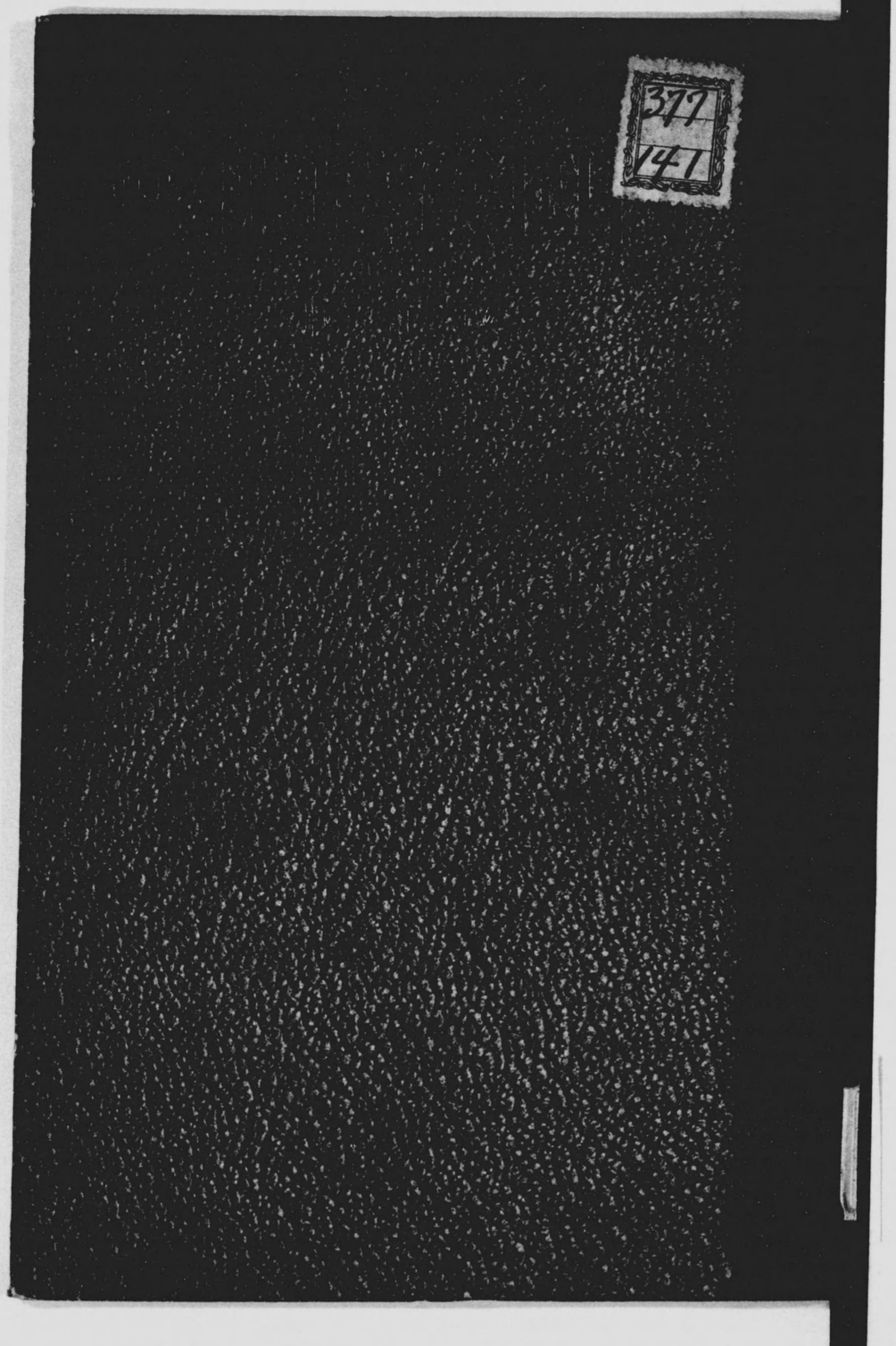
377
I41

*0015600000*

0015600-000

特２２５－６１８

# 内国実践提要

石原真之助・著

三省堂

改訂版
昭和１２

ACF

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法第６７条の規定に基づき、平成１２年３月２日付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

377
141

特225
618

帝國圖書館藏書

# 內國實踐提要（改訂版）

橫濱商業專門學校教授
市立橫濱商業學校教諭
商學士 石原眞之助著

東京・大阪 三省堂

昭和十三年

# 序

實踐科は、商業教育の學校に於ける仕上げとして、誠に大切な教科ではあるが、どうしたらうまく行くか、まだよく判つて居ない。著者は此問題の研究に沒頭すること十年、刻苦・研讃、茲に本書を出して多少とも寄與したいと思ふ。

原理に從つて實行すれば、實行の效果は當然確實とならう。實踐科は此理を應用したる商手續の教育制度ではあるまいか。

手續を行ふには立場が必要である。適當な立場に立脚した原理と、一定の手續形式とを明示し、適順な階程の下に、これら原理・形式の教授と之が運用の訓練を行ふ、これ卽ち實踐科使命達成の道筋と考へられる。

同業法・模擬法及び實習皆これらの階程であるが、教授及び運用の本體は常に原理と手續形式である。原理及び形式の選定表示は、實に實踐科の基礎的要件である。此基礎的要件は、終始指導の中心となり、運用の資源とな

るもの故、周到・簡潔・平明にして、一目に見通しのつくものたるを要する。かかる條件を具備せる圖書は、所謂實踐科必携と稱するに足る。本書は元來實踐科必携にしようとて編纂されたもの故、同業・模擬及び實習どれにも好都合な教科書である。

實際界・教育界に於ける著者多年の體驗と研究、殊に科學的管理法・會計學・商店經營等は、著者に重要な原理を供給した。本書所掲の手續グラフは、昭和九年夏、實際界專門家の意見を參照して原圖を作成し、且一々それら專門家の嚴密なる檢討を受けて修正決定したものである。

猶お氣附の點は忌憚なき御示教を賜ひ、微意の貫徹に御助力あらんことを切望する。

昭和九年十一月

著　者　誌

本書の資料蒐集には、一々在横濱實務家の熱誠な支持を受けた。殊に銀行事務に於ては同僚角野政雄氏に負ふ所が多い。これら諸氏に對し、玆に謹んで謝意を表する。



## 改訂に際して

本書が出版以來諸方より激勵と賞讃とを辱うし、有力な支持を受けた事は、著者の深く感謝する所である。

實務は常に進化する故、本書は絶えず改訂を加ふべきものであるが、公私多端で其機なく偶〻鐵道運送制度の改正につき、本年二月取敢へず改訂の册子を配付して聊か責を塞いで置いた。近時小閑を得たので、連日實務家を歷訪し、更めて調査を行つた結果、鐵道・郵稅及び電報料の改正以外格別の變更なきを確めたが、其後に於ける理論研究の進展に基き本書内容全般に亙り嚴密な推敲を加へ、猶例題及び練習題を一層合理的且能率的に改めた。

本書の實踐科必携たる本質はかくして完全に新らしくなり、その機能は愈〻圓滑に發揮出來るから、單に同業法の教科書としても依然類書に負けぬと信ずる。模擬制度は實踐科の本格的方式にして教育能率が最も高い。幸に本書を模擬制度に使用されたなら、同制度の特色は極めて容易に實現

し得るであらう。これ本書の長所にして他書の追隨を全然許さぬ所であるが、著者は今回の改訂に際し特に此事を強調し大方の參考に供したい。

猶拙著「商業通信文範例」は、今度「實踐通信文範例」と改稱し更めて三省堂出版となつた。これと本書とを併用して、本書の例題及び練習題の取扱を容易ならしめると同時に、模擬實踐の妙味を充分に發揮されるやう切に希望する次第である。

昭和十二年八月初

著　者

本年三月文部省の學科細目改正から修身外四學科の教科書が全部改版される事になり、本改訂の上梓は自然遲引して居た處、四月五日公布の小運送業法が愈〻十月一日から實施を見たので著者は此點も加へて改訂し、十月下旬實務家を再度歷訪して實際手續が其後何等の變改なきを確めた。(昭和一二、一一、一五)



# 凡例

一、先づ、適當な立場を定め、之に立脚した適正な精神や原理を選び、適當な公定的手續形式を選定した。

二、精神や原理は說明で示すのが便利故、文章で述べた。

三、手續形式は運用の筋書を作る場合大切な基本で、手續形式の見通しがつけば運用の筋書が明確に見通せる。然るに、グラフは、方式次第で全體に通じ、各階程に就き、更に各當事者の負擔に關し、一目に詳細・明確な見通しを與へる。そこで、

四、かく選定した手續は此意味のグラフを以て表示し、之を「實際」と名づけた。

五、更に商人の立場だけを摘出して「要覽」といふグラフを作り、

六、此立場に必要な書式だけを記入の上、「要覽」と一目に對照出來るやうに挿入して、學習者が自ら容易明確に精力を集中し得られるやうに努めた。

七、又適宜「例題」を組入れ、「要覽」と「書式」とを應用練習して、愈〻會得を深くするや

う仕組んだのである。

八、「實際」圖は各關係者の立場を確立し、これら關係者活動の階程を順序整然と配列して置いた故、かくして得られた智能は固定したり偏つたりせず、どの立場に立つても當然應用のきくやうになるであらう。

九、別に書式集が出來て居る。この書式集を使ひ、これらのグラフや記入例を參照して練習問題を解いたなら、最も自主的・合理的に、同時同業法を進めて行く事が出來よう。

十、本書はかく一覽的グラフに對照して記入濟書式が挿入してあるから、生徒が本書一冊を持つて居れば、極めて平易圓滑に模擬實踐を行ふ事が出來よう。

以上



目次

第一編 總說

第一章 實踐の觀念……一
第二章 通信……五
第三章 書類整理の方法……七
第四章 證據保全……三
第五章 帳簿……元

第二編 雜取引

第六章 當座預金及び振替貯金……三
第七章 營業施設……四

第一節　家屋及び什器……四六
第二節　火災保險の契約……五一
第三節　使用人の雇入……七
第八章　金融……五
第一節　有價證券の取扱……五九
第二節　當座借越手續……六三
第三節　手形の取扱……六三
第四節　割引及び貸付……六六
第三編　營業
第九章　商店營業の概念と營業開始……八五
第十章　賣買取引手續……九九
第十一章　運送手續……一二五
第十二章　運送保險及び積荷保險……一三三
第十三章　倉庫會社の利用……一四四



第十四章　代金の決濟……一五五
第十五章　荷爲替……一六六
第十六章　委託賣買及び組合賣買……一七八
補足書式……一八九
印紙稅率摘要・內國郵便・內國電報及び內國郵便爲替……一九一
練習問題……一九四



# 目次

終

# 手 續 圖 目 次

實際は時と所で皆違つて居る。そこで著者は努力蒐集した資料より (1)機能觀念の表現 (2)管理 (3)能率及び (4)顧客の心理 の四點から下の手續圖を選定し、之を「實際」と呼び、又賣買業者たる商人の立場から觀た「要覽」なる特殊の手續圖を作り之を附加した。卽ち「要覽」は大體各機關利用者の注意點を抜萃したものと見る事が出來る。

(1)

| 丁數 | 飛出し 要覽No. | 飛出し 要覽及び實際手續圖の名稱 | 實際手續圖の名稱 |
|---|---|---|---|
| 45 | 1 | 當座預金開始手續 | 當座勘定開始手續　外一圖 |
| 46 | | 地所家屋買入並に登記手續 | …… |
| 59 | | 火災保險契約手續 | …… |
| 60 | | 新會社株券發行の階程一覽 | …… |
| 67 | 2 | 當座借越手續 | …… |
| | | 當座借越手續 | …… |
| 68 | 3 | 手形代金取立依賴手續 | …… |
| 79 | 4 | 手形割引手續 | 手形割引(預金振替)手續 |
| 80 | 5 | 有價證券擔保貸付手續 | …… |
| | 6 | 建物抵當貸付手續 | 有價證券擔保貸付手續 |
| 81 | | …… | 不動產抵當貸付手續 |
| 97 | | (要覽使用の追加注意) | …… |
| 98 | 7 | 賣買手續の階程 | …… |
| 115 | 8 | 引合及び註文手續 | …… |
| | 9 | 模擬實踐假設生產取引 | …… |
| 116 | 10 | 鐵道貨物託送手續・ | …… |



(2)

| 丁數 | 飛出し 要覽No. | 飛出し 要覽及び實際手續圖の名稱 | 實際手續圖の名稱 |
|---|---|---|---|
| | 11 | 鐵道貨物引取手續 | …… |
| | | 鐵道貨物輸送手續 | …… |
| 127 | 12 | 船積貨物託送手續 | 船積貨物託送手續 |
| | 13 | 船積貨物引取手續 | 船積貨物引取手續 |
| 128 | 14 | 運送店へ貨物託送手續 | 運送店貨物託送手續 |
| | 15 | 運送店より貨物引取手續 | …… |
| 129 | | …… | 運送店貨物引渡手續 |
| 145 | 16 | 運送保險及び積荷保險手續 | 運送保險及び積荷保險手續 |
| 146 | 17 | 入庫手續 | …… |
| | 18 | 出庫手續 | 入庫手續 |
| 147 | | …… | 出庫手續 |
| 160 | 19 | 普通送金爲替取組手續 | 普通送金爲替取組手續 |
| 161 | 20 | 〃　〃　受取手續 | 〃　〃　受取手續 |
| 162 | 21 | 電信送金手續 | 電信送金手續 |
| | 22 | 電信送金受取手續 | …… |
| 163 | | …… | 電信送金受取手續 |
| 179 | 23 | 荷爲替取組手續 | 荷爲替手續 |
| | 24 | 荷爲替決濟手續 | …… |
| 180 | 25 | 委託買付手續階程 | …… |
| 187 | 26 | 委託販賣手續階程 | …… |
| 188 | 27 | 模擬實踐假設消費手續 | …… |

〔計〕 飛出し十一葉　要覽二十七圖　實際手續圖二十二圖

〔註〕 要覽中 P. 123 は 123頁　M.L. 12 は通信文範例第十二號

## 實踐十則

實踐は運用だ、運用の妙は一に心にある。

研究は青年の命、研究がなければ墮落か老衰だ。

先手か後手か、先づ手順を極めてかゝれ。

自發心はすべての原動力、自發心がなければ生きた屍だ。

形式上の監督は受けても、實質上の監督を受けるやうでは駄目だ。

割の惡い役割は元入れと思つて勵め、割のよい役割は債務と思つて油斷するな。

元入れは收益を急ぐな、債務は履行を忘れるな。

急ぐな、怠るな、急ぐこと、怠ること、失敗の因。

怒るな、悲觀するな、男は度量と勇氣だ。

實踐は一つの社會だ、社會的責任を忘れるな。

# 內國實踐提要（改訂版）

## 第一編　總　說

### 第一章　實踐の觀念

#### 實踐科の成立

學科と實際

錐は全力を一點に集中して規則正しく回轉するから、大概な物なら易々と突通して行く。學科は一つ一つの事柄を專門に研究し組織的に配列してあるから、個々の事項に就ては深く廣く而も正確な知識が得られる。けれども、「實際」は色々な事情が綜合されたもの故、一二の學科だけでは完全な實行は望まれない。例へば、

作文と習字のみでは、充分效果ある手紙は書けないものである。

要するに實行は色々な事柄を綜合運用せねば出來ない事であるが、綜合運用は訓練によらねば圓滑に行はれない。古來商人の教育は實行に力を入れて居るので、教育としては無理な點が隨分多いけれども、兎に角訓練が行屆くから、實用的な人物が養成されたのである。そこで、商業學校の生徒は、各學科が相當進んだ時、夫夫適當な立場に立ち、今まで修得した學科に就て綜合運用の訓練を行ひ、且、其外にも運用上必要な事柄があつたなら、此際更に之をも習つて置く事が肝要である。



一寸考へると、實行の訓練には實習が一番よいやうに思はれるが、實習では多數の者が一人々々適當な立場を得る事は殆んど出來ないし、實際の商業界は中々複雜故、實習では何處に急所があるか判り憎いから、手續の筋道をはつきりと立て、一定の方式の下に





全クラスが一樣に行へる樣な、實行の訓練をやる必要がある。實踐科は實に此必要を充たす爲に設けられたものである。

**實踐の方式**

商人は皆夫々の立場から商手續を行つて、各自の營業をやつて行くのであるが、商業には色々なものがあるから、一々これら商業の立場で訓練をするのは、際限のない事である。幸、隔地間の商品賣買はこれらの商業に大概關係を持つて居り、これらの商業にも等しく當嵌る樣な原則を充分に包容して居るから、實踐科は、通常、隔地間の商品賣買業を立場として、各種の商手續につき綜合運用の訓練を行つて居る。

又隔地間の商品賣買は主として書類に依て行はれるもの故、隔地間の商品賣買業を立場として訓練を行ふ時は、一々靜かに考へて實行をする事が出來るから、自然合理的に訓練を行ふ事を得る

のである。

實踐の方法は模擬法と同業法とに大別される。

模擬法は、數箇の地域を設け、各地域に商人(賣買業者)と機關部(運送業者・銀行等)を置き、商人が適宜機關部を利用して、商手續の運用を實際的に訓練する制度である。

從て此方法は、一方に於ては、實際社會同樣、各自の立場が常に確定し、擔任の分界が常に明瞭で、對外活動には必ず生きた相手方を有する故、綜合運用の訓練としては誠に理想的な制度であらうけれども、他方に於ては、生徒同志の間に夫々仕事上の關係が出來、仕事の內容も進行も自然まちまちになつて行く等、一般學科とは全然樣子が違つて來るので、一般學科のやり方では實施が困難である。

同業法は、代表的な商手續を行ひ、又は一定條件の下に實際的な





綜合運用を試みたりする目的を以て、クラス全體が統一的同步調的に研究を進めて行く制度で、其方式は一般學科と違つた所が殆んどない。

要するに模擬法は一つの商手續の全過程につき一貫した研究をしたり、手續の部分々々に就て精細な調査をする事は困難であるが、同業法は容易く之を行ふ事が出來る。實際的運用的な點は模擬法がよいけれども、此點から兩方法を適當に併用して始めて實踐科の目的は合理的に達成されるものである。

## 第二章　通信

### 意思表示の方式

すべての取引は意思表示から始まる。商業上意思表示の方式は口頭と文章とに大別し得る。今此兩者を比較して見よう。

| 比較點 | 口頭 | 文章 |
|---|---|---|
| 傳達の時間 | 卽時 | 一定の時間が要る、但し準備ある特別な場合には口頭より早い |
| 傳達の距離 | 自ら制限がある | 制限殆んどなし |
| 說明の便宜 | 一般に便利である | 特殊の場合を除き概して不便 |
| 推敲の餘裕 | 極めて少い | 極めて多い |
| 騙引の便利 | 自由 | 不自由 |
| 表示の明確さ | 特別の場合だけ明確 | 一般に明確 |
| 證憑力 | 少い | 確實で强大 |

## 對談と電話

口頭は對談と電話とに分けられる。此二つは夫々長短があるが、電話は對談の大缺點たる距離の制限を克服し、時間を節約し、事務上極めて必要なもの故、商店は出來る限り電話を備付け、商人は電話の取扱に習熟せねばならぬ。近來地方村落に至るまで電話が普及し、商用は大概電話で濟む樣になつた。









我國では政府が電話事業を獨占し、財政上架設が意のまゝでない爲、大都市では多くの場合他人の電話を借り又は讓受けねば容易に電話を引く事が出來ない。かくして電話の架設は實費以上の支出を要し、需要供給の關係や番號の如何等により、架設上の經費に大きな違ひが出來る。

電話を借り又は買つた時は、移轉又は架設換の手續が要り、移轉手數料を納め、一週間から三週間の時間がかゝる。借電話に自分の氏名を表はすには、更に夫々の手續と料金とを要する。

## 電信、電信略號及び暗號電報

文章には電信書面及び書式等の方式があるが、電信は時間や距離の制限を打破して、一般の文章の缺點を補ひ、其長所を發揮するけれども、何分高價故、電信文は簡明省略の必要がある。然るに暗號電報を使用すると、書面の樣に明確詳細な記述が出來、且祕密を

防護し得るのみならず、大に電報料の節約が出來る。

電信略號

公刊暗號帳

內國電報は名宛の料金を取らぬが、電信略號を登記して置くと、發信人の手數が少くて濟み、配達が正確に行はれる。蓋し受信人が「ヨコハマシミヅ」の如き電信略號を登記し置けば、發信人は之を賴信紙に記入しただけで受信人の町名番地を書く必要はなく、配達は最も迅速正確にする事が出來、從て(1)注文の誘導、(2)事務の迅速及び正確を期する事が出來る。略號を登記せる時は常に便箋や店印に之を表はし、一般に知らして置く必要がある。

登記料は一ケ年十二圓、一ケ月一圓二十錢である。

國際取引は暗號電報を中心として行はれて居るから、暗號電報の制度がよく發達し、各種の暗號帳が公刊され、商人は主として之を使用し、適宜私製暗號を附加して之を補つて居る。けれども內國の暗號電報は本支店出張所間及び取引銀行間だけで用ひられ



悉く私製である。唯、福井縣、石川縣等を中心とする織物界では公刊暗號帳とも稱し得る程度の私製暗號帳がいくつかある。

電文所用文字

## 電文所用文字と電報料

內國電報は和文、歐文の兩方が用ひられる。和文には片假名、一二三四五六七八九〇及び「」、を使ふ。但し濁音及び半濁音は二字と認め、其あと一字あける。歐文はアルファベット、ローマ數字、アラビヤ數字、句讀點及び倍數標(卽ち×)を用ひる。

發信手續

電報を打つには、これらの文字で電報賴信紙に電文を認め、電信局係員の指定に基き、規定金額の郵便切手を貼り、發信を賴む。自己の氏名をも受信者に傳送するには、電文の終に之を附加へる。又發信人欄にはどの場合でも必ず自分の名と住所を記入せねばならない。但し此部分だけは通常漢字で認める(第一二頁參照)。

發信人は左表の通り特殊取扱を賴む事が出來る。それには所

定の料金を拂ひ、賴信紙「指定」欄に略符を書添へて貰ふ。傳送の氏名及び此略符の文字は、本文に加へて電報料を計算する。

賴信の受付は所定時間內で、時間外には時間外料金をとる。

電報料金

| 傳送區間 | | 和文 十五字以內 | 和文 以上五字まで增す每に | 歐文 五語以內 | 歐文 以上一語を增す每に |
|---|---|---|---|---|---|
| 一、同一市町村內のもの | 官報 私報 | 十五錢 | 三錢 | 十五錢 | 三錢 |
| 二、內地・小笠原島間及び內地又は小笠原島と臺灣・樺太・朝鮮・南洋ヤップ島間 | 官報 | 三十錢 | 五錢 | 三十錢 | 五錢 |
| | 私報 | 四十錢 | 五錢 | 四十五錢 | 五錢 |
| 三、前各種以外のもの | 官報 私報 | 三十錢 | 五錢 | 三十錢 | 五錢 |

特殊指定

| 指定事項 | 和文略號 | 歐文略號 |
|---|---|---|
| 至急 | ウナ | UR |
| 返信料前納 | ナツ | RP |
| 照校 | ムニ | TC |
| 電報受信報知 | ツニ | PC |
| 郵便受信報知 | ツツ | PP |
| 追尾 | チラ | FS |
| 再送 | ナチ | RF |
| 同文 | ムヨ | TM |
| 外國郵便 | | PN |
| 時間外 | ララ | SS |
| 夜間配達 | タラ | NS |
| 留置 | ムナ | TR |
| 別便配達 | マツ | XP |
| 艀船配達 | ハホ | BD |
| 局待 | ヤム | WT |
| 親展 | ニカ | CL |
| 配達日時指定 | ヨイ | MA |

電文は以上の條件に合はせて簡潔に書くものであるが、長年の慣習から略語が相當多く出來て居るゆゑ、なりたけ之を使ふ樣常





に習得して置くべきである。

時間外扱の場合、電信は高價であるが、長距離電話はすぐかゝる。

**電報暗號の構成**

電報通信上使用すべき常用の語句と、店名・取扱品名、主なる重役や店員の氏名を集め、之を適當に配列し、別に片假名二字を組合はせたものを順次配列し、これら組合はせた文字を暗號とし、右常用語を夫々代表させた表を作る。これが卽ち暗號帳である(銀行爲替の暗號は電信送金の項參照)。發信人は此暗號帳から暗號を選び、之を綴合はせて打電し、受信者は亦暗號帳に照らして之を飜譯するのである(次頁參照)。

**書狀と事務との連絡**

書狀は文章による意思表示で、其取扱は書式と同樣である。

口頭及び電信による意思表示は書狀で一々確めて置く。卽ち口頭の申合はせや電報せる事項の詳述は一々確め狀を發し、更に

普通電報では電信略號を用ひても、左の通り三音信となる。然るに暗號電報ならば「ヤクネシケホシコ」と僅かに一音信にも足らぬ字數ですみ、而も正確・詳述・祕密が保たれる。

電報頼信紙認め方

**電報頼信紙**

送信通過番號

| 照校者 | 送信 午 時 分 | 郵便切手 | 種類 | 著信局 |
|---|---|---|---|---|
| 送信者 | | | 字數 | |

注意・
一、濁點又は半濁點ある文字の下は一字あけること
一、受信人に知らすべき發信人の居所氏名は本文の終に書くこと

發信局
番號
受付 時 分

宛名：オ、サカシ、ヒガシク、コウライバシ、ニノ五 コノハナゴウメイガイシヤ

指定

局內心得

本文：

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ア | 五 | コ | | | | |
| テ | セ | | | | | |
| ネ | ン | | | | | |
| 一 | シ | | | | | |
| 五 | ヨ | | | | | |
| ゴ | ウ | | | | | |
| | チ | | | | | |
| ウ | シ | | | | | |
| ハ | タ | | | | | |
| ニ | シ | | | | | |

(控)發信人 居所 横濱市中區本町一丁目十番地 氏名 清水耕治商店

電第一號 遞信省

〔暗號電報譯文〕

| 暗號 | | 意味 |
|---|---|---|
| ヤ | ク | アテネ第十五號 |
| ネ | シ | ¥ 8.25 (替) |
| ケ | ホ | 承諾した |
| シ | コ | 清水耕治商店(電信略號) |



No. 完

昭和△年五月十一日

清水耕治商店卸部㊞

大阪市東區高麗橋二ノ五

此花合名會社

御中

拜啓毎々格別ノ御引立ニ預リ難有奉深謝候

一當照第二九一號子供服アテネ十五號拾打ノ件

今朝御電報申上候右價格ニ對シ貴地着一打金八圓貳拾五錢替ニ値引セヨトノ貴電正ニ拜受仕候就テハ折角ノ御註文ニハ有之殊ニ市況稍々面白カラザル今日故マゲテ御要求ニ應ズル事ニ決定仕其旨唯今打電申上候尤モ之ガ爲少カラザル損失ト相成候間何卒續々御註文被下御埋合ハセ賜リ度此段偏ニ奉願上候　敬具

（同封）往復電信譯文　各壹通

以上

婦人子供服及び材料同附屬品專門

株式會社 清水耕治商店

横濱市中區本町一丁目十番地

電信略號「シコ」

電話本局(2)二三四五番

振替口座東京五五六三二番

アテネ印 フローラ印 スカイラーク印

發信書狀の控と受信書狀とを綜合式整理法(第二〇頁參照)で保存して置けば、事務の進展狀態が常に整然と判り、事務の觀念のある者なら、誰にでもすべての事情が卽座に會得出來る。

**事務上の書狀と非事務上の書狀**

事務と非事務

事務上の書狀の形式

商店の取扱ふ書狀は、事務上の書狀と非事務上の書狀とに大別される。前者は受信者が事務の觀念で受取るべき手紙で、後者は事務といふ觀念でなく受取るべき手紙である。

重役や店員が個人關係を營業上に利用する場合や、吳服店等が顧客の來店を勸誘する場合などの書狀は、實質は事務上の通信であるが、形式は非事務上の書狀である。

非事務上の書狀は形式も用紙も其場合に應じて任意なものでよいけれども、事務上の書狀は必ず一定の店用便箋に認め、文體も一定の形式を用ひねばならない。店用便箋には店の所在地店名



電話番號・電信略號・營業要目・振替貯金口座番號等を印刷して置く。文體は通常候文で、なるべく簡潔平明に、一通に一件だけを書くがよい。假名は片假名が大概の場合適當且能率的である。日附・發信者名・名宛並に通信事項の題目を出來るだけ一ケ所に集めるがよい。そして此題目が引合又は注文に屬するものなどは、題目の上に貴注第△號・當注第○號等と附記し、更に書類を同封した時は、本文の後に(同封物送狀　壹通等の樣に、同封した書類を指定して置くと、發信者にも受信者にも、又殊に兩方の課長や支配人には誠に便利である(文例參照)。右の貴注は貴店注文、當注は當店注文を略したものである。

確め狀

**確め狀並に電報及び書狀の發信控**

打つた電報、受けた電報に對し、又對談や電話で決定した事柄に對しては、直ちに確め狀を出す。受けた書狀、出した書狀に對して

は、次の書狀を出す際確めがきを附記する。例へば「何日附御書面正ニ拜見仕候」、「何日附御依頼ニ從ヒ」、「本件ニ就テハ不取敢何日附ヲ以テ大略申上置候處」などと書くのである。この樣に確めをする事は、各通信の連絡を明かにし、通信の誤脫、重複を防ぎ、證據保存を完全にする。

電報や書狀を出す時は必ず其控を作つて置く。理想をいへば、電報賴信紙は複寫附の私製のものを用ひ、事務上の書狀は複寫式の所定の便箋に書く。これらの複寫帖は、本書、本書と同質の控及び薄葉の控から出來て居り、薄葉を上にしてカーボン紙で一度に記入する。厚手の控は其事項の發信控として所屬の整理書類（ファイル）中に入れ、薄手の控は全體的な發信控として複寫帖に附けたまゝ完全に保存する。

複寫の方法は Press copy といつてコッピー・インクを用ふる方法もあるが、手數がかゝるので今日では特別のものを除き、一般に使用しなくなつた。

模擬實踐では、本書と同じ厚さの便箋でカーボンの寫を一枚とつて置くがよい。





## 第三章　書類整理の方法

### 書類整理の方式

通信に續いて考ふべきは書類整理の方法である。書類整理の方式は色々あるが、大體左の樣に分類する事が出來る。

(1) 書類出入順整理法　此方法は書類を出入の順に整理するのであるから、一番平易であるが、手續の系統が不明瞭で、事務の連絡や書類の參照に不便である。要するに此方法は文書出入の記錄としては容易且正確ではあるが、書類整理法としては面白くない。書

狀番號順整理法は此一種である。

(2) アルファベット別整理法　此方法は更に二大別される。

(a) 表題(又は部門)別整理法　用途が甚だ廣い。

(b) 取引先別整理法　此方法は更に澤山な方法に分れて居るが、其中の地理的整理法は通信販賣業等に極めて便利である。

(3) 項目番號順整理法　此方法は精確で、且交互引照・再整理及び對內連絡上甚だ都合がよいけれども、索引作成といふ面倒があるので困る。

## 綜合式書類整理法の構成

此樣にこれらの方法には夫々長短はあるが、項目番號順整理法に表題及び客先を附記すれば、索引の心配はなく、手續の系統が充分合理的に立つて、事務の能率は自然に增進する。本書では之を綜合式書類整理法と名づける。





各種の手續を難(=一般)、照(=引合)及び注(=注文)の三種に分ち、照け、照番號は見積依賴書に、注番號は注文書に先づ之を記入した上で、これら見積番號の下に順次整理して行く時は、整理書類(ファイル)さへ見れば、誰にでも仕事の現狀が系統的に明かに判るから、一度に何十口といふ取引を行つても、事務が混亂しないであらう。

番號による書類の取扱に就ては、以上の項目番號順整理法と共に書狀番號の事を述べて置く必要がある。官廳等では出狀毎に順次番號を附し、以て完全に出狀の管理をして居る。商店でも本店・支店及び出張所間の書狀には、書狀番號を用ひて事務の連絡を計り、出狀の誤脫を統制する。例へば、東京本店から大阪支店への書狀は、冒頭に「東大第△△號」、逆に大阪支店から東京本店宛の書狀は、「大東第○○號」と記して置くが如き、又東京貨物係から大阪貨物係宛の書狀には「東大貨第××號」の如き番號を附けるのである。

かゝる書狀番號の制度を採用すると、本店・支店及び出張所間の仕事は、連絡が圓滑正確となる。これら書狀を受けた時には番號順に綴込んで置く。そしてかゝる書狀の出入に對して綜合式書類整理のファイル中に「何々の件東大貨第××號參照」といふ樣な覺書(メモ)を入れて置く。

立體式書類整理器とルーズ・リーフ式綴込

## 書類整理器

綜合式書類整理法は立體式書類整理器(Vertical Filing Cabinet)を使ふと、最も簡便に實施する事が出來る。ルーズ・リーフ式綴込は穿孔器使用や締金使用の面倒があるが、此面倒さへ忍べば、此綴込器でも綜合式書類整理法を充分に實行する事が出來る。

ルーズ・リーフ式綴込は左開きにすると、(一)對照上表紙が邪魔にならず、(二)發信者氏名・番地・電話等が見よいので事務が樂である。

## 綜合式書類整理法の實行

書類整理の實行

立體式書類整理器の使用

受付けた書類、卽ち、電報送達紙・書狀・注文書・送狀・契約書等各種の書式、並に出した書類、卽ち、電報賴信紙控・書狀の控・各種の書式又は書式の控は、綜合式書類整理法で整理保存するがよい。これらの書類には夫々照番號か注番號が書入れられるか、又雜ならば「何々の件」と表書をして整理されるのであるが、いづれの用紙も普通の厚さの紙か又はそれより厚いものばかりにして置けば、整理は誠に容易である。

立體式書類整理器を用ふる場合には、先づフォールダー(Folder)(厚紙を二つに折りたるもの)の見出に表題卽ち當店の番號、題目及び客先を記し、當店番號記入の注文書を第一とし、之を基本として順次書類を重ねフォールダーを閉ぢ、整理器の引出しへ容れゝばよく、必要の際はフォールダーを引出して之を開き、用濟みの上は又前通りに保管する(挿圖參照)。此方法は書類の挿入れも引出しも自由な爲、書類紛失の憂が

あるやうに思はれるが、見出しが容易で出し入れが手輕く、極めて能率的である。

書類を紐綴ぢにするのは出し入れが不便で困る。ルーズ・リーフ式は紐綴ぢよりはよいけれども、穿孔器を使つたり、締金を動かさねばならず、立體式の様に便利には行かない。

模擬實踐では、綜合式整理法に從ひ、各項目毎に書類を順次蒐集し、照は見積依賴書を、注は注文書を表紙にして、各項目毎にクリップで止める事にすれば、便利である。

## 第四章　證據保全

### 證據保全の必要と方式

相手方がなければ商業は出來ぬ。然るに自分の地歩を確保しつゝ相手方と協調して行くには、各種の行爲に對する證據を完全



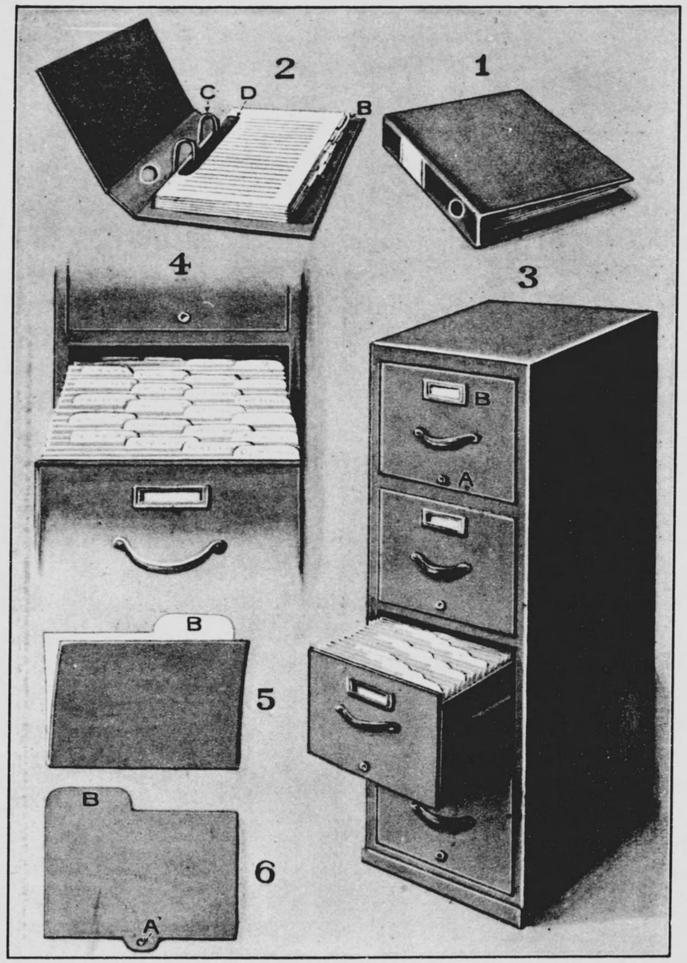


1. ルーズ・リーフ式ファイル(閉ぢた處)　2. 同上(開いた處)　3. 立體式書類整理器　4. 同上(抽出を開けた處)　5. フォールダー　6. 大見出しの用紙
A. 眞鍮の細棒がA'の孔を貫いて大見出しを止める
B. 見出し　C. 締　金　D. 押への金
ルーズ・リーフは左開きが都合がよい.

に保全して置かねばならぬ。商人の活動は多く此證據を基礎として行はれる。卽ち、商人は相手方と協調して行く必要からも、單に次の活動を行ふ上からも、充分に證據の保全を行ふ必要がある。

證據保全の方式

書類の證據保全

書留と送達簿

證據保全の方式は、書類・印章・登記及び帳簿の四項に大別される。

## 書類による證據保全

書式は證據保全の標準化したものと見るべく、電信・書狀の本書及び控は勿論、確め狀等はいづれも內容に關する證據保全の方式で、更に、書留郵便・配達證明・內容書留や、送達簿は書類送達に關する證據保全の方式である。

內容書留は郵便局から用紙を貰ひ、之に記入して料金を納め、局の證明を受けるもので、送達簿は使の者に書狀を持たせてやる場合、之に書狀名及び名宛を記入し、日附を書入れてやる判取帳の樣なもので、受信者は認印を押して書狀を受取り、使の者も亦自分の



認印を押して責任を明かにする。

法律關係

署名と印章

署名の練習

## 印章及び署名

民法では權利義務の發生消滅及び變更に關する文書には署名が要る事になつて居るが、商法では便宜上記名捺印でもよい事になつて居る。外國では署名が多く、印章の使用が少い。

署名は正確で盜用の憂なく、專門家に鑑定させれば僞筆が容易に分るので、銀行等では之を重視して居るが、印章は手輕に使用が出來て見分けが容易な爲、我國では廣く行はれて居る。卽ち、店の印、重役・支配人・課長及び係員の印は、各種の書類に押され、作成・檢閱・記名又は取扱の證左に供される。

署名は正確なるもの故、誰にも直ぐ眞正なものかどうか判別のつく樣に、平生から練習して置く必要がある。銀行等では印鑑用紙に署名と印章とを屆出させ、小切手等は之を照合してから支拂

ふ事になつて居る。

個人の印も役員の印も慣習上實印と認印とに分けられる。認印は當人の姓等を刻し一般の使用に供し、實印は時に役名をも刻し重要書類にのみ使用する。實印は通常住居地の市區役所又は町村役場に登錄する。登記其他重要な法律行爲をした場合、關係書類の捺印には印鑑證明書が要る。印鑑證明は印鑑を屆けて置いた市區役所又は町村役場につき、一定の證明料を納めて之を受けるものである。

## 登錄・登記及び公正證書の作成

商標・特許・意匠新案は商工省特許局に登錄せねばならない。之は夫々の審査の結果でなければ登錄されない。殊に特許は面倒であるから、これらの事は寧ろ辨理士に頼むがよい。

登記は不動產の賣買・相續及び地上權・抵當權設定、商號、會社の設



置、支店の設置、支配人の選任に就て之を行はねばならない。登記の手續は性質上嚴密を要するので、書類が少しでも不備ならば、翌日に廻される懼があるから、大概な場合印鑑證明書を持參して區裁判所所屬の代書人に頼むがよい。賣買・地上權及び抵當權の登記には兩當事者の立會が要るから、豫め代書人に書類の作成を頼んで置き、登錄當日打合はせの時間に兩當事者同行して、代書人の指圖に從ひ、登記濟の通知あり次第、區裁判所の窓口から立會で書類を受取るが

拾圓印紙

## 商號登記申請

一登記ノ目的　商號新設登記
一登記事由　商業ヲ營ム爲商號ヲ新設シタルニヨリ本店ノ所在地タル當所ニ於テ左ノ事項ノ登記ヲ求ム
一商號　みのり屋呉服店
一營業ノ種類　一般ノ織物及ビ既製衣類小賣業
一營業所　前橋市桑木町二十九番地
一商號使用者ノ氏名　富永福藏
一登錄稅額　金拾圓也

右登記相成度此段申請候也

昭和△年四月二十五日　前橋市桑木町二十九番地　富永福藏㊞

前橋區裁判所判事　元野明殿

よい。賣買代金の授受は此際に行ふのが原則である。

**會社設立等の登記**

商號・會社設立等の登記は相手方がないから、手續の始めから登記濟書類の受取まで全然代書人に委託し、登記濟の通知があつてから取りに行けばよい。

**公正證書**

設立の登記が濟んだら、會社は登記の謄本を區裁判所から受取り、稅務署及び市區役所又は町村役場に提出せねばならない。

此登記の謄本は登記の原本から所要事項を拔萃したもので、之を貰ふには一通一圓かゝる。定款變更・支店設置・支配人選任等の登記の場合には、此謄本を添へねばならない。

金錢の貸借や不動產等の賃貸借に當り、其契約書を公正證書にして置くと、相手方が契約を履行せぬ際、裁判を俟たないで強制執行が出來る。公正證書を作るには、貸借兩當事者が公證役場に至り、貸主先づ貸借條件及び契約の所要事項を公證人に話し、公正證



書の作成を頼む。公證人は之に基いて公正證書を作り、兩當事者列席で之を讀み聽かせ、兩者とも異議なき時は記名調印をさせる。かくして公正の手續が終れば公證人は印紙代及び手數料を請求する。これらの印紙代及び手數料は兩當事者が協議の上で其負擔を定める。

**正本・副本**

賣買及び抵當の登記書類並に公正證書は正副二通を作り、副本は裁判所又は公證役場に保管し、正本は當事者の一方に渡す。他の當事者は請求の上で謄本を貰ふもので、公正證書の謄本は一通二十錢である。

**計畫の根據**

## 第五章　帳簿

### 書類と帳簿

計畫的に仕事をすれば、大概の場合、正確と能率とが望める。計

書類と帳簿

帳簿設定の大要

畫と計畫の實行には左の二つの條件が必要である。

(1) すべての明確・精細な事情が、常に容易且迅速に知れるやうに整理されて居る事。

(2) 全體に對し、各部分に對し、最新の事情がいつも一目に表示されて居る事。

此二つを具體的に備へて居るのは書類と帳簿であるが、詳述と證憑力とは書類が、一目に示すのには晷齒輔車の關係があるが、書類をして此使命を發揮させるには、前述の通り綜合式書類整理法の如き方法を採用するがよい。

**帳簿の設定**

帳簿は營業の性質・方針及び事務組織の三つによつて設定すべきもので、すべての商店は全く同じ帳簿を採用する事が出來ないけれども、商業簿記の教ふる主要帳簿を基本とし、補助簿で適宜修



補助簿

傳票の使用

正すれば、大概間違ひなく行くであらう。

例へば、多種目の商品を取扱ふ場合には、仕入・販賣に關する補助簿を設け、主要帳簿には之に對し一箇若しくは少數の商品勘定を設定し、詳細内譯はカード又はルーズ・リーフの商品元帳に讓るがよく、掛賣の多い店では他店元帳を特設し、手形取引が多いならば、手形に關する補助簿を作るの類である。

實社會では傳票を使ふ店が多いから、仕譯帳は重要な主要帳簿ではあるが、之を省略して居る場合が隨分ある。

# 第二編　雜取引

（本編所管事項の書類整理は部門別法による）

## 第六章　當座預金及び振替貯金

### 當座預金開始

當座勘定を開くには業務に都合のよい銀行を選ぶべきは勿論であるが、銀行の良否は自己の信用に響く故、なるべく確實な銀行と取引するがよい。開始には紹介者が同伴するか又は豫め銀行へ話して置けば、紹介狀は略される（一般手續は第四五頁要覽第一號參照）。

取引開始後の預入れは當座勘定入金票綴込帳に記入し、之に小切手・現金其他を添へて出納係へ拂込む（要覽第一號附屬手續圖參照）。

當座預金は小切手で引出すのが原則であるが、特に契約して置







けば滿期手形を支拂つて貰へる。

商人は資金を常に有利に使ふやうにせねばならぬ。當座預金は低利故、當座尻は信用や感情を害はぬ程度に止め、無闇に多くする要なく、其代り借越契約をして置くがよい（借越は第六七頁要覽第二號參照）。

**【例題】**(1)

各自の親しき友人を紹介人として、興國銀行に當座勘定を開き、金貳千圓也預入れをし、之に要する各種書式の記入を行ひ、

日までに提出なさい。

### 當座勘定紹介狀

住所　東京市日本橋區大傳馬町二丁目十九番地
職業　織物商　富井清

拙者知己富井清氏御紹介申上候何卒御引見被下度同氏ハ元服部合名會社ニ勤務致居候處今般同會社後援ノ下ニ織物卸商ヲ開業セラレタル者ニ有之性格其他貴行トノ御取引ニ就テハ拙者ニ於テ責任ヲ以テ保證仕候間御調査ノ上當座取引ノ儀御許可被下度願上候

敬具

東京市日本橋區本町三丁目五番地
金山重信

昭和△年五月一日

株式會社　興國銀行
支配人　石橋金藏殿

印紙 印 参銭

拙者今般左ノ貴行當座勘定規定及ビ小切手用法トモ承諾ノ上貴行ト當座勘定取引相開キ候ニ付テハ後日ニ至リ如何樣ノ事故相生ジ候トモ一切拙者ニ於テ取捌キ致シ貴行ヘ聊モ損失迷惑相掛ケ申間敷候也

昭和△年五月壹日

住所 東京市日本橋區大傳馬町貳丁目拾九番地
職業 織物商
姓名 富井清 印

株式會社 興國銀行 御中

## 當座勘定規定

一、當行ハ當座勘定ノ御取引先ニ對シ通帳、小切手帳及ビ入金票ヲ御渡シ可申候
但御取引先又ハ當行ノ都合ニ依リ入金票ヲ使用セザル場合可有之候
一、御入金ハ總テ當行ヨリ御渡シ申置候入金票ヘ金額、氏名及ビ年月日御記載ノ上振込金ヲ添ヘテ御差出被下度當行ニ於テ其金員ヲ收納候トキハ入金票ノ一片ニ證印ノ上御返戻可申候
一、御引出ニハ總テ當行ヨリ御渡シ申置候小切手ヲ御使用可被下候
但右振込金ニ關シ當行ニ於テ故障アリト認メ候トキハ其入金ヲ拒絶又ハ既ニ通帳ニ記入、證印後ト雖其入金額ヲ取消ス事可有之候
一、御引出ニハ總テ當行ヨリ御渡シ申置候小切手ヲ御使用可被下候
一、御振出ノ約束手形又ハ支拂御引受ノ爲替手形ニシテ當行ヲ支拂場所ト被致候トキハ當行ニ支拂ヲ御委託相成候モノト見做シ滿期日以後該手形所持人ヨリ當行ヘ呈示有之候トキハ當座勘定ヨリ御支拂可申候
一、御振出ノ小切手ニ對シ當行ガ支拂保證ヲ致候トキハ御振出人ノ當座勘定ヨリ御支拂可申候
一、筋引又ハ記名式ニ非ザル小切手ハ總テ持參人ニ御支拂可申候
一、小切手ハ御振出ノ前後ニ不拘當行ヘ呈示有之候順序ニ依リ御支拂可申候
一、呈示期間ヲ經過シタル小切手ト雖御振出人ヨリ別段ノ御申出無之トキハ支拂ヲ謝絶可申又同時ニ呈示ヲ受ケタル數通ノ小切手、手形ノ總額ヲ支拂フニ不足候トキハ其何レヲ支拂フモ當行ノ任意タルベク候
一、御預リ金ガ御振出ノ小切手、手形ノ金額ヲ支拂フニ不足致候場合ハ御支拂可申候
一、小切手、手形ニ御使用ノ印鑑及筆蹟ハ豫メ當行ヘ御屆出置被下度候
一、小切手ヲ代筆シ以テ御振出ノ場合ハ代筆者ノ筆蹟ヲ又代理人ヲシテ振出サシメラルヽトキハ代理人ノ氏名筆蹟及印鑑ヲ前以テ御屆出置被下度候
一、御振出ノ小切手、手形ヲ紛失被致候トキハ直ニ其小切手、手形ノ要件御記載ノ上支拂差止方ヲ當行ヘ御請求被下度候
一、通帳、小切手帳、入金票及印章ヲ喪失被致候トキハ直ニ其旨當行ヘ御屆出被下度候
一、前二項ノ御屆出ヲ遲怠被致候爲ニ小切手、手形ヲ當行ガ適法ニ支拂致候場合又ハ僞造變造及印章盜用ノ事故ニ依ル小切手、手形ヲ當行ガ支拂致候爲ニ生ジタル損害ニ對シ當行ハ其責ニ任ジ不申候
一、通帳ハ時々當行ヘ記帳ノ爲御差出被下度候
一、御預リ金ノ利息ハ當行所定ノ利率ヲ以テ毎年六月、十二月ノ各十五日ニ計算可申候
一、當座勘定利率ハ變更ノ都度新聞紙及店内ニ掲示可申候
一、當座勘定ノ附被下度候
一、御取引先ハ此規定ト小切手帳ノ小切手用法トヲ御確守被下度若シ之ニ違ハレ候爲ニ生ジタル損害ニ對シ當行ハ一切其責ニ任ジ不申候
一、此規定ハ當行ノ都合ニ依リ改定スル場合可有之候

以上

株式會社 興國銀行



一、爲替取組先ニ於テ御取引先ノ當座勘定口ヘ振込金ヲ受入候トキハ當行ハ一切其責ニ任ジ不申候
但不渡ト相成候切手、手形ノ權利保全行爲ニ就テハ當行ハ其爲替取組先ノ報告到達日ヲ起算日トシテ振替金可申候

M 08422

小切手

渡先 島野繊造殿

**金參阡貳百七拾四圓也** ¥3,274.00

右金額此小切手持參人へ御拂渡相成度候也

昭和△年五月十四日

振出地 東京市日本橋區大傳馬町貳丁目拾九番地

富井清 富井

東京市日本橋區通一丁目

株式會社 興國銀行 御中

富井

---

No. M 08422

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日附 | △/5/14 | | | |
| 渡先 | 島野繊造 | | | |
| 摘要 | 註第299號 絹大島 300疋代 | | | |
| 繰越高 | 1 | 351 | 55 | |
| 預入 | 3 | 570 | — | |
| 計 | 4 | 921 | 55 | |
| 小切手 | 3 | 274 | — | |
| 差引残 | 1 | 647 | 55 | |

（著者註）切取から左振出人の控

---

## 當座勘定入金票

昭和 △ 年 5 月 12 日

| 姓名 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富井清 | 現金 | | | | | 2 | 4 | 6 | — |
| | 當店宛手形 | | | | 2 | 1 | 5 | 0 | — |
| | 他店宛手形 | | | | | | | | |
| | 東京渡手形 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 合計 | | | | 2 | 3 | 9 | 6 | — |

追テ通帳へ記入可致候

株式會社 興國銀行 係印 収納

拍10

（著者註）綴込に附いたまゝ預金主に返される

---

## 當座勘定入金票

昭和 △ 年 5 月 12 日

| 姓名 | | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | 検印 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富井清 | 現金 | | | | | 2 | 4 | 6 | — | |
| | 當店宛手形 | | | | 2 | 1 | 5 | 0 | — | |
| | 他店宛手形 | | | | | | | | | |
| | 東京渡手形 | | | | | | | | | 出納係 |
| | | | | | | | | | | 係印 収納 |
| | 合計 | | | | 2 | 3 | 9 | 6 | — | |
| | | | | | | | | | | 主務係 |
| | 勘定科目 | | | | | | | | | |

係印 収納

（著者註）此書式赤刷

（著者註）こちらが預金係—支配人—計算係へ行く

拍10



---

受取證

一小切手 壹冊（五拾枚綴）

但 自 M八四〇壹

至 M八四五〇

右正ニ受取候也

昭和△年五月壹日

東京市日本橋區大傳馬町貳丁目拾九番地

富井清 富井

株式會社 興國銀行 御中

---

### 當座勘定入金票御使用について

一 當座勘定御入金の場合には此入金票を御使用のこと

一 ミシンより右半片は入金者に於て御認めのこと

一 文字は明瞭に御願ひのこと

壹、貳、參、拾を用ひて一、二、三、十、廿、卅の文字を避けたきこと

一 ミシンより左半片は入金を證する重要書類なれば大切に御保存のこと

一 當座勘定通帳は入金の都度必ずしも御持參に及ばず

（著者註）入金票別名、預金濟票又は當座預金振込票

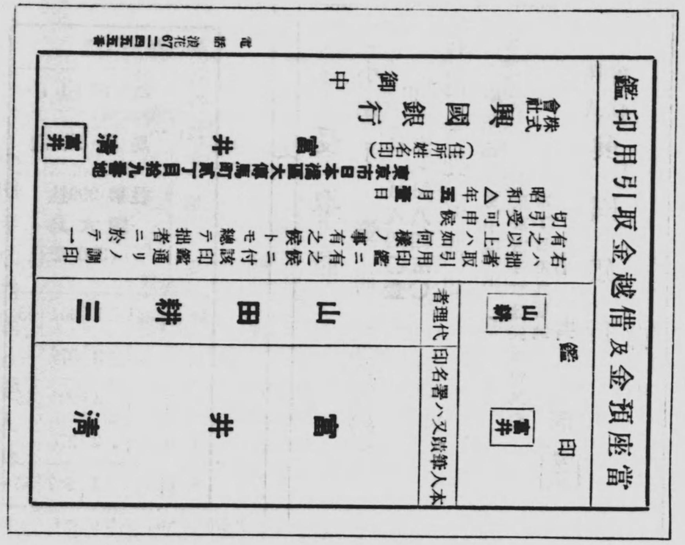
當座金預及越借引取用印鑑

電話 浪花 二四五五番

| 鑑印 | 鑑印 | |
|---|---|---|
| 山田耕三 | 山田耕三 | 富井清 |
| 本人又跡筆人署名印 | 代理者 | 富井清 |

右ハ拙者取引用印鑑ニ有之候ニ付該印鑑通リノ調印
切引受可申候
昭和△年五月壹日
東京市日本橋區大傳馬町貳丁目拾九番地
(住所姓名印)
株式會社 興國銀行
御中
富井清

## 當座小切手使用規定

一、此小切手御振出ノ場合ニハ金額竝ニ振出ノ年月日ヲ記入シ振出人又ハ其ノ代理人自ラ之ニ御署名調印被下度候

二、小切手ニ金額御記入ノトキハ壹、貳、參、拾等ノ數字ヲ用ヒ一、二、三、十又ハ廿、卅等ノ數字ハ御使用無之樣願上度又金額ヲ訂正若シクハ描改書入等ヲ爲シタル小切手ハ時宜ニ依リ支拂ヲ拒絶スルコト可有之候ニ付キ御振出ノ際特ニ御注意被下度候

三、小切手ニ支拂期日ヲ記載スルコトヲ御失念ナキヤウ御注意ノコト

四、小切手ニ用フル振出人ノ筆蹟竝ニ印鑑ハ豫メ當行ヘ御屆出被下度若シ振出人事故アルトキ代理人ヲシテ小切手ヲ振出サシムル場合ニハ豫メ其代理人ノ氏名其筆蹟印鑑ヲ御屆出被下度候

五、小切手面ニ形式上不備ノ點無之共當行ニ於テ懸念スベキ廉アリト認メ候場合ニハ取調ノ爲メ之ガ支拂ヲ猶豫致シ候事可有之候

六、小切手ヲ喪失シ又ハ一度振出シタル小切手ヲ取消シ若クハ書キ損ジタル場合ニハ其ノ番號金額及受取人ノ氏名等ヲ當行ヘ御通知被下度御通知前ニ支拂致シ候節ハ當行ハ其責ニ任ジ不申候

七、小切手ニ御使用ノ印章ヲ喪失シタル場合ニハ直ニ其旨當行ヘ御屆出被下度萬一御屆出前ニ該印章押捺ノ小切手ニ對シ支拂致候場合ニハ當行ハ一切其責ニ任ジ不申候

八、此小切手ヲ使用シ盡シタルトキハ小切手帳ニ添付有之候受取書ヲ以テ新帳ヲ當行ヨリ御受取被下度候

九、此小切手帳ハ大切ニ御保管相成度若シ火災盜難等ニテ喪失ノ場合ニハ其旨早速御屆出被下度候

十、當座勘定ノ取引ヲ御解約ノトキハ此小切手用紙ノ殘餘ハ悉皆銀行ヘ御返送被下度候

十一、振出人ニ於テ此小切手使用規定ニ違背シ爲ニ生ジタル損害ハ當行ニ於テ一切其責ニ任ジ不申候

右ノ條々御承認ノ上御取扱被下度候也



小切手の作成

小切手の受入れ

小切手の取立

## 小切手の作成と受入れ

小切手は改竄の餘地のないやう、僞筆の出來ぬやう記入せねばならない。文字は詰めて書くか、離して書くなら正確な間隔を置くと、不正な書入が直ぐ知れるし、數字は壹・貳・參・拾等を用ひ、誤字の訂正をしてはならぬと同時に、記入上一寸氣のつかぬ特徴をつけて、當座係にだけ知らせて置くがよい。

小切手を受入れる時は、金額欄の數字とアラビヤ數字とが一致して居るか否か、日附が何日になつてゐるか、又署名・印章等を注意せねばならぬ。幾日もたつた小切手や先日附の小切手でも日附は注意して授受しなくてはならぬ。

小切手は日附後十日以内に取立てる樣にせねばならぬ。信用ある小切手ならば、銀行に賴んで其後でも支拂を受ける事が出來るかも知れないけれども、之は特別な取扱ひと思はねばならぬ。

筋引小切手
支拂保證小切手

商人は適宜自己宛の小切手や筋引小切手及び支拂保證小切手を運用する事が出來る。

**筋引小切手と特別筋引小切手**

表面に二本の並行線を引き、又は其並行線内に「銀行」と書いてある小切手は、筋引小切手といつて、銀行だけにしか支拂つて呉れない。そこで筋引小切手の所持人は知合ひの銀行に賴んで金をとつて貰ふ。又並行線の間に「何々銀行」と銀行名を書いたのは、特別筋引小切手といつて、其銀行でなければ支拂つて呉れない。此二つは盜難豫防の爲の制度である。

**支拂保證小切手**

小切手金額支拂の保證を賴むと、銀行は其預金主の當座勘定を減らし、上掲の通り支拂保證をして呉れる。隔地間の支拂、官廳の納金は、屢〻支拂保證小切手による。

**【例題】**(2)

(a) 甲田一郎受取の ¥320.00 小切手を提出せよ。
(b) 音川藤三受取の ¥50.60 筋引小切手を作れ。
(c) 夏山茂渡 ¥132.00 特別筋引小切手を作成せよ。



(筋引小切手)

M 08423

小切手

渡先

金參百五拾圓也 ¥350.00

右金額此小切手持參人へ御拂渡相成度候也

昭和△年五月拾九日

振出地 東京市日本橋區大傳馬町二ノ十九

富井清㊞

東京市日本橋區通一丁目
株式會社 興國銀行御中

(特別筋引小切手)

株式會社第一銀行

M 08429

小切手

渡先

金壹阡參百圓也 ¥1,300.00

右金額此小切手持參人へ御拂渡相成度候也

昭和△年六月貳日

振出地 東京市日本橋區大傳馬町二ノ十九

富井清㊞

東京市日本橋區通一丁目
株式會社 興國銀行御中

(支拂保證小切手)

M 08433

小切手

渡先

金五阡四百圓也 ¥5,400.00

右金額此小切手持參人へ御拂渡相成度候也

昭和△年七月五日

振出地 東京市日本橋區大傳馬町二ノ十九

富井清㊞

東京市日本橋區通一丁目
株式會社 興國銀行御中

昭和10年7月6日
支拂保證第311號
¥ 5,400.00

株式會社興國銀行
支配人
石橋金藏㊞

| 10年 | 摘要 | 小切手番號 | 引出シ金額 | 預ケ金 | 借又預 | 殘高 | 檢印 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 2 | | | | 2500000 | 預 | 2500000 | (小判) |
| 4 | | 103 | 35000 | | | | |
| 7 | | 104 | 63505 | | | | |
| 8 | | 106 | 1528 | | | | |
| 10 | | 105 | 18500 | | | | |
| 15 | | 107 | 7830 | | | | |
| 18 | | | | 3650000 | 預 | 27286 37 | (小判) |

（著者註）摘要欄は能率上一般に記入を行はず。詳細は支拂濟小切手の綴及び入金票綴で判る。＝書類と帳簿分業の實例





自己の資力以上の小切手は原則上發行してはならぬ。不渡小切手は銀行の屆出により手形交換所之を掲示する。組合銀行には小切手の不渡に對し一定の制裁規定があるので、不渡小切手の振出人は一定期間中當座取引が不能になり、興信所の報告にも小切手不渡の事が顯れるから、其人は信用上大打撃を受ける。又銀行では預入れとして受理した小切手が不渡になつた時には、通常預入者に其金額の小切手を振出させて、預入者の勘定を調整する。



**特別當座預金**

特別當座預金は又小口當座預金ともいひ、通帳を持參すれば何時でも預金が引出せるが、小切手は振出せない。銀行は相當信用を認めないと當座取引を承諾しないから、多くの人々は特別當座預金で我慢するのである。特別當座預金の手續は銀行へ行けばすぐ判る。別に準備などは要らない。但

し、荷爲替は當座預金主でなければ實際上殆んど取組めない。

**振替貯金**

金錢保管の機關は銀行預金と郵便貯金である。振替貯金に入るには、上利用される郵便貯金は振替貯金である。振替貯金加入請求書に加入料金拾圓を添へ、郵便局へ提出し、口座番號の通知を受ける。口座が出來たら左の方法で之を利用する。

(1) 加入者間の支拂　振替貯金拂出票を郵便局へ出すと、貯金局で兩方の口座間に振替記入をする。

(2) 加入せぬ者に送金するには　振替貯金拂出票を郵便局に出すと、貯金局で振出者の口座を減らして拂出證書を作り、之を受取人に送つて指定の郵便局から現金を受取らせる。

(3) 加入せぬ者が加入者に送金するには　振替貯金拂込用紙に記入し、送金及び送金料を添へて郵便局へ出す。貯金局では加入者の貯金を增し、拂込通知票を加入者に送る。拂込通知票の裏面は通



## 地所家屋買入並に登記手續 —實際—

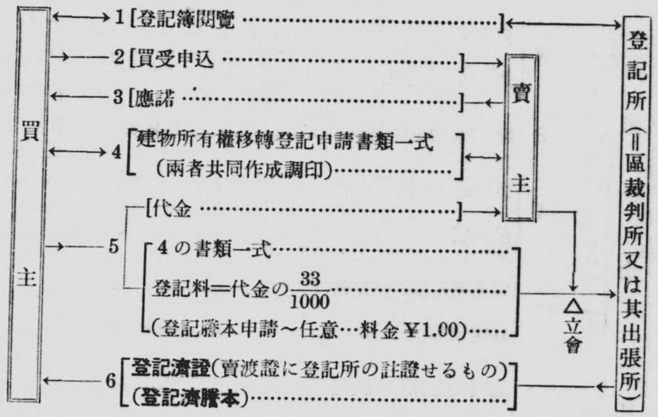


**建物所有權登記申請書類內譯**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建物所有權移轉登記申請書 | 1 | 賣渡證 | 1 |
| 委任狀(賣主·買主各一通) | 2 | 登記簿抄本(法人の場合必要) | 1 |
| 登記義務者の權利に關する登記濟證(俗に權利書) | | | 1 |

**書類に關する注意**

登記簿抄本は其會社の管轄區裁判所にて一通拾五錢の手數料にて下付する。

賣買若しくは抵當權設定の場合に於ける登記義務者(賣主又は債務者)の權利に關する登記濟證と稱するものは、其所有權を取得したる時の登記濟證書にして大體左の種類がある。

1) 家督相續登記濟證書　2) 土地賣買の時の賣渡證書
3) 土地競賣の時の競落許可決定　4) 土地贈與の場合の土地贈與證書
5) 判決に因り所得の場合は其判決　6) 其他

登記稅は其登記所が指示する場所へ收入印紙を貼付するのである。

**備考**

手續階程4は通常代書人に依頼して行ひ、代書人は適時5を指導する。登記謄本は登記に誤脫なきを檢する爲と、他日權利の移轉又は抵當權設定の場合登記せる事實を立證する便宜に供する爲に、任意申請して取つて置くのである。

## 要覽 No.1　當座預金開始手續

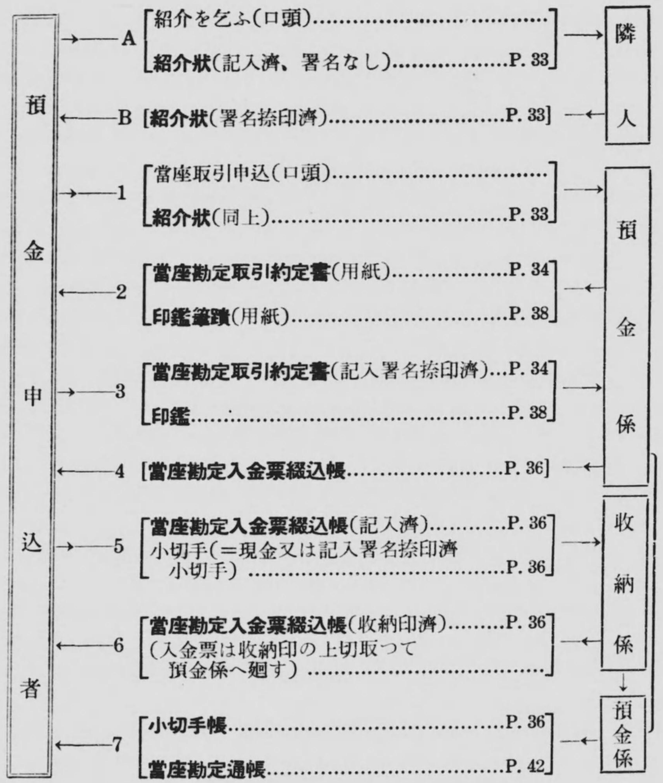


**所要書式　6種**

| | |
|---|---|
| 紹介狀 | 當座勘定取引約定書 |
| 印鑑 | 當座勘定入金票綴込票 |
| 小切手帳 | 當座勘定通帳 |

## 當座勘定開始手續　—實際—

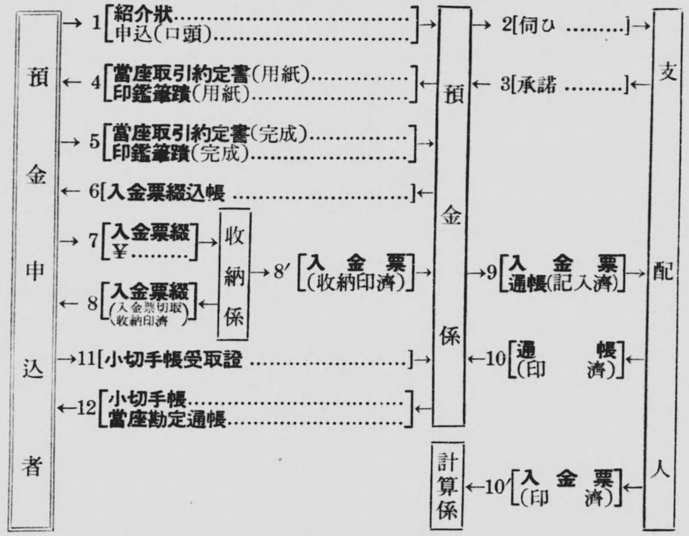


## 當座預金直接預入及び通帳記入手續

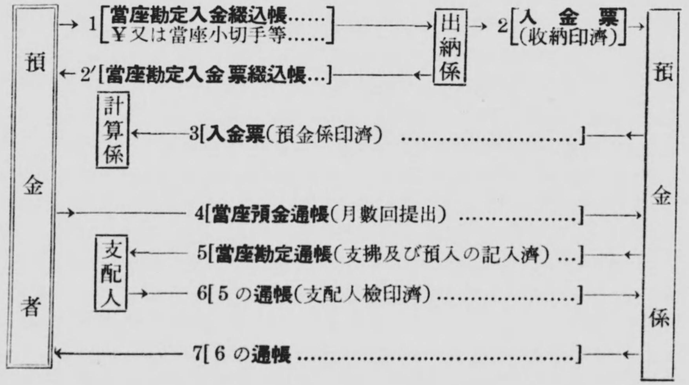




方の口座間に振替記入をする。

(2) 加入せぬ者に送金するには　振替貯金拂出票を郵便局に出すと、貯金局で振出者の口座を減らして拂出證書を作り、之を受取人に送つて指定の郵便局から現金を受取らせる。

(3) 加入せぬ者が加入者に送金するには　振替貯金拂込用紙に記入し、送金及び送金料を添へて郵便局へ出す。貯金局では加入者の貯金を增し、拂込通知票を加入者に送る。拂込通知票の裏面は通

## 地所家屋買入並に登記手續 —實 際—

**建物所有権登記申請書類内譯**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 建物所有権移轉登記申請書 | 1 | 賣渡證 | 1 |
| 委任狀(賣主·買主各一通) | 2 | 登記簿抄本(法人の場合必要) | 1 |
| 登記義務者の権利に關する登記濟證(俗に権利書) | | | 1 |

**書類に關する注意**

登記簿抄本は其會社の管轄區裁判所にて一通拾五錢の手數料にて下付する。

賣買若しくは抵當權設定の場合に於ける登記義務者(賣主又は債務者)の權利に關する登記濟證と稱するものは、其所有權を取得したる時の登記濟證書にして大體左の種類がある。

1) 家督相續登記濟證書　2) 土地賣買の時の賣渡證書
3) 土地競賣の時の競落許可決定　4) 土地贈與の場合の土地贈與證書
5) 判決に因り所得の場合は其判決　6) 其他

登記稅は其登記所が指示する場所へ收入印紙を貼付するのである。

**備考**

手續階程4は通常代書人に依頼して行ひ、代書人は適時5を指導する。登記謄本は登記に誤脫なきを檢する爲と、他日權利の移轉又は抵當權設定の場合登記せる事實を立證する便宜に供する爲に、任意申請して取つて置くのである。



信文記入欄になつて居るから、送金の要件を其際一緒に通信する事が出來る。

振替貯金の手續は面倒な事はない。最も多く使はれる振替貯金拂込用紙は、監査票拂込票拂込通知票及び受領票の四部がミシン線で連つて居て、記入上の注意がすぐわかる様に明瞭な目標がつけてある。

## 第七章　營業施設

### 第一節　家屋及び什器

**家屋及び什器の買入其他**

商人は營業所を設け、營業用什器を準備せねばならぬ。

**【例題】**(3)

今營業用家屋及び什器を左の通り買入れる(家屋の買入は第四六頁實際圖參照)。

一木造瓦葺貳階建店舖向家屋　總坪數參拾九坪五合　地上權附金四千圓也
　但し橫濱市中區本町一丁目拾番地内國商事株式會社(管理部)所有地所在
一金庫　ベント式オール·スチール第十號　壹箇　金參百圓也
一机·テーブル·椅子·火鉢·戸棚·カウンター其他一式　金五百圓也
一電話加入及び取附費一式　金四百五拾圓也
(a) 右賣主(=管理部)へ小切手にて支拂ふ。
一店舖用建物所有權登記料千分の參參　金百參拾貳圓也
一同上代書料　金參圓五拾錢
(b) 右代書人(=管理部)に小切手にて渡す。
一通信費及び雜費等前渡　金參拾圓也
右用渡方(管理部代行)に支拂ふ。

(以　上)





**不動產登記**

家屋を買入れた時は管轄の區裁判所に建物所有權移轉の登記をせねばならない(第四六頁手續圖參照)。

信文記入欄になつて居るから、送金の要件を其際一緒に通信する事が出來る。

振替貯金の手續は面倒な事はない。最も多く使はれる振替貯金拂込用紙は、監査票・拂込通知票及び受領票の四部がミシン線で連つて居て、記入上の注意がすぐわかる樣に明瞭な目標がつけてある。

## 第七章　營業施設

### 第一節　家屋及び什器

### 家屋及び什器の買入其他

商人は營業所を設け、營業用什器を準備せねばならぬ。

【例題】(3)

今營業用家屋及び什器を左の通り買入れる(家屋の買入は第四六頁實際圖參照)。

一木造瓦葺貳階建店舖向家屋　總坪數參拾九坪五合　地上權附金四千圓也
　但し横濱市中區本町一丁目拾番地内國商事株式會社(管理部)所有地所在
一金庫　ベント式オール・スチール第十號　壹箇　金參百圓也
一机・テーブル・椅子・火鉢・戸棚・カウンター其他一式　金五百圓也
一電話加入及び取附費一式　金四百五拾圓也
(a)右賣主(=管理部)へ小切手にて支拂ふ。
一店舖用建物所有權登記料千分の參參　金百參拾貳圓也
一同上代書料　金參拾圓也
(b)右代書人(=管理部)に小切手にて渡す。
一通信費及び雜費等前渡　金參拾圓也
右用渡方(管理部代行)に支拂ふ。

(以上)





### 不動產登記

家屋を買入れた時は管轄の區裁判所に建物所有權移轉の登記をせねばならない(第四六頁手續圖參照)。

受 昭和 年 月 日
附 第 號

登記事務分掌
調査 記入 付 通知

# 建物賣買ニ付登記申請

一不動產ノ表示　末尾記載ノ通
一登記原因及其日附　昭和△年五月參拾日賣買
一登記ノ目的　所有權移轉ノ登記
一課稅標準　不動產價格金四阡圓也
一登錄稅　金百參拾貳圓也

【所有權移轉登記申請書用紙　司法代書人會】

一不動產登記法施行細則第四拾條第四拾五條ノ事項
一附屬書類ノ表示
一建物賣渡證書　壹通
一內國商事株式會社ノ權利ニ關スル登記濟證書　壹通
一株式會社登記簿抄本　壹通
一委任狀　貳通

右登記相成度此段申請候也

昭和△年六月五日

# 登記簿抄本

一登記　第壹〇參〇貳號
一商號　內國商事株式會社
一本店　東京市日本橋區通壹丁目壹番地
一取締役大海廣太郎ノ氏名住所
東京市芝區高輪南町八番地
大海廣太郎
一代表取締役ノ氏名
大海廣太郎

右抄本ハ登記簿ニ依リ之ヲ作リ茲ニ登記簿ト相違ナキコトヲ保證ス

裁判所印
昭和△年六月五日
東京區裁判所
裁判所書記　安齋實次　印



賣主　東京市日本橋區通壹丁目壹番地
內國商事株式會社
法定代理人
東京市芝區高輪南町八番地
取締役社長　大海廣太郎　印
右代理人　橫濱市中區本牧町矢貳百五番地
小川代三　印
買主　橫濱市中區野毛町壹丁目五拾番地
清水耕治　印
右代理人　橫濱市中區住吉町貳丁目四番地
渡邊芳雄　印

# 橫濱區裁判所御中

不動產ノ表示
橫濱市中區本町壹丁目拾番地所在
一木造瓦葺二階家　壹棟
建坪　貳拾貳坪五合
二階　拾七坪
以上壹筆

登記稅ノ　印紙　印紙

貳錢印紙　印

# 委任狀

拙者儀差支ニ付橫濱市中區本牧町矢貳百五番地小川代三ヲ以テ代理人ト相定メ左ノ行爲ヲ委任ス
一橫濱市中區本町壹丁目拾番地所在木造瓦葺二階家壹棟建坪貳拾貳坪五合二階拾七坪ヲ昭和△年五月參拾日清水耕治ヘ賣渡シタルニ付護建物所有權移轉ノ登記ヲ橫濱區裁判所ヘ申請ノ件
一登記申請ニ關スル書類ノ作成ヲ爲ス事
但シ本申請ヲ取下グル場合ハ代理人便宜取下ヲ爲スコト迄委任ス

【委任狀用紙　司法代書人會】

右代理委任狀仍テ如件

昭和△年六月五日

東京市日本橋區通壹丁目壹番地
內國商事株式會社
右法定代理人
東京市芝區高輪南町八番地
取締役社長　大海廣太郎　印

(印) 五拾錢 印紙

## 建物賣渡證

不動產ノ表示
横濱市中區本町壹丁目拾番地所在
一木造瓦葺二階家　壹棟
建坪　貳拾貳坪五合
二階　拾七坪

此賣渡代金四千圓也
右物件前記代金正ニ受取リ貴殿ヘ賣渡申候處實正也爲後日證書依テ如件

昭和△年五月參拾日
東京市日本橋區通壹丁目壹番地
內國商事株式會社
右法定代理人
東京市芝區高輪南町八番地
取締役社長　大海廣太郎(印)
横濱市中區野毛町壹丁目五拾番地
清水耕治殿

(印) 貳錢 印紙

## 委任狀

拙者儀差支ニ付横濱市中區住吉町貳丁目四番地渡邊芳雄ヲ以テ代理人ト相定メ左ノ行爲ヲ委任ス
一横濱市中區本町壹丁目拾番地所在木造瓦葺二階家壹棟建坪貳拾貳坪五合二階拾七坪ヲ昭和△年五月參拾日內國商事株式會社ヨリ買受ケタルニ付該建物所有權移轉ノ登記ヲ横濱區裁判所ヘ申請ノ件
一登記申請ニ關スル書類ノ作成ヲ爲ス事
但シ本申請ヲ取下グル場合ハ代理人便宜取下ヲ爲スコト迄委任ス

委任狀贈紙　司法代書人會

右代理委任狀仍テ如件
昭和△年六月五日
横濱市中區野毛町壹丁目五拾番地
清水耕治(印)



火災保險契約手續
動產保險契約手續

## 第二節　火災保險の契約

### 火災保險及び動產保險の契約

買入れた建物に對し火災保險を契約する(第九五頁手續圖參照)。

什器及び店內の商品等には動產保險を附ける。其手續は火災保險に準じ、且火災保險と共に一枚の保險證券で濟ます事が多い(第五五頁參照)。

倉庫保管中の貨物は第十三章倉庫の箇所を、運送中の貨物に對する火災保險は第十二章運送保險及び積荷保險の箇所を參照。

生命保險・火災保險及び動產保險の手續は、競爭上、保險會社が萬事やつて呉れて、被保險者は何の面倒もない筈であるが、こゝに揭ぐる程度の事は、自衛上知つて置く必要がある。

火1

証券　第367號

保険料　¥56000　平均率 1.60

| 現収 | 振替 |
|---|---|
| | |

旧証券　第　　號更改

期日　昭和　年　月　日

# 火災保険申込書

（本申込書ニ申告價額トアルハ單ニ申込人ノ申出ニ止ルヲ以テ指寄登生ノ際ハ地價ニ於ケル其時ノ價額ニヨリ增減ヲ定ムルモノトス）

横濱　火災海上保険株式會社御中　　假領収書番號

昭和△年拾月壹日　　住所　目的所在地ニ同ジ

左記之通貴會社火災保険約款承認ノ上火災保険契約申込候也　　申込人　大方貳三郎㊞

扱店　　第　　號

保険金額　金參萬五千圓也

保険期間　自昭和八年拾月壹日午時　至昭和九年拾月壹日午後四時　壹ケ年間

保険ノ目的所在地　横濱市中區伊勢佐木町參丁目壹百五番地

保険ノ目的ノ所有者　申込人ニ同ジ
（申込人ト異ナル時ハ其理由）

| 建物等級 | 料率 | 符號 | 保険ノ目的（建物ハ其ノ構造用方、動産ハ其ノ種類及馬力） | 坪數、數量 | 申告價額 | 内譯保険金額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一級 | 一、六〇 | 一 | 木造亞鉛葺貳階建雑貨店舗兼住宅壹棟 | | | 下五參貳五 上四貳五〇 |
| 〃 | 二 | 動産 | 衣類、寢具、家具、什器其他家財品 | | 壹五〇〇〇円 | 壹〇〇〇〇円 |
| 〃 | 三 | 商品 | 毛織物、綿織物、洋服既製品及未製品 | | 七五〇〇 | 五〇〇〇 |
| 〃 | | 壹式 | 右第貳號及第參號目的ノ内收容 | | | |
| | | | 計 | | 參〇〇〇 | 貳〇〇〇 |
| | | | 重複保険 貴社契約 | | 五貳五〇〇 | 參五〇〇〇 |
| | | | 他社契約 | | | |

隣家ノ構造　隣家ノ業態

東／間　本造亞鉛葺貳階建　飲食店

西／間　〃造スレート葺〃建　金物店

南　六間道路　本造亞鉛葺〃建　書籍店

北　壹間　廊（煉瓦造コンクリート建屋根）　葺貳階建　質屋倉庫

直前契約會社名及其契約金額　東京海上火災保険會社（第壹號金五千圓也 第貳號金貳千五百圓也 第參號金壹萬圓也）

前記建物内ニ於テ營ムル、職業及馬力　洋服生地及既製品販賣

特定事項

部店長係次長調査カード圖面圖面指定符號濕期再保報告統計照合主任扱者傳票　證券　紹介

八年拾月貳日作成



領収割印　繼續期限期間　料率　保険料

| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | 繼續期限期間 | 料率 | 保険料 |
|---|---|---|---|
| 自昭和□△年十月一日 至昭和 年 月 日 | 一ケ年 | 1.60 | 五六〇〇〇円 |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |
| 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 | | | |

## 保険證券裏書條項

本契約保険ノ目的ニ對シ左記ノ通リ分擔契約締結シタルコトヲ承認候也

東京海上火災保険株式會社

第壹號目的ニ對シ金五千圓也
第貳號目的ニ對シ金貳千五百圓也
第參號目的ニ對シ金壹萬圓也

（著者註）これは火災保険申込書の裏面、方眼の個所は方眼線以外皆書入れ。

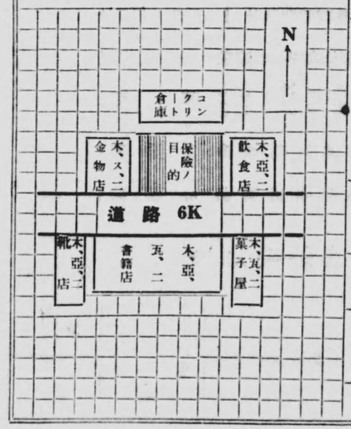

第壹〇參五號

參錢 收入 印紙

# 火災保險證券

保險契約者　大方良三郎殿

一保險金額　金參萬五千圓也　內譯 一、金壹萬圓也 二、金五千圓也 三、金貳萬圓也

一保險料　金五百六拾圓也　領收濟

一保險期間　自昭和△年拾月壹日午時　至昭和□年拾月壹日午後四時

一保險目的ノ所在　横濱市中區伊勢佐木町參丁目壹百五番地

一保險ノ目的　一、木造亞鉛葺貳階建店舖兼住宅壹棟　建坪五拾參坪貳合五勺、貳階坪四拾貳坪五合

二、動產　衣類、寢具、家具、什器、其他家財品壹式

三、商品　毛織物、絹織物、洋服既製品及未製品壹式

右第貳號及第參號目的ハ第壹號建物內收容

（著者註）保險金額內譯 一は家屋に對する火災保險 二は家財に對する動產保險 三は商品に對する動產保險

---

No. 68700

注意 ○文字ヲ深刻更改シタルトキハ此領收證ハ無效トス ○ヲ以テ二件以上ノ契約ニ使用セルモノハ無效トス 此ノ領收證ハ一枚ノ一件ヲ限リ使用スルモノニ付若シ一枚

大方良三郎殿

東海東線稅青木周藏印

横濱火災海上保險株式會社

昭和△年拾月壹日

ニ對スル保險料トシテ前記料金正ニ領收候也

前記各項ノ通リ當會社火災保險約款ニ基キ締結シタル契約

以上目的ハ第壹號建物內收容

三、商品、毛織物、絹織物、洋服既製品及未製品壹式

二、動產、衣類、寢具、家具、什器其他家財品壹式

一、木造亞鉛葺貳階建店舖兼住宅壹棟

一保險ノ目的

一所在　横濱市中區伊勢佐木町參丁目壹百五番地

一期間　自昭和八年拾月壹日午後四時　至昭和九年拾月壹日午後四時

一保險料　金五百六拾圓也

一保險金　參萬五千圓也

火災保險料領收證

參錢 收入 印紙

第壹〇參五號

參錢 收入 印紙

# 火災保險證券

保險契約者　大方良三郎殿

一保險金額　金參萬五千圓也　內譯一、金壹萬圓也　二、金五千圓也　三、金貳萬圓也

一保險料　金五百六拾圓也　領收濟

一保險期間　自昭和△年拾月壹日午時　至昭和□年拾月壹日午後四時

一保險目的ノ所在　橫濱市中區伊勢佐木町參丁目壹百五番地

一保險ノ目的　一、木造亞鉛葺貳階建店舖兼住宅壹棟　建坪五拾參坪貳合五勺、貳階坪四拾貳坪五合　二、動產　衣類、寢具、家具、什器、其他家財品壹式　三、商品　毛織物、絹織物、洋服既製品及未製品壹式　右第貳號及第參號目的ハ第壹號建物內收容

保險金額內譯（著者註）一は家屋に對する火災保險　二は家財に對する動產保險　三は商品に對する動產保險

當會社ハ昭和△年拾月壹日此證券裏面ニ記載ノ約款ニ基キ前記ノ通リ火災保險契約ヲ締結シタルヲ以テ保險ノ目的ノ火災ニ罹リタルトキハ前記保險金額ヲ限リトシテ損害塡補ノ責ニ任スベシ依テ其證トシテ此證券ヲ發行スルモノ也

昭和△年拾月貳日

橫濱市中區本町五丁目四拾八番地

當店ニ於テ此證券ヲ作成ス

橫濱火災海上保險株式會社

專務取締役　青木周藏 ㊞

當證券裏面記載ノ約款第八條即チ他ノ保險會社トノ契約ニ關スル條項ニ就キテ特ニ被保險者ノ御注意ヲ乞フ

注意　大日本聯合火災保險協會ノ會員ニ非サル會社トノ分擔契約ハ之ヲ承認セス

建物ノ構造、用方、所在其他本證券記載事項カ事實ト相違スルトキハ當保險ノ效果ヲ失フコトアルヘキヲ以テ若シ相違アラハ直ニ當社ヘ訂正方御通知相成タシ

# 火災保險約款

第一條　當會社ハ此ノ約款ニ從ヒ火災ノ爲メニ保險ノ目的ノ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス

第二條　當會社ノ保險契約ハ保險料ヲ領收シタル時ニ始マリ保險證券ニ明記シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス

第三條　建物ノ保險ニ於テハ門、墻壁、物置、納屋其他ノ附屬建物ハ特ニ保險證券ニ明記シタル場合ニアラサレハ保險ノ目的ニ包含セサルモノトス

第四條　貨幣、印紙、貴金屬、寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本、彫刻物、古器物其他普通價格ヲ有セサルモノハ特ニ保險證券ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキハ保險者トノ間ニ締結シタル保險契約カ存在スル場合ニ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキ又ハ火災ニ罹リ居リタルトキ又ハ火災ニ罹ルヘキ原因既ニ發生シ居リタルトキハ保險契約ハ無効トス

第五條　保險契約左ニ關シ保險申込ノ當時一ノ目的ニ付キ保險契約者又ハ被保險者ニ詐欺ノ行爲アリタルトキ又ハ其他ノ者ト他ノ保險者トノ間ニ締結スル者カ其旨ヲ保險申込書ニ明記シテ當會社ニ申出テサルトキハ保險契約ハ無効トス

第六條　保險金額カ保險ノ目的ノ價額ニ過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付キテハ保險契約ハ無効トス

第七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス

第八條　當會社ハ保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九條　當會社ニ申出テ保險契約者又ハ被保險者カ同一ノ目的ニ付キ他ノ保險者ト重テ保險契約ヲ締結シタルトキハ遲滯ナク前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第十條　保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ノ價額ニ過シタルトキハ其超過シタル部分ニ付キテハ保險契約ハ無効トス

第十一條　當會社ハ保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第十二條　當會社ハ保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第十三條　保險契約者又ハ被保險者ヨリ第十三條ノ手續ヲ爲シタル損害ハ當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲シタル日ヨリ三十日以内ニ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ以テ損害ヲ塡補スル場合ハ此限ニ在ラス

第十四條　保險契約者又ハ被保險者カ其責ニ歸スヘキ事由ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス

第十五條　損害ハ保險契約ノ目的ノ全部ニ付キ保險ノ目的ノ一部ニ付キ又ハ保險ノ目的ノ數個ニ付キ保險契約ヲ爲シタル場合ニ於テ保險ノ目的ノ中間接ニ存在シ又ハ其他ノ保險ノ目的ノ直接ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス

第十六條　保險契約ノ目的ノ中間接ニ存在シ又ハ其他ノ保險ノ目的ノ直接ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第十七條　保險契約者又ハ被保險者ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第十八條　動産保險ノ目的カ火災ニ罹リタル時ハ當會社ハ其目的ノ價額ニ對シ保險金額ノ割合ニ依リテ損害ヲ塡補スルモノトス

第十九條　保險ノ目的カ火災ニ罹リタル時ハ當會社ハ其目的ノ價額ニ對シ保險金額ノ割合ニ依リテ損害ヲ塡補スルモノトス

第二十條　保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ノ價額ヲ超過セルコトヲ知リテ保險契約ヲ爲シタルトキハ其超過セル部分ニ付キテハ保險契約ハ無効トス

第二十一條　保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ノ價額ヲ超過セルコトヲ知リテ保險契約ヲ爲シタルトキハ其超過セル部分ニ付キテハ保險契約ハ無効トス

第二十二條　保險ノ目的ノ價額ハ保險契約者又ハ被保險者ノ申出ニ依リ之ヲ定ム

第二十三條　保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ノ價額ヲ超過セルコトヲ知リテ保險契約ヲ爲シタルトキハ其超過セル部分ニ付キテハ保險契約ハ無効トス

第二十四條　保險契約者又ハ被保險者カ保險ノ目的ノ價額ヲ超過セルコトヲ知リテ保險契約ヲ爲シタルトキハ其超過セル部分ニ付キテハ保險契約ハ無効トス

第二十五條　保險契約ノ期間ノ前項ノ場合ニ於テ其殘額ノ五分ノ一未滿ナルトキハ全部ノ損害見做シ保險金額ノ五分ノ一ヲ當會社ノ利益分配ト被保險者トノ間ニ異議ナキトキハ保險料ノ領收證ヲ以テ保險契約ノ繼續ヲ證スルモノトス

第二十六條　當會社ハ保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第二十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第二十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第二十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第三十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第四十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第五十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第六十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第七十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第八十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十一條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十二條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十三條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十四條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十五條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十六條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十七條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十八條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第九十九條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

第百條　保險契約者又ハ被保險者カ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ之ヲ塡補スルモノトス但當會社ニ於テ本項ノ手續ヲ爲スヘキ者カ之ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其効力ヲ失フモノトス

## 本契約保險ノ目的ニ對シ左記ノ通リ分擔契約締結シタルコトヲ承認候也

第壹號目的ニ對シ金　五千圓也
第貳號目的ニ對シ金貳千五百圓也
第參號目的ニ對シ金　壹萬圓也

東京海上火災保險株式會社

---

## 第三節　使用人の雇入

### 使用人雇入の方式

使用人は口頭だけで雇入れられるが、長く使用し又は責任ある人物を頼むには、通常、本人自筆の履歴書を出させて、採用前充分に人物を檢査し、履歴や身元を調査して業務に適當な者を選ばねばならない。人物の調査には面會を必要とし、家庭を知るには戸籍謄本を請求し、能力を知るには學業成績表其他を參照する。かくて採用せる時は、辭令を交付し、誓約書を提出させ、身元保證人を立てさせ、又身元保證金を積ませなどして萬一の場合に備ふる必要もあらう。

誓約書には中々面倒な規定を掲げ、退職後まで樣々な德義上の

使用人選定の方式
採用決定後の處置
誓約書

當會社ハ昭和 △ 年 拾 月 壹 日此證券裏面ニ記載ノ約款ニ基キ前記ノ通リ火災保險契約ヲ締結シタルヲ以テ保險ノ目的火災ニ罹リタルトキハ前記保險金額ヲ限リトシテ損害塡補ノ責ニ任スベシ依テ其證トシテ此證券ヲ發行スルモノ也

建物ノ構造、用方、所在其他本證券記載事項カ事實ト相違スルトキハ當保險ノ効果ヲ失フコトアルヘキヲ以テ若シ相違アラハ直ニ當社ヘ訂正方御通知相成タシ

昭和 △ 年 拾 月 貳 日

當店ニ於テ此證券ヲ作成ス

横濱市中區本町五丁目四拾八番地

横濱火災海上保險株式會社

專務取締役 青木周藏 ㊞

當證券裏面記載ノ約款第八條即チ他ノ保險會社トノ契約ニ關スル條項ニ就キテ特ニ被保險者ノ御注意ヲ乞フ

注意 大日本聯合火災保險協會ノ會員ニ非サル會社トノ分擔契約ハ之ヲ承認セス



使用人選定の方式

採用決定後の處置

誓約書

## 第三節 使用人の雇入

### 使用人雇入の方式

使用人は口頭だけで雇入れられるが、長く使用し又は責任ある人物を頼むには、通常、本人自筆の履歴書を出させて、採用前充分に人物を檢査し、履歴や身元を調査して業務に適當な者を選ばねばならない。人物の調査には面會を必要とし、家庭を知るには戸籍謄本を請求し、能力を知るには學業成績表其他を參照する。かくて採用せる時は、辭令を交付し、誓約書を提出させ、身元保證人を立てさせ、又身元保證金を積ませなどして萬一の場合に備ふる必要もあらう。

誓約書には中々面倒な規定を掲げ、退職後まで様々な德義上の義務を負はせる文言がある。

## 新會社株式發行の階程一覽

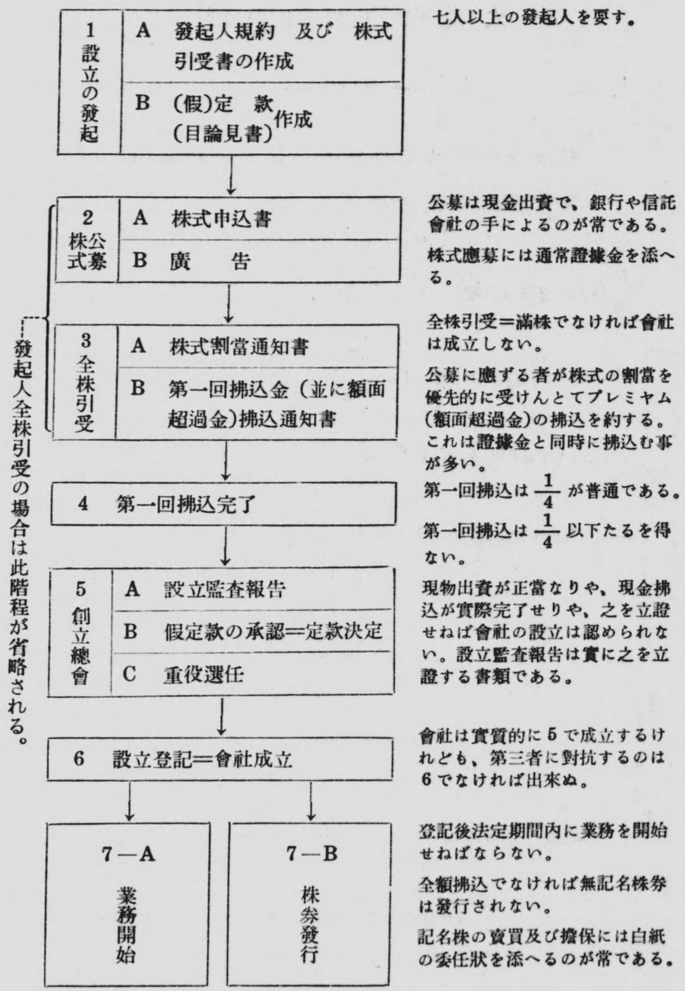


七人以上の發起人を要す。

公募は現金出資で、銀行や信託會社の手によるのが常である。

株式應募には通常證據金を添へる。

全株引受=滿株でなければ會社は成立しない。

公募に應ずる者が株式の割當を優先的に受けんとてプレミヤム(額面超過金)の拂込を約する。これは證據金と同時に拂込む事が多い。

第一回拂込は $\frac{1}{4}$ が普通である。

第一回拂込は $\frac{1}{4}$ 以下たるを得ない。

現物出資が正當なりや、現金拂込が實際完了せりや、之を立證せねば會社の設立は認められない。設立監査報告は實に之を立證する書類である。

會社は實質的に5で成立するけれども、第三者に對抗するのは6でなければ出來ぬ。

登記後法定期間内に業務を開始せねばならない。

全額拂込でなければ無記名株券は發行されない。

記名株の賣買及び擔保には白紙の委任狀を添へるのが常である。

## 誓約書

私儀今般貴店へ御採用相成候ニ就テハ店則ニ從ヒ誠實相勤メ可申ハ勿論、スベテ行動言語ヲ愼ミ御迷惑等相懸ケ不申樣充分注意可致萬一私ノ失錯又ハ怠慢等ヨリ貴店ニ損害ヲ生ジタル時ハ出來得ル限リ其責ニ任ジ可申候右必ズ嚴守可致茲ニ誓約仕候也

昭和△年五月拾日

横濱市中區南太田町千三百二十八番地
山本祥二郎二男
本人 山本良二郎 印

右誓約本人ヲシテ堅ク相守ラセ可申猶右記載ノ御損失ニ就テハ本人ト連帶辨償可仕候也

横濱市中區南太田町千三百二十八番地
身元引受人 山本祥二郎 印

横濱市中區本町一丁目十番地
清水耕治商店 御中

【例題】(別號)

上揭に準じ、各自使用人と假定誓約書を作り、　日までに提出なさい。

一、用紙……美濃紙。

一、前後……綴ぢ代をとること。

一、中央上下に通し、二つ折にする樣一行位をあけること。

以上

約仕候也

昭和△年五月拾日

横濱市中區南太田町千三百二十八番地
山本祥二郎二男
本人　山本良二　印

右誓約本人ヲシテ堅ク相守ラセ可申猶右記載ノ御損失ニ就テハ本人ト連帶辨償可仕候也

横濱市中區南太田町千三百二十八番地
身元引受人　山本祥二郎　㊞

横濱市中區本町一丁目十番地
清水耕治商店
御中

に提出なさい。

一、用紙……美濃紙。

一、前後……綴ぢ代をとること。

一、中央上下に通し、二つ折にする様一行位をあけること。

以上

# 火災保險契約手續

## ——實際——

動產保險は火災保險の一種で、手續は同樣で、證券も兩者併用の一枚ですむ。

保險金額はなるべく百圓以上に切り上げること。

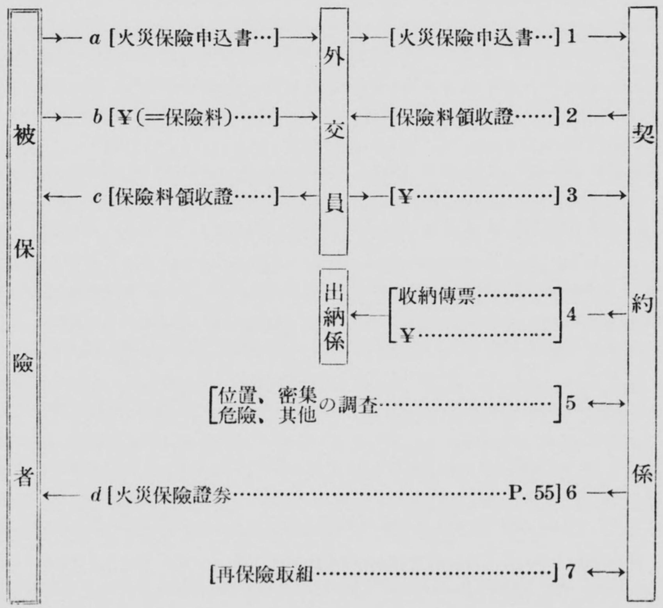


資金保有高と金融準備

## 第八章　金融

### 第一節　有價證券の取扱

**金融準備の必要**

商人は常に次の様な覺悟を持たねばならない。

(1) 危險なき限り資金の回轉を迅速にする。

(2) どんな事業でも一定額以上の資金を常に保有するは不利益である。

(3) 一定額以上に資金の必要な時はいつでも金融が出來る方法を前以て準備して置く。

(4) すぐ金になり擔保になる樣な放資を金さへあればやって置く。

營業上必要な資金の額は業務の性質と規模とで違ふし、平生の必要額だけでは過不足を生ずる狀態と程度とは業務によつて異

## 新會社株式發行の階程一覽

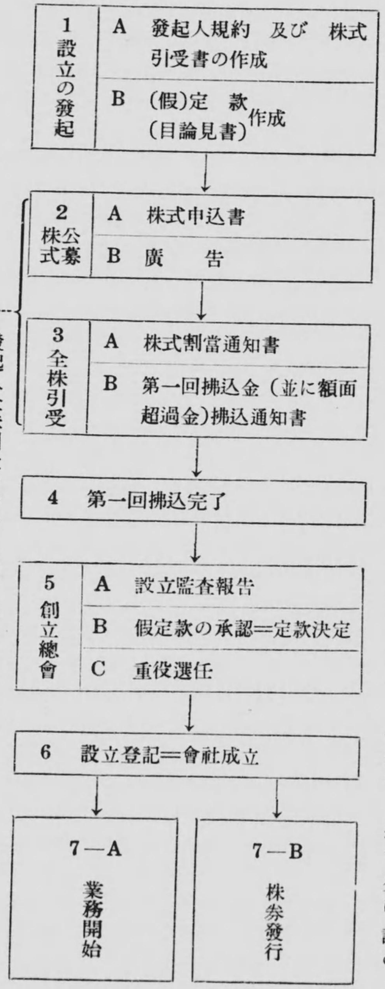


七人以上の發起人を要す。

公募は現金出資で、銀行や信託會社の手によるのが常である。

株式應募には通常證據金を添へる。

全株引受＝滿株でなければ會社は成立しない。

公募に應ずる者が株式の割當を優先的に受けんとてプレミヤム(額面超過金)の拂込を約する。これは證據金と同時に拂込む事が多い。

第一回拂込は $\frac{1}{4}$ が普通である。

第一回拂込は $\frac{1}{4}$ 以下たるを得ない。

現物出資が正當なりや、現金拂込が實際完了せりや、之を立證せねば會社の設立は認められない。設立監査報告は實に之を立證する書類である。

會社は實質的に5で成立するけれども、第三者に對抗するのは6でなければ出來ぬ。

登記後法定期間内に業務を開始せねばならない。

全額拂込でなければ無記名株券は發行されない。

記名株の賣買及び擔保には白紙の委任狀を添へるのが常である。



なるが、定額以上の支拂がいつでも出來るやう相當の準備をしてないと、大切な商機を見す見す逃したり、つまらぬ事で支拂不能のボロを出したりする。こんな點は市場觀測の力と豫算統制の觀念とが大分役に立つが、兎に角此準備は平生からして置かねばならない。

**有價證券保有の便益**

交際の力で知人等から應急の金融を受けるのも勿論よい事ではあるが、餘裕さへあつたら、適當で確實な有價證券を持つてゐるのが一番安全である。商人は義理合から株式を引受けねばならぬやうな場合が屢、あらうし、餘裕次第で有價證券を買つて置く事は、それだけでも利益は擧るし、その上に何時でも擔保にしたり賣つたりして容易く資金を手に入れる事が出來、用濟の上は返金して擔保を取戻し、又は再び有價證券を買つて置くのである。不動





產も擔保にはなるが、金融には有價證券がよい。

**有價證券の讓渡**

有價證券は、證券面に持主の氏名の有るか無いかで記名式と無記名式とに分れる。無記名式の有價證券は證券を渡しただけで權利が移るが、記名式のものは名義書替をしないと權利の移轉が善意の第三者に對抗出來ぬ。名義書替は株主が會社の株式係に申出でねばならない事になつて居るので、此手數を節約する爲、賣主は白紙の委任狀を添へて買主に渡すのが常である。白紙の委任狀とは被委任者の名が書いてない委任狀である(第六五頁參照)。此委任狀が附いて居れば、買主は更に其まゝ他人に讓渡しが出來るし、之を發行會社へ出して書替が出來る。白紙の委任狀附有價證

なるが、定額以上の支拂がいつでも出來るやう相當の準備をしてないと、大切な商機を見す見す逃したり、つまらぬ事で支拂不能のボロを出したりする。こんな點は市場觀測の力と豫算統制の觀念とが大分役に立つが、兎に角此準備は平生からして置かねばならない。

**有價證券保有の便益**

交際の力で知人等から應急の金融を受けるのも勿論よい事ではあるが、餘裕さへあつたら、適當で確實な有價證券を持つてゐるのが一番安全である。商人は義理合から株式を引受けねばならぬやうな場合が屢、あらうし、餘裕次第で有價證券を買つて置く事は、それだけでも利益は擧るし、その上に何時でも擔保にしたり賣つたりして容易く資金を手に入れる事が出來、用濟の上は返金して擔保を取戻し、又は再び有價證券を買つて置くのである。不動





產も擔保にはなるが、金融には有價證券がよい。

**有價證券の讓渡**

有價證券は、證券面に持主の氏名の有るか無いかで記名式と無記名式とに分れる。無記名式の有價證券は證券を渡しただけで權利が移るが、記名式のものは名義書替をしないと權利の移轉が善意の第三者に對抗出來ぬ。名義書替は株主が會社の株式係に申出でねばならない事になつて居るので、此手數を節約する爲、賣主は白紙の委任狀を添へて買主に渡すのが常である。白紙の委任狀とは被委任者の名が書いてない委任狀である（第六五頁參照）。此委任狀が附いて居れば、買主は更に其まゝ他人に讓渡しが出來るし、之を發行會社へ出して書替が出來る。白紙の委任狀附有價證券は、賣買も擔保も無記名式の有價證券と同樣である。

## 第二節　當座借越手續

### 當座借越契約の性質

融通の方式と融通の保障

銀行から資金の融通を受けるには、手形の割引、當座借越及び貸付を受けるといふ三つの方法があり、融通の保障には擔保附、保證人卽ち保證附及び保證擔保附と無擔保卽ち信用とがある。これらの方法中どれによるかは其都度協定さるべきものである。

當座借越の特色

當座預金者が當座借越の契約をして置けば、必要に應じ銀行は約定額まで預金以外の支拂をして呉れる。之によつて出來た債務は預金を預入れゝば直ぐ辨濟され、辨濟すれば契約期間中繰返し借越が出來、之に對し何等別段の手續は要らないから、當座借越は商人の營業上最も理想的な金融方法といふべきである。尤も借越は銀行にとつて都合が悪いから利子が一番高い。



### 根抵當の差入

當座借越の契約は、其人に對する銀行の信用次第で違ふけれど、大概根抵當として有價證券等を提供し置く（第六七頁要覽、第二號參照）。

銀行は之に對し擔保品預り證を出すが、此預り證は賣買・擔保を禁ずる約束になつてゐる（第六六頁參照）。

【例題】(4)

左の株券を根抵當とし、興國銀行と金貳千圓也の借越契約を締結した。所要書式を作成せよ。（　日まで提出）

一內國商事株式會社百株券貳枚、四分の一拂込、時價拾參圓替。

## 第三節　手形の取扱

手形受入上の注意

### 手形受入上の注意

賣買關係でも銀行關係でも、金融上最も多く使ふのは手形であるが、手形を受取る場合には左の點をよく注意せねばならぬ。

# 當座借越金契約證

（收入印紙 ㊞）

今般當座借越金ノ御承諾相願候ニ付擔保差入茲ニ保證人相立テ左ノ通リ契約仕候

一　當座借越金ノ外借越極度金貳阡圓也ト定メ貴行本店ニ於テ拙者振出ノ小切手ニ對スル支拂ノ方法ニ依リ右金額迄ヲ反覆貸渡被下候事

二　利息ハ日歩　錢　厘ト定メ貴行ノ計算方法ニ依リ年四度（三月、六月、九月、十二月）ニ支拂可申候事
但金融ノ繁閑ニ依リ利率ノ改正相成候節ハ御指定ノ時ヨリ異議ナク之ニ從ヒ可申候

三　借越金ノ債務ヲ擔保スル爲メ別紙擔保品差入書記載ノ物件ヲ差入候ニ付其約旨ニ從ヒ處分可相成候事
前項借越金債務不履行ノ場合ハ貴行ニ於テ隨意ニ擔保品ノ全部又ハ一部ヲ一時ニ若クハ漸次ニ處分セラレ其代價ヲ本債務其他拙者カ貴行ニ對シテ負擔セル一切ノ債務ノ辨濟ニ適宜ニ充當相成候モ異議無之候事
但右代價ハ貴行ノ相當ト認メラル丶評價格ニ從ヒ可申候

四　貴行ニ於テ擔保ニ不足ヲ生シタリト認メラレ候トキハ何時ニテモ御通知ニ從ヒ擔保品ノ入替、增擔保又ハ内金辨濟可致候事
但右擔保不足ノ場合ニハ借越極度内ト雖モ拙者振出ノ小切手ニ對シ支拂ヲ拒絶相成候モ異議無之候

五　貴行ノ都合ニ依リ借越極度金額ノ減少又ハ借越取引ヲ一時停止相成候旨豫メ御通知相成候節ハ異議ナク之ニ從ヒ可申候事

六　借越金ハ昭和〇年六月參拾日限リ無相違返濟可仕候事
但左記事項ノ場合ハ御請求次第元利共悉皆辨濟可仕猶ホ御損害相生シ候節ハ必ス辨償可仕候
一　利息ノ支拂ヲ一回ニテモ延滯シタルトキ
一　拾五日前ノ豫告ヲ以テ解約相成タルトキ
一　拙者共ノ内手形ノ不渡ヲ爲シ破產申請又ハ强制執行處分ヲ受ケ其他貴行ニ於テ著シク信用ヲ失墜シタリト認メラレタルトキ
一　以上ノ外本契約ニ違反シタルトキ

七　保證人ハ借務者本人ト連帶ノ責任ヲ以テ本契約ヨリ生スル一切ノ義務ヲ履行可致候事

以上ノ通リ契約候ニ付無相違履行可致ハ勿論貴行ノ當座勘定規定ハ合セテ遵守可仕諾約候也

追テ本契約ニ因リ御通知相受候場合ハ拙者ノ肩書住所ヘ宛テ御發信被下度候

昭和△年六月壹日

住所　横濱市中區本町壹丁目拾番地
本人　清水耕治㊞
住所　横濱市中區相生町參丁目六番地
連帶保證人　安田證二㊞

株式會社興國銀行

# 委任狀

（二錢印紙 ㊞）

拙者儀　　　　ヲ以テ部代理人ト相定メ左之權限ノ事ヲ代理爲致候事
一　昭和商事株式會社拾株券　貳拾枚
一　右讓渡候ニ付名義書換其他總テ代印ヲ以テ調理之事
右代理委任狀依テ如件

昭和△年六月壹日
横濱市中區本町壹丁目拾番地
清水耕治㊞

# 承諾證書

（三錢切手 ㊞）

一昭和商事株式會社拾株券　貳拾枚

右ハ拙者所有ノ處今般貴行ニ處分ヲ許シ候ニ就テハ他ヘ質物トシテ御差入ノ儀ハ承諾致候然ル上ハ貴行ト質權者トノ約定ノ結果自然該質物他人名義ニ書換ノ場合ニ其手續御運ヒ相成候共聊異議申出間敷依テ承諾證書一札如件

昭和△年六月壹日
横濱市中區本町壹丁目拾番地
清水耕治㊞

# 擔保品差入證書

（三錢印紙 ㊞）

一昭和商事株式會社拾株券　貳拾枚
以上

右ハ拙者ガ貴行ニ對シ負擔スル現在及將來ノ債務ヲ擔保スル爲メ差入候ニ付テハ左記ノ約定致候

一、拙者ガ債務ノ履行ヲ怠リタル場合ニハ拙者ヘ何等ノ通知及法定ノ手續ヲ要セズ貴行ニ於テ任意ノ方法ヲ以テ全部又ハ一部ヲ處分セラル丶モ異議無之候
二、原因ノ如何ニ拘ラズ擔保トシテノ價値ヲ低減シ又ハ喪失シタル場合ハ貴行ノ御請求ニ從ヒ代リ擔保品又ハ增擔保品若クハ内金差入可申候
三、拙者ヨリ貴行ニ差入レタル總テノ擔保品ハ其從屬スル主タル債務ヲ擔保スル外該擔保品差入ノ前後ニ拘ラズ拙者ガ貴行ニ對シ負擔スル一切ノ債務ノ共通擔保タルコトヲ承諾致候
四、拙者ガ貴行ニ對シ有スル債權アルトキハ期限ノ到否履行手續ノ如何ニ拘ラズ相殺計算相成候共異議無之候
五、本證記載事項ノ外昭和　年　月　日附差入候約定書ノ各條項ヲ遵守可致候

昭和△年六月壹日
横濱市中區本町一丁目十番地
本人　清水耕治㊞

株式會社興國銀行御中

## 要覽 No. 3　手形代金取立依頼手續

實際手續は複雜多岐に過ぐる故要覽だけに止む。

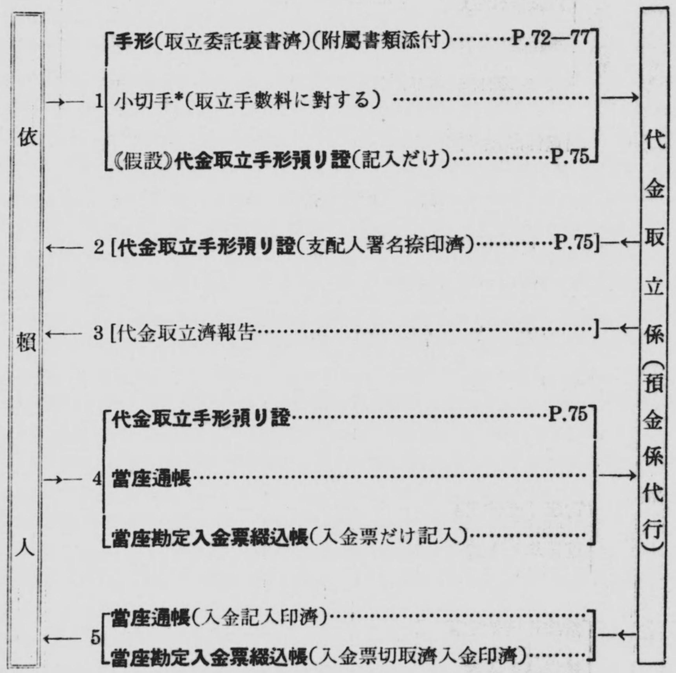


### 備　　考

*取立手數料の拂込に就ては銀行は手形檢收の際、引替に入金票を振出し、依頼人は之を以て收納係に入金するものであるが、便宜上かく略せり。

第31號
三錢印紙

## 擔保品預り證

一昭和商事株式會社拾株券　貳拾枚

右ハ貴殿ニ對スル當座貸越金ノ擔保トシテ正ニ御預リ申候也

一、本證記載ノ物件ハ右ノ外貴殿一切ノ債務ノ共通擔保タルベク候

一、擔保品御引出又ハ御入替ノ節ハ本證御持參被下度候

一、本證書ノ賣買讓渡又ハ質入ノ儀堅ク御斷申上候

昭和△年六月壹日

株式會社　興國銀行　印

清水耕治殿

（著者註—擔保品預り證の裏面）

表記擔保品中左記ノ通リ御內渡致候也

| 年月日 | 品名 | 額面又ハ數量 | 當行責任者印 |
|---|---|---|---|
| 月日年 | | | |
| 月日年 | | | |
| 月日年 | | | |

（著者註　こゝは銀行の署名個所）

表記擔保品御返戻相成正ニ請取候也

年　月　日

## 要覽 No. 2 當座借越手續

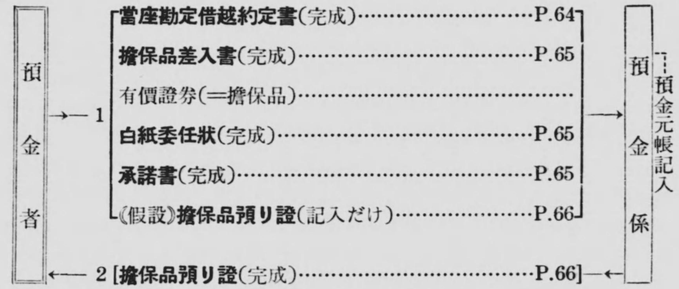


**新規書式**

當座勘定借越約定書　　擔保差入書

(白紙)委任狀　　擔保品預り證

## 當座借越手續 —實際—

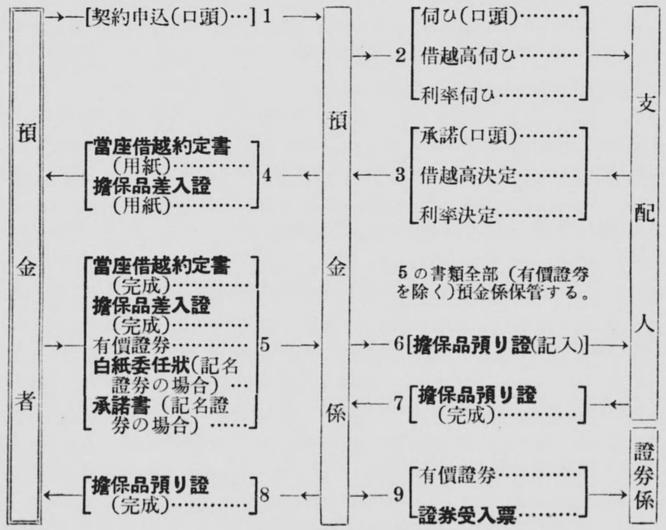


法律上の要點

實益上の要點

條件の具備

裏書の連續

**甲、法律上の要點**

(1) 手形法所定の手形たるべき條件の具備如何。

(2) 裏書が連續せりや否や。

(3) 爲替手形ならば引受ありや否や。

**乙、實益上の要點**

(4) 單名手形か複名手形か。

(5) 銀行拂か否か。

(6) 拒絶證書作成免除記載の有無。

(7) 支拂期間の長短。

(8) 金額欄と再記欄との金額が一致せりや否や。

(1) 手形は一般に所定の手形用紙を用ひて居るから、實物をよく檢めれば、此點はよくわかる。

(2) 裏書の連續しない手形は受取つても手形の權利が自分のものにならない。現今の手形法では受取人を記載しないでは手形



一、本證記載ノ物件ハ右ノ外貴殿一切ノ債務ノ共通擔保タルベク候

一、擔保品御引出又ハ御入替ノ節ハ本證御持參被下度候

一、本證書ノ賣買讓渡又ハ質入ノ儀堅ク御斷申上候

昭和△年六月壹日

株式會社 興國銀行 印

清水耕治殿

月日　月日

表記擔保品御返戻相成正ニ請取候也

年　月　日

(著者註 こゝは銀行の署名個所)

## 要覽 No. 3　手形代金取立依頼手續

實際手續は複雜多岐に過ぐる故要覽だけに止む。

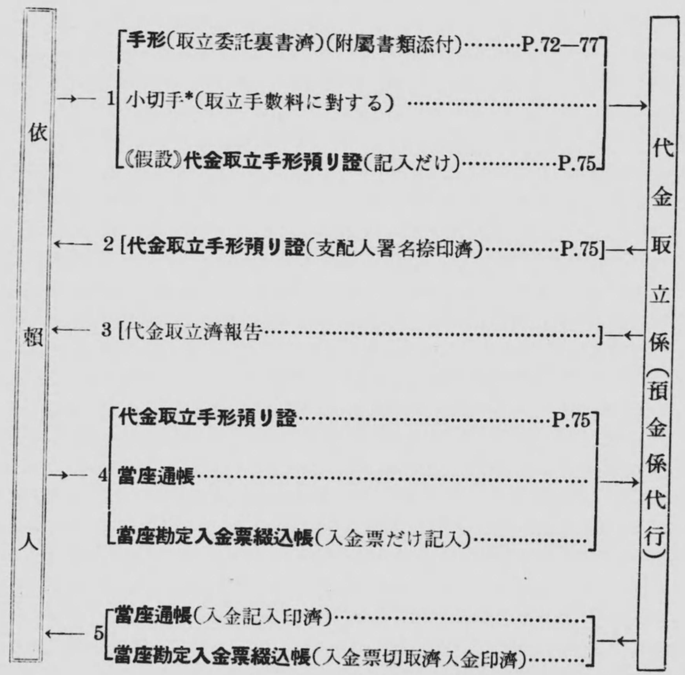


### 備　考

*取立手數料の拂込に就ては銀行は手形檢收の際、引替に入金票を振出し、依頼人は之を以て收納係に入金するものであるが、便宜上かく略せり。

(無記名式)
(記名式)
(裏書禁止)
爲替手形の支拂人

の發行が出來ない故、手形の最初の持主は受取人で、受取人が最初に裏書をやる。裏書には無記名式と記名式及び指圖式とがある。無記名式の裏書があれば、其後は手形の所持人が其手形の持主で、特に裏書されなくとも裏書は連續して居る事になる。記名式及び指圖式の裏書は、第一の被裏書人が第二の裏書人、第二の被裏書人が第三の裏書人と、かういふ順序にならねば裏書は連續しない。

又裏書禁止の裏書といふのがある。之は普通の裏書をする際「裏書ヲ禁ズ」とか「以後ノ裏書ニ責ヲ負ハズ」とか書くのである。禁止の裏書をした人は其後の裏書に對して責任がない。即ち、禁止裏書者は其裏書の被裏書人が直接受けた不渡に對してしか責任はない。手形の持主は禁止の裏書をする權利がある。

(3) 爲替手形の支拂人には何等の義務がない。引受をしてから支拂の義務が出來るもの故、どんなに立派な人が支拂人になつて



單名手形と複名手形

居ても、引受けぬうちは當てにならぬ。

(4) 手形義務者は振出人、裏書人及び引受人の三であるが、此うち、振出人しか書いてない手形が單名手形で、裏書人や引受人の書いてある手形が複名手形である。手形義務者の信用が皆同程度とすれば、複名手形が安全である。但し荷爲替手形は確實な擔保が附いて居る故、單名手形でも銀行の放資上複名手形同樣安全であり、從つて流通がよい。(手形義務者のすべてが同一人の場合がある。これは矢張り單名手形である。)

銀行拂手形

(5) 銀行間には小切手・手形不渡に關する制裁があるから、銀行拂の手形は無理しても支拂ふ事になるので、比較的安全である。

拒絶證書作成免除

(6) 拒絶證書の作成は手數が面倒で感情の問題も伴ふから、時々作成の時機を逸し、手形の實益を失つてしまふ。手形の取立を銀

の發行が出來ない故、手形の最初の持主は受取人で、受取人が最初に裏書をやる。裏書には無記名式と記名式及び指圖式とがある。

（無記名式）無記名式の裏書があれば、其後は手形の所持人が其手形の持主で、特に裏書されなくとも裏書は連續して居る事になる。

（記名式）記名式及び指圖式の裏書は、第一の被裏書人が第二の被裏書人、第二の被裏書人が第三の裏書人と、かういふ順序にならねば裏書は連續しない。

（裏書禁止）又裏書禁止の裏書といふのがある。之は普通の裏書をする際「裏書ヲ禁ズ」とか「以後ノ裏書ニ責ヲ負ハズ」とか書くのである。禁止の裏書をした人は其後の裏書に對して責任がない。即ち、禁止の裏書者は其裏書の被裏書人が直接受けた不渡に對してしか責任はない。手形の持主は禁止の裏書をする權利がある。

（爲替手形の支拂人）(3)爲替手形の支拂人には何等の義務がない。引受をしてから支拂の義務が出來るもの故、どんなに立派な人が支拂人になつて



居ても、引受けぬうちは當てにならぬ。

（單名手形と複名手形）(4)手形義務者は振出人・裏書人及び引受人の三であるが、此うち、振出人しか書いてない手形が單名手形で、裏書人や引受人の書いてある手形が複名手形である。手形義務者の信用が皆同程度とすれば、複名手形が安全である。但し荷爲替手形は確實な擔保が附いて居る故、單名手形でも銀行の放資上複名手形同樣安全であり、從つて流通がよい（手形義務者のすべてが同一人の場合がある。これは矢張り單名手形である。）。

（銀行拂手形）(5)銀行間には小切手・手形不渡に關する制裁があるから、銀行拂の手形は無理しても支拂ふ事になるので、比較的安全である。

（拒絕證書作成免除）(6)拒絕證書の作成は手數が面倒で感情の問題も伴ふから、時々作成の時機を逸し、手形の實益を失つてしまふ。手形の取立を銀行に委託する場合、大概の銀行は拒絕證書の作成を引受けないのが常である。殊に地方は世間が狹い爲、取立を賴まれた銀行は振

出人や引受人に對し妙な義理立をして、故意に作成の期間を逸させる事がないともいへないから、拒絶證書作成免除の記載ある手形を受取るやうにする。作成免除の記載は手形面に「拒絶證書作成ノ義務ヲ免ズ」と書くのが普通であるが、世間で使つて居る用紙の多くは此文言が表面又は裏書欄に印刷されて居る(第七二一頁参照)。

(7)手形は手形を受取つた時から六十日以内支拂のものがよく、なるべく短いのが安全で且金融上得策である。

期日後の手形は絶對に受取つてはならない。

(8)金額欄の數字は法律上金額欄を主たる部分として重視し、再記の金額と一致しない手形は最初から受取つてはならぬ。

【例題】

(5)同級の友人を遠隔地の振出人、自分自身を受取人とし、¥3,261.00の約束手形を記入しなさい。

(6)右手形の割引を興國銀行で受けると假定し、譲渡の裏書をなさい。

手形支拂期限

主たる記載と再記



(7)友人を振出人として自分宛の爲替手形 ¥1,635.00 を作りなさい。

(8)右爲替手形に引受をなさい。

(9)右爲替手形に友人の名で受取の裏書をなさい。

## 手形代金の取立及び代理支拂

商人は、商品代金等を受取る爲に債務者宛に爲替手形を振出したり、又取引關係から他人振出の手形を受取るのが常である。手形代金の取立は銀行に賴むのが便利なことが多い。銀行は手形の管理をする爲に特に係を設けて居るし、當座預金の關係や爲替取引關係等を利用するから、便利・正確且廉價に取立が出來る(第六八頁要覽第三號參照)。

手形代金を受取る場合には受取欄に受取の裏書をし、取立委託の場合には取立委託の裏書をせねばならぬ(第七四頁參照)。

銀行に手形の代理支拂を依賴する場合には、支拂ふべき手形の

取立委託

代金取立手續

代理支拂

第壹零參號

# 約束手形

參錢 收入印紙 ㊞

**金壹阡參百貳拾五圓也**

支拂期日　昭和拾年八月拾五日

支拂地　横濱市

支拂場所　横濱市中區弁天町貳丁目貳拾九番地　株式會社興國銀行

振出地　横濱市

右金額貴殿又ハ貴殿ノ指圖人ヘ此約束手形引換ニ支拂可申候也

昭和△年五月拾五日

住所　横濱市中區本町壹丁目拾番地

清水耕治 ㊞

東京市日本橋區瀬戸物町參番地

塚本合名會社殿

| | |
|---|---|
| 番號 | 103 |
| 振出日 | 昭和△年5月15日 |
| 振出地 | 横濱市 |
| 支拂期日 | 昭和△年8月15日 |
| 受取人 | 塚本合名會社 |
| 支拂場所 | 興國銀行 |
| 金額 | ¥1,325.00 |
| 摘要 | 注第15號　代金 |

第貳九號

# 爲替手形

參錢 收入印紙 ㊞

**金貳阡五百六拾圓也**

支拂期日　昭和拾年七月貳拾日

支拂地　大阪市

支拂場所　株式會社三井銀行大阪支店

振出地　横濱市

右金額木村昌造殿又ハ其指圖人ヘ此爲替手形引換ニ御支拂相成度候也

引受及支拂各拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

横濱市　清水耕治 ㊞

昭和△年六月貳拾日

住所　横濱市中區本町壹丁目拾番地

清水耕治 ㊞

引受

昭和△年六月貳拾四日

大阪市東區高麗橋貳ノ五

此花合名會社

代表社員　服部金三 ㊞

住所　大阪市東區高麗橋貳ノ五

此花合名會社殿

| | | | |
|---|---|---|---|
| 番號 | 29 | 振出地 | 大阪市 |
| 振出日 | 昭和△年6月20日 | | |
| 振出地 | 横濱市 | | |
| 支拂期日 | 昭和△年7月20日 | | |
| 受取人 | 木村昌造 | | |
| 支拂人 | 此花合名會社 | | |
| 金額 | ¥2,560.00 | | |
| 摘要 | 注第35號　代金 | | |

◎注意「拒絶證書作成ノ義務ヲ免除スル」ノ下ニ振出人記名捺印スルコト

昭和△年七月貳拾日

表書之金額正ニ受取候也

大阪市西區江戸堀上通壹丁目六番地

杉村直一㊞

昭和年月日

住所

拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

（目的又ハ附記）

ヘ御支拂相成度候也

表書之金額

殿又ハ其指圖人

昭和年月日

住所

拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

（目的又ハ附記）

ヘ御支拂相成度候也

表書之金額

殿又ハ其指圖人

昭和△年七月八日

住所

大阪市東區瓦町貳丁目參番地

木村昌造㊞

拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス

（目的又ハ附記）

大阪市

木村昌造㊞

ヘ御支拂相成度候也

表書之金額杉村直一殿又ハ其指圖人

◎注意 「拒絶證書作成ノ義務ヲ免除ス」ノ下ニ記名捺印スルコト
「取立委任ノ場合ニハ「目的又ハ附記」ノ下ニ其旨記入スルコト

（著者註）代理取立の場合には（目的又ハ附記）の箇所へ「拙者ノ代理トシテ」の如き文言を記入し捺印して置く。



No. 62 代金取立手形預リ證（禁他授）

昭和△年6月12日

| 手形金額 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 萬 | 千 | 百 | 十 | 円 | 錢 |
| | | 1 | 2 | 5 | 0 | 00 |

仕拂先 清水耕治商店　手形種類 爲替手形

支拂人 新潟市白勢合資會社　支拂期日 參着拂 9年9月7日㊞

摘要　荷物引替證 ㋐發行 1通

上記手形取立規定本書裏面記載ノ通リ御承諾ノ上取立方御委託相成正ニ御預リ申候也

清水耕治商店御中

株式會社 興國銀行

參錢印紙㊞

本書手形金額正ニ領收候也

昭和拾年六月貳拾五日

清水耕治商店㊞

## 取立手形規定

一手形取立ノ御委託ヲ受ケタルトキハ本證ニ其要件ヲ記載シ證印可致候

一手形取立濟ノ上ハ左ノ通リ取扱可申候

一當座勘定ノ御取引有之候方ハ直ニ其勘定ニ振替ノ上御通知可致ニ付其通知書及ビ本書並ニ當座通帳ヲ取揃ヘ御持參被下度候但當座勘定ヘ振替後ハ當然本書ハ無效タルベク候

一當座勘定ノ御取引無之方ハ取立濟ノ旨御通知可致ニ付本書及ビ通知書御持參被下度候

一手形ガ不渡若クハ取立取消ノ爲メニ返還サレタルトキハ其旨御通知可致ニ付其通知書及ビ本書御持參被下候ハヾ手形及附屬書類御返却可致候尚返却ノ爲メ要シタル郵税ハ實費可申受候

一左ノ事項ニ就キテハ一切ノ責任ヲ負擔不致候

一手形及附屬書類又ハ擔保品ハ書留郵便ヲ以テ遞送致シ候ニ付遞送中ニ生ジタル事故

一手形及附屬書類又ハ擔保品類ニ關スル事故

一取立方ニ就キ特ニ依頼アリテ本書ニ當行ガ其旨ヲ明記シタルモノヽ外ハ拒絶證書ノ作成償還請求ノ通知其他法定ノ手續ヲ不致候ニ付其ノ爲ニ生ジタル事故

一當店ニ於テハ本書持參ノ人ヲ御本人ト見做シ取引可致ニ付ソレガ爲ニ生ジタル事故

一特別ノ御依頼ナキモノヽ外ハ手形期日以後ト雖モ當行ノ見込ニヨリ取立ノ爲メ手形ヲ留置ク事アル場合ハ其ノ留置及不渡ノ爲ニ生ジタル事故

右之通御承諾ノ上御取引可被下候也

金額だけ小切手を振出し、之を銀行に差入れて置くのが原則である。但し都合上銀行で代理支拂後小切手を提出する場合が可なり多い。かゝる場合小切手の提出が遅れると、關係者に迷惑をかけ、信用を害するから、充分注意せねばならぬ。

【例題】(10) 例題(6)の手形を興國銀行に取立委託をなさい。

## 第四節　割引及び貸付

### 手形割引

手形割引とは他人から支拂を受くべき手形を銀行に譲渡して資金の融通を受ける方法である(第七九頁參照)。

### 貸付及び擔保手續

貸付には借用證書を入れさせる證書貸付と、約束手形を作らせ、手形貸付とがある。

手形割引の性質



一、本契約ニ基ク一切ノ債務ヲ負擔スル爲メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ相當ト認ムル擔保品ヲ差入候場合ニハ今後本契約外ノ取引ニ付テモ相互ニ流用シ又現在及將來ニ於テ本契約上ノ債務ノ爲メ貴行ノ御都合ニヨリ擔保トシテ御處分可被下候ノ承諾致候事

一、割引御買取又ハ貴行ニ對シテ御貸渡シ相成タル一切ノ手形ノ中萬一手形要件不備ノ爲債權ノ爲メ貴行ニ於テ他手形行爲ヲ完全ニ有效ナラシムベキ各種要件ノ不成其他手形ニ關スル一切ノ義務ヲ履行シ且ツ貴行ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付テハ現在及將來ニ於テ貴行ニ對シ相殺ヲ以テ何ヲ問ハズ是等手形又ハ爲替手形ヲ貴行ニ於テ割引御買取又ハ保證其他手形行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シ又ハ他ヨリ裏書ノ義務ヲ負擔シタル場合ハ勿論支拂期日前ト雖モ支拂ノ停止ヲ爲シ又ハ他ヨリ假差押ノ通知ヲ受ケタル場合ハ勿論支拂期日ニ至ル迄ハ何時ニテモ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲シ期限ノ利益ヲ拋棄シタルモノト認メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ御都合ノ宜キ時ニ於テ何ノ通知ヲモ要セズ直ニ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲スベキ事

一、右手形ノ內關係主債務者ニ於テ萬一期日ニ至リ支拂ノ怠リタル場合ハ勿論支拂期日前ト雖モ支拂ノ停止ヲ爲シ又ハ他ヨリ假差押ノ通知ヲ受ケタル場合ハ勿論支拂期日ニ至ル迄ハ何時ニテモ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲シ期限ノ利益ヲ拋棄シタルモノト認メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ御都合ノ宜キ時ニ於テ何ノ通知ヲモ要セズ直ニ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲スベキ事

一、割引御買取又ハ貴行ニ對シテ御貸渡シ相成タル一切ノ手形ノ中萬一手形要件不備ノ爲債權ノ爲メ貴行ニ於テ他手形行爲ヲ完全ニ有效ナラシムベキ各種要件ノ不成其他手形ニ關スル一切ノ義務ヲ履行シ且ツ貴行ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付テハ現在及將來ニ於テ貴行ニ對シ相殺ヲ以テ何ヲ問ハズ是等手形又ハ爲替手形ヲ貴行ニ於テ割引御買取又ハ保證其他手形行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シ又ハ他ヨリ裏書ノ義務ヲ負擔シタル場合ハ勿論支拂期日前ト雖モ支拂ノ停止ヲ爲シ又ハ他ヨリ假差押ノ通知ヲ受ケタル場合ハ勿論支拂期日ニ至ル迄ハ何時ニテモ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲シ期限ノ利益ヲ拋棄シタルモノト認メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ御都合ノ宜キ時ニ於テ何ノ通知ヲモ要セズ直ニ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲スベキ事

一、損害金ハ當然之ヲ負擔シ辨濟ノ責ニ任スベク候事

一、モ其手形債務ト同一ノ金額及之ニ關聯スル利息其他一切ノ費用並ニ於テ立ト雖モ手形ノ內關係主債務者ニ於テ萬一期日ニ至リ支拂ノ怠リタル場合ハ勿論支拂期日前ト雖モ支拂ノ停止ヲ爲シ又ハ他ヨリ假差押ノ通知ヲ受ケタル場合ハ勿論支拂期日ニ至ル迄ハ何時ニテモ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲シ期限ノ利益ヲ拋棄シタルモノト認メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ御都合ノ宜キ時ニ於テ何ノ通知ヲモ要セズ直ニ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲スベキ事

一、他手形行爲ヲ完全ニ有效ナラシムベキ各種要件ノ不成其他手形ニ關スル一切ノ義務ヲ履行シ且ツ貴行ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付テハ現在及將來ニ於テ貴行ニ對シ相殺ヲ以テ何ヲ問ハズ是等手形又ハ爲替手形ヲ貴行ニ於テ割引御買取又ハ保證其他手形行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シ又ハ他ヨリ裏書ノ義務ヲ負擔シタル場合ハ勿論支拂期日前ト雖モ支拂ノ停止ヲ爲シ又ハ他ヨリ假差押ノ通知ヲ受ケタル場合ハ勿論支拂期日ニ至ル迄ハ何時ニテモ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲シ期限ノ利益ヲ拋棄シタルモノト認メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ御都合ノ宜キ時ニ於テ何ノ通知ヲモ要セズ直ニ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲スベキ事

一、割引御買取又ハ貴行ニ對シテ御貸渡シ相成タル一切ノ手形ノ中萬一手形要件不備ノ爲債權ノ爲メ貴行ニ於テ他手形行爲ヲ完全ニ有效ナラシムベキ各種要件ノ不成其他手形ニ關スル一切ノ義務ヲ履行シ且ツ貴行ニ對シ負擔スル一切ノ債務ニ付テハ現在及將來ニ於テ貴行ニ對シ相殺ヲ以テ何ヲ問ハズ是等手形又ハ爲替手形ヲ貴行ニ於テ割引御買取又ハ保證其他手形行爲ニ因リテ債務ヲ負擔シ又ハ他ヨリ裏書ノ義務ヲ負擔シタル場合ハ勿論支拂期日前ト雖モ支拂ノ停止ヲ爲シ又ハ他ヨリ假差押ノ通知ヲ受ケタル場合ハ勿論支拂期日ニ至ル迄ハ何時ニテモ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲シ期限ノ利益ヲ拋棄シタルモノト認メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ御都合ノ宜キ時ニ於テ何ノ通知ヲモ要セズ直ニ手形金額全部ノ辨濟ヲ爲スベキ事

一、本契約ニ基ク一切ノ債務ヲ負擔スル爲メ貴行ノ請求ニ依リ貴行ノ相當ト認ムル擔保品ヲ差入候場合ニハ今後本契約外ノ取引ニ付テモ相互ニ流用シ又現在及將來ニ於テ本契約上ノ債務ノ爲メ貴行ノ御都合ニヨリ擔保トシテ御處分可被下候ノ承諾致候事

右ノ通リ特約致候也

昭和△年六月拾五日

住所　横濱市中區本町壹丁目拾番地

氏名　株式會社興國銀行　御中

清水耕治　㊞

割引並ニ借用金特約證書

參錢　㊞ 吹入印紙

## 要覽 No. 5　有價證券擔保貸付手續

統制表　要覽 No. 5 及び 6 は共通の統制表を用ふ。

## 要覽 No. 6　建物抵當貸付手續

(不動産擔保貸付はすべて之に準ず、但し都市の建物には火災保險證書を要す)

計　算　表

清水耕治殿　　昭和 △ 年 6 月 15 日

| 手形金額 | 期日 | 日數 | 日歩 | 割引料 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2150— | 8 15 | 77 | 20 | 3311 | |

95m/m×130m/m　　株式會社 興國銀行

(12)　　(11)

【例題】

(11) 左の爲替手形を受取り、興國銀行に取立の依頼をなし、所要書式を取揃へよ。（　日提出）。

一金　額　¥3,251.00
一支拂人　東京市神田區橋本町拾番地　小村合名會社
一受取人　自　身
一振出人　隣席者
一期　日　年　月　日

(12) 左の約束手形を讓受け、興國銀行にて之を割引したりと假定し、手形及び所要書式を取揃へよ。（　日提出）

一金　額　¥2,300.00
一振出人　大阪市東區高麗橋參丁目七番地　大和商會
一受取人及び裏書人　隣席者
一讓受人　自　身
一期　日　年　月　日

## 要覧 No. 4　手形割引手續

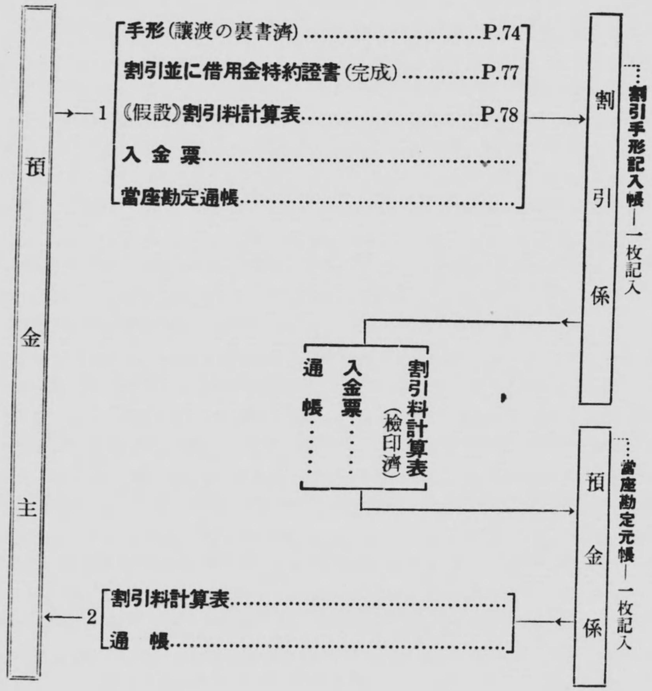


**書式**

手形
手形割引約定書
手形割引計算表

**統制表**

割引手形記入帳
當座勘定元帳

## 手形割引(預金振替)手續　—實際—

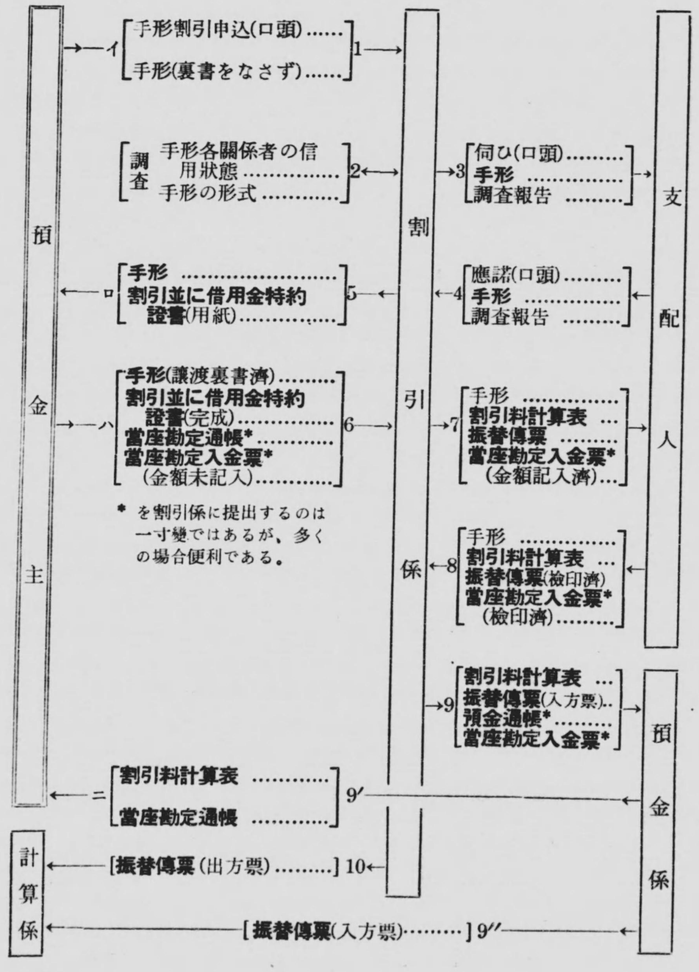




計　算　表

清水耕治殿　　昭和

| 手形金額 | 期日 | 日數 | 日歩 | 割引 |
|---|---|---|---|---|
| 2150— | 8 15 | 77 | 20 | 3 |

95m/m×130m/m　　株式會社

(12) 左の約束手形を讓受け、興國銀行にて之を割引したりと假定し、手形及び所要書式を取揃へよ。（　日提出）

一受取人　小村合名會社
一振出人　自身
一振出人　隣席者
一期日　年　月　日
一金額　¥2,300.00
一振出人　大阪市東區高麗橋參丁目七番地　大和商會
一受取人及び裏書人　隣席者
一讓受人　自身
一期日　年　月　日

## 不動產(建物又は土地)抵當貸付手續 —實 際—

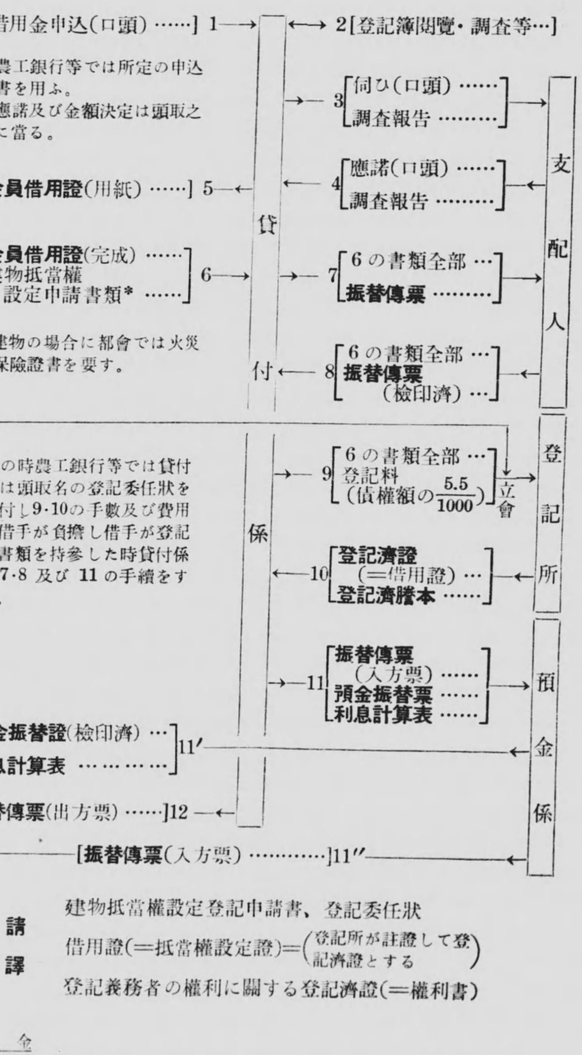


## 有價證券擔保貸付手續 —實 際—

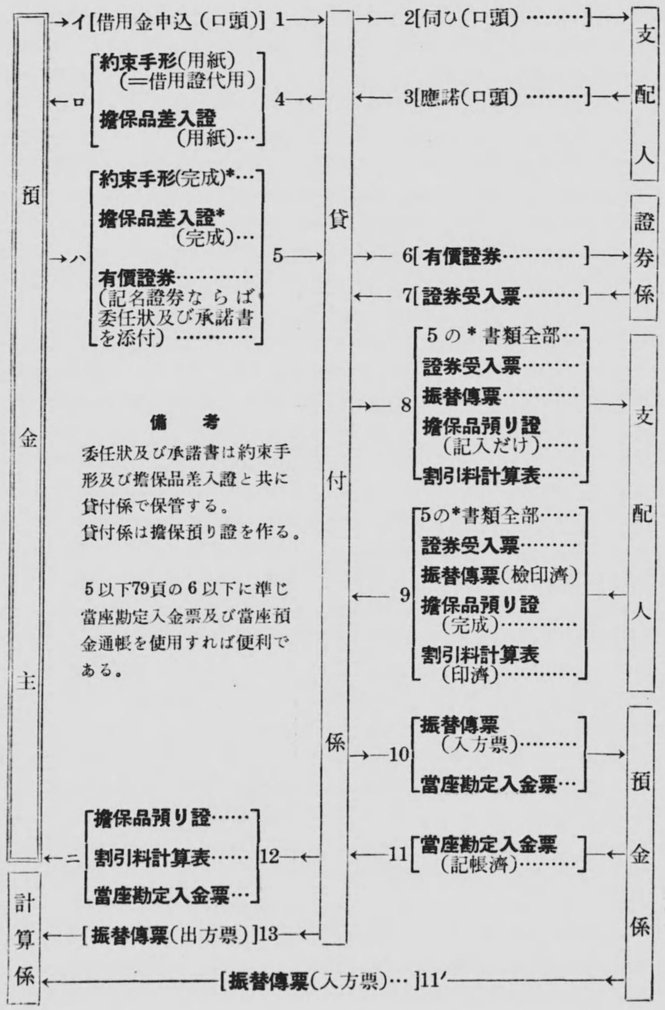


## 要覽 No. 5　有價證券擔保貸付手續

統制表　要覽 No. 5 及び 6 は共通の統制表を用ふ。

## 要覽 No. 6　建物抵當貸付手續

(不動產擔保貸付はすべて之に準ず、但し都市の建物には火災保險證書を要す)

## 不動產(建物又は土地)抵當貸付手續 —實 際—

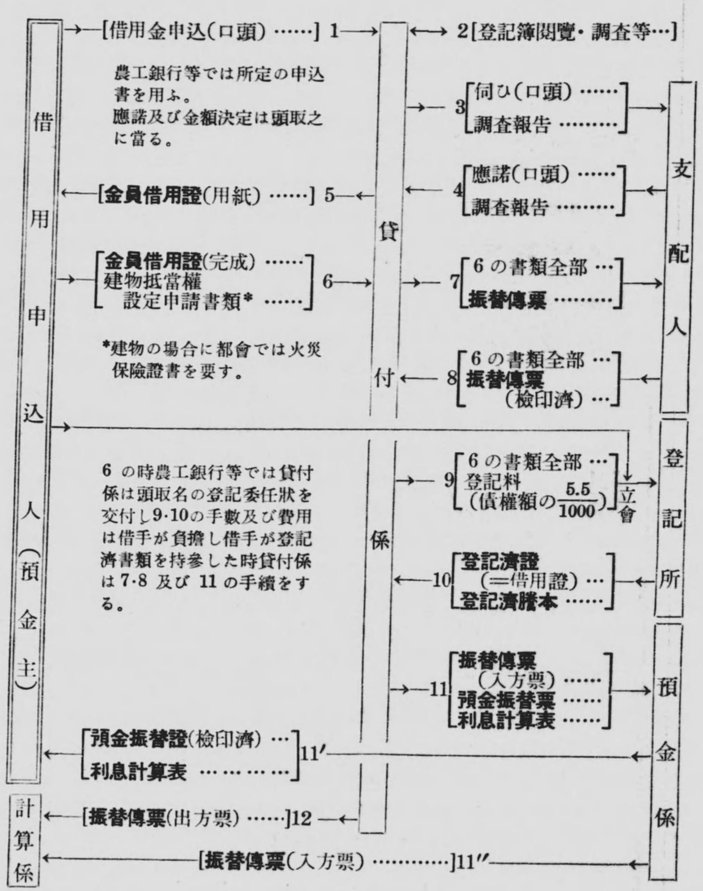


**登記申請書類內譯**

建物抵當權設定登記申請書、登記委任狀

借用證(=抵當權設定證)=(登記所が註證して登記濟證とする)

登記義務者の權利に關する登記濟證(=權利書)



## 有價證券擔保貸付手續 —實 際—

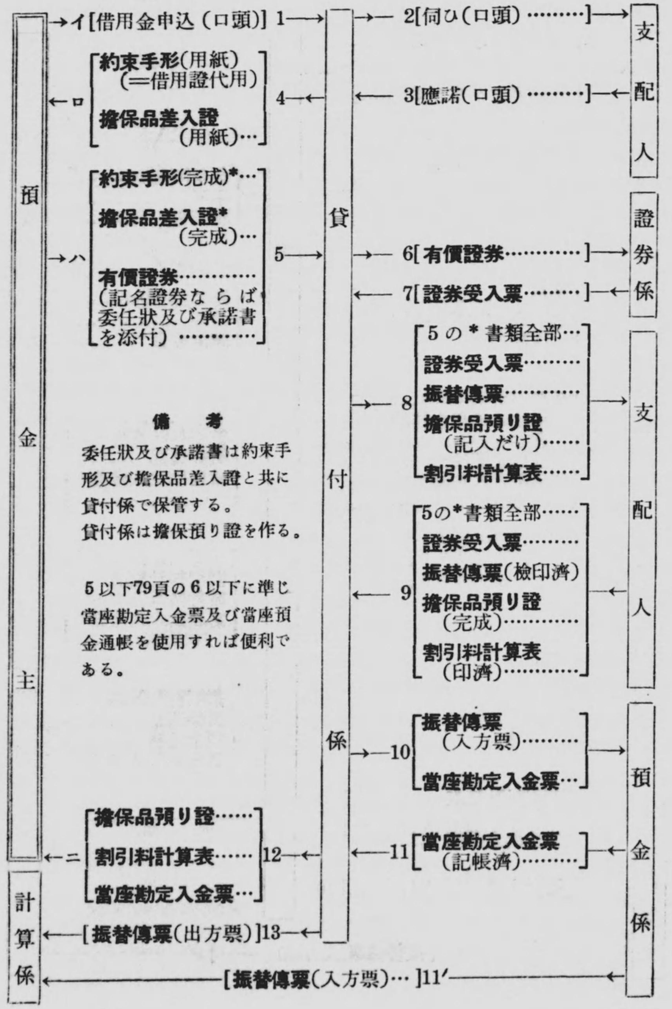


**備 考**

委任狀及び承諾書は約束手形及び擔保品差入證と共に貸付係で保管する。

貸付係は擔保預り證を作る。

5以下79頁の6以下に準じ當座勘定入金票及び當座預金通帳を使用すれば便利である。

受附　昭和　年　月　日　第　號

登記事務分掌　調査　記入　還付　通知

## 建物抵當權設定登記申請

一不動産ノ表示　末尾記載ノ通リ
一登記原因及其日附　昭和△年七月拾五日貸借
一登記目的　抵當權設定ノ登記
一債權額　金參阡圓也
一辨濟期　昭和〇年七月拾五日

抵當權設定登記申請書用紙　司法代書人會

一利息　年九分
一利息支拂時期　每年六月拾貳月各貳拾日
一特約
一登錄稅　金拾六圓五拾錢也
一不動産登記法施行細則第四拾條第四拾五條ノ事項
一附屬書類ノ表示　清水耕治ノ權利ニ關スル登記濟證　壹通
建物抵當金員借用證書　壹通
株式會社登記簿抄本　壹通
委任狀　貳通

右登記相成度此段申請候也

昭和△年七月貳拾日

印

抵當權設定者　橫濱市中區本町壹丁目拾番地　清水耕治　印
右代理人　橫濱市中區住吉町貳丁目四番地　渡邊芳雄　印
抵當權者　橫濱市中區辨天通貳丁目貳拾九番地　株式會社興國銀行
右法定代理人　取締役　橫濱市神奈川區鳥越町百參番地　金山重信
右代理人　橫濱市保土ヶ谷區保土ヶ谷町百五番地　林久太郎　印

橫濱區裁判所御中

不動産ノ表示
橫濱市中區本町壹丁目拾番地所在
一木造瓦葺二階家　壹棟
建坪　貳拾貳坪五合
二階　拾七坪
以上壹筆



印　五十錢　印紙

## 建物抵當金員借用證書

一金參阡圓也

一返濟期　昭和〇年七月拾五日
一利息
一利息支拂期　每年六月拾貳月各貳拾日
一特約　左記ノ通

前記金員正ニ受取リ借用致候ニ付之ガ債務履行ノ擔保トシテ末尾記載ノ不動産ニ對シ抵當權設定致候
一何等ノ事由ヲ問ハズ抵當不動産ノ價格著シク低落シタルトキハ貴殿ノ要求ニ從ヒ增抵當又ハ借用金ノ壹部辨濟可致候
一抵當權設定期間中ハ貴殿ノ承諾ナク賃貸借權質權等ハ勿論其他抵當權ヲ害スベキ諸權利ノ設定ヲ致間敷候
一前各項ノ壹ナリトモ違背致候時ハ右ニ約シタル辨濟期限ノ利益ヲ失ヒ卽時ニ全額ノ辨濟ヲ要求又ハ抵當權實行ヲ受クルモ異議申間敷候
右不動産抵當金員借用證書仍テ如件

昭和△年七月拾五日

橫濱市中區本町壹丁目拾番地
清水耕治　印

橫濱市中區辨天通貳丁目貳拾九番地
株式會社興國銀行
右法定代理人
橫濱市神奈川區鳥越町百參番地
取締役頭取　金山重信殿

抵當不動産ノ表示
橫濱市中區本町壹丁目拾番地所在
一木造瓦葺二階家　壹棟
建坪　貳拾貳坪五合
二階　拾七坪
以上壹筆

（著者註）農工銀行には夫々一定の書式印刷しあり。

割引にも貸付にも擔保附(＝擔保)と無擔保(＝信用)とがあり、貸付にはその上に保證人附(＝保證)及び保證人擔保附の二種がある。擔保物件は一般に有價證券がよいけれども、貸付には不動産でもよい。不動産の場合には其地の裁判所へ建物(又は土地)抵當權設定の登記をせねばならぬ(第八一頁參照)。





# 第三編　營業

## 第九章　商店營業の概念と營業開始

(本編所管事項の書類整理は綜合式整理法による)

### 營業計畫の根據

農工商いづれを問はず、すべて商品を取扱ふ事業は、販賣を根據として營業を計畫せねばならない。

賣上は市場の需要と商店の能力との合致點である。需要を喚起し、顧客を引附けて、充分な滿足を與へ得る樣、能力を擴充するは、商店の當然努むべき事ではあるが、需要は、仕入其他の事項に比し、商店の力で左右する事が困難であるから、商店は先づ商品の需要を考へ、どの位の値段なら賣れるか、どの位賣上るかを推測し、此推

営業計畫の要點

測に基いてすべての仕事を計畫せねばならない。そこで商店は左の五點に注意する必要がある。

(1)どんな商品の需要が多いか、又一定商品に對する需要價格及び需要量はどうか　市場調査

(2)一定商品に對する需要のうち、どれだけを合理的に自分に引附ける事が出來るか　廣告及び販賣戰

(3)自分に集つて來る需要をどれだけ合理的に充たす力があるか　手持品統制及び事務管理

(4)充たす力が不足ならば、更に必要なだけの力を合理的に準備する方法はどうか　手持品統制及び事務管理

(6)充たす力に餘りがあつたならば、更にそれだけの需要を合理的に引附ける方法はどうか　廣告及び販賣戰

要するに販賣の問題は、市場調査によつて方針決定の基礎を作り、廣告及び販賣戰に於て活動の機會を捉へ、手持品統制及び事務管理によつて活動の成果を獲得するにある。



販賣心理の要諦

## 販賣心理の研究

販賣戰成功の要諦は信、賴と心安、さの二つに歸着する。こゝにいふ信賴とは、顧客が品質とサービスとの適當にして確實なのを信賴する事で、心安さとは、顧客に何等の不便や窮屈さを感じさせない事である。けれども信賴と心安さは、顧客が之を知らなければ效果がないので、玆に廣告の必要が起るのである。

信賴と心安さ

信賴と心安さとを分離してはならないけれども、信賴を重視すべき販賣と、心安さを重視すべき販賣とがある。此違ひは商品と業務の性質によつて生ずるものであるから、此販賣は信賴を重視すべきか、心安さを重視すべきか、其程度はどうかといふ點を考へて、販賣當務者の選定及び養成をなすべきである。

販賣當務者選定及び養成上の要點は、風采・態度・言語・文章・年齡・男

女別・經歴・身分・特技等である。

**商店の魅力**

百貨店繁昌の第一源泉は、各種の商品に對する信頼・心安さ及び廣告力の偉大さにある。けれども、市場・規模及び資力が相當大きくなれば、各種の商品に對して此偉大さを發揮出來ぬ。蓋し相當量の手持がなければ、顧客の目を引き、品質の信頼、選擇上の心安さ及び廣告力を保つ事が出來ぬ。從つて、村落等の場合は別であるが、一般商店は適當な種目を選び、之に力を集中せねばならない。繼續的に特殊種目に力を注いで世人の信用を博し、適時的に少數種目の商品を大量販賣して顧客に清新の氣を喚起する事は、商店の魅力を發揮する所以で、此魅力は市場が廣い程愈〻效果あるものである。

**廣告の徹底、暖簾廣告及び商品廣告**





廣告の行き渡る力を廣告徹底力卽ちサーキュレーションといふ。サーキュレーションには廣さ・深さ・速さ・確かさ及び永續力の五點に注意し、夫々の必要によつて廣告の手段を選ぶべきである。新聞は廣くて速く、懸賞は深くて確かで、雜誌や看板等は永續的なサーキュレーションがある。

廣告は目的によつて暖簾廣告と商品廣告とに分けられる。暖簾廣告は店の爲の廣告で、商品廣告は特に其商品の爲の廣告であるが、實際は兩方が同一の廣告中に含まれるのが常である。暖簾廣告は店の都合の許す範圍までよいが、商品廣告は其賣上から生ずべき利益以上に廣告費を出すべきものでない。

百貨店は澤山な商品の綜合的販賣機關として規模が大きいから、暖簾廣告が容易に徹底するし、其上に暖簾廣告の偉力から商品廣告費が節約される。商標で廣告すると、廣告の徹底が簡單にな

り、お客は商標を名指して買ひに來るから、商品の配給が自然的になり、中間商人は暴利を貪る事が困難になり、發賣元は曖簾廣告の節約が出來る。

販賣の内容

**商品及びサービスの良否**

良否の意味

販賣上第一に注意すべきは、品質の良否といふ事である。けれども「販賣」は商品だけを賣るものと考へてはならぬ。蓋し商品の價値は適當な環境にあつて始めて出るのであるから、時・所及び量を適當にする樣に、商品を供給する事が商人の役目である。「販賣」とは實に商品とサービスとを賣る事である。殊に小賣のお客は直接消費の爲、享樂の爲に買ふもの故、買ふ事其ものまでが大切な享樂の一部であるから、サービスは小賣上誠に肝要なものである。

以上の事柄をよく考へるならば、品質とサービスの良否といふ事は、品質なりサービスなりが絶對的によいといふ意味ではなく、



寧ろ適當かどうかといふ事にならう。此事は商人成功の祕訣として常に忘れてはならない。

手持品の必要

**手持品統制と仕入**

手持の過多と過少

賣買業のサービスとは、賣買契約の方法、品質・數量、受渡及び代金授受等、すべて適當な條件を具備させる事である。其うち受渡は賣手として殊に責任を以て實行せねばならぬ仕事であるが、品質・數量・場所及び時期に關し、適當な條件の下に商品を引渡すには、充分な準備をして置かねばならない。其時々に仕入れるのもよいけれども、必要に直面して適當な仕入をするのは中々困難である　殊に小賣は少量づつ卽時引渡すもの故、手持品準備の必要が極めて大きい。

併しながら過多な手持は徒らに資金を固定し、利益の減少と支拂能力の缺陷を誘起するばかりでなく、商品の變質・減價・保管等餘

分な負擔を忍ばねばならない。さりとて手持品の過少は商機を逸し、顧客を失ふ危險があるから、市況、業務の性質、時期及び流行に鑑み、適當な手持を維持せねばならない。然るに業務の性質等は色々であるから、的確な手持品の標準は立てられない。唯、市況調査や經驗に照らし、豫算統制等の方法によつて、適宜推測決定するの外はない。

## 實際の賣値と値引の要領

實際の販賣價格は計算通りには行かない。更に値引や値増の事を考へねばならない。値引には端數金額及び端數引渡量の整理計算、割引並びに割戻等がある。

割引にはトレード・デスカウント（Trade discount）とキャッシ・デスカウント（Cash discount）とがある。トレード・デスカウント卽ち販賣條件による割引は、更に數量割引と賣先割引とに分れ、大口販賣若しくは特殊地方又は特殊販





賣先の優遇を行ふ。キャッシ・デスカウントは支拂條件による割引で、之によつて資金の回收を促進する。販賣量の增大及び特殊販賣先の優遇は販賣上必要であると同時に、資金の回收は經營上收益上大切なものであるから、仕入にも販賣にも價格決定上之を考へねばならない。

割戻は一定期間內の賣上高に準じて一定の割引を行ひ、かくして得意先の確保と取引高の增加とを計るもので、汽船會社や保險會社は常に此種の方法を利用して居るが、商店は仕入上販賣上適宜之を運用する事を考ふべきである。

賣手は買手に協調する必要上、既に決定した販賣價格に對し、各種の値引をしなければ、取引高の增加や維持をするに困難な場合が屢〻であるが、此適例は定價品の販賣である。蓋し定價は長期に亙り販賣さるべき値段であるが、常に之を維持し得るは特殊の品

に限られ、多くの商品は値引や値増を行つて、市況や相手方に順應しなければ、賣上や收益を維持する事が出來ない。卽ち定價は、最初から此點を考へて定めるがよいであらう。

以上は販賣價格の事であるが、逆に之を仕入價格に利用する事が出來る。

仕入價格

**販賣員の心得**

販賣員の力と注意

賣上成績は店の實力と信用だけによるものでなく、販賣員の手腕に俟つ事が甚だ多い。販賣の成功は信賴と心安さとにあるが、同業者の手持・仕入先・仕入値段及び販賣値段を常に熟知し、商品の知識を豐富にして充分にお客の顧問となり、又お客の氣心を呑込み、其傾向に應ずる樣、常に工夫を凝らし、機敏な活動をする必要がある。商店の從業者は小店員までも、夫々適當な服裝と風采とを維持し、言語・動作を洗練し、常に約束を嚴守して、お客が信賴と心安



さとを失はぬ樣努めねばならない。値段・期日・品質等につき無理な注文を引受けたり、代金請求上冷靜を失つたりするのは、接客上一番戒むべき事である。納品の不良・破損・不足・遲滯及び相場の變動、お客の其後の都合等から、屢〻面倒な問題が出來、値引や破約等が起る。かゝる場合は殊に言動にも文章にも大なる工夫のいる時である。

開業記帳の必要

**開業記帳**

財產は、明確な現狀が、いつでも一目に判る樣にして置くがよい。開業の際は之が殊に必要で、貸借對照表及び財產目錄は必ず作らねばならぬ（商法第二七條參照）。今開業記帳をなし、右二書類を作る。

開店披露の方式

**開店披露**

開業記帳が終へたならば、開店の披露をする。開店披露には色色な方法があるけれども、玆では將來取引先となるべき方面に對

し、次の様な内容の書面を認めて見る。

【例題】(13)

「自分は今度これ〳〵の場所で(これ〳〵の關係から)、これ〳〵の營業を始めた。自分はかういふ經歷のものであるが、かういふ方針及び方法で、飽くまで懇切に顧客の希望に副ふ樣努力するから、續々御取引に預りたい」云々。

信用調査の必要

## 信用調査

信用調査上の注意

重要な取引先を選定するには、充分に信用調査をする必要がある。信用調査が不充分な爲、貸倒れや詐欺などにかゝつて、取返しのつかぬ樣な失敗をした例が澤山ある。そこで大商店等では調査機關を特設して、相當行屆いた調査をして居る。

信用は知人・取引先・運送業者・銀行・商業會議所等に照會するのもよいが、今日の處、興信所に賴むのが、一番普通で最も便利な方法である。

信用調査の報告をすぐ信じてしまふのは危險である。外形の



## 要覽 No. 7 賣買手續の階程

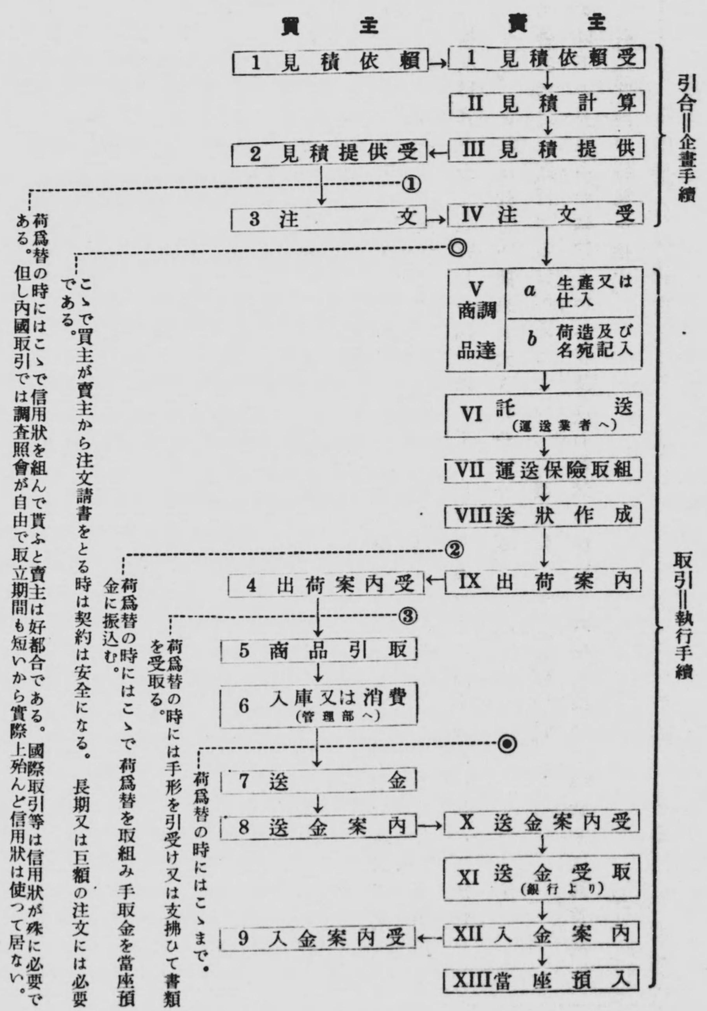

信用調査の必要

信用調査上の注意

## 信用調査

重要な取引先を選定するには、充分に信用調査をする必要がある。信用調査が不充分な爲、貸倒れや詐欺などにかゝつて取返しのつかぬ様な失敗をした例が澤山ある。そこで大商店等では調査機關を特設して、相當行屆いた調査をして居る。

信用は知人・取引先・運送業者・銀行・商業會議所等に照會するのもよいが、今日の處、興信所に頼むのが、一番普通で最も便利な方法である。

信用調査の報告をすぐ信じてしまふのは危險である。外形の調査は易いが、信用の實質は内面にある。然るに内面の調査が正鵠を得るのは困難であるから、各種の方法を併用する必要がある。興信機能は社會上大切なものであるが、興信所に資料を與へるのを嫌がる風が多いから、專門機關で從つて最も便利且確實と考へられる興信所の報告でも、相當警戒を要するものである。

興信所の仕事

我國の興信所は多くは會員組織であるが、會員組織の興信所は會員以外の照會に應じないものが多い。興信所では會員の等級によつて問合はせの出來る回數が違ひ、之に準じて會費を課して居る。會員は興信所の問合はせ用紙を貰ひ、之に記入して調査を頼む。興信所所在地以外の土地で調査して貰ふには、一件二圓から三圓の旅費を特に出さねばならないけれども、別に調査料は要らない。調査の報告は一週間から三週間かゝる。又每日興信所の報告、不渡手形、會社・商店の營業



### 要覽使用に關する追加注意

(1) 第二編の手續は同じ土地の商業機關が相手故、大體書式で濟む。

(2) これからは、商人をも相手にする。商人間は通信が多い。

(3) 内地の通信は、對談及び電話による事が多く、書狀及び電報は、通信としてよりも、寧ろ確め及び證據保全の爲に用ひられる樣になつて行く傾向がある。

(4) 對談及び電話は推敲が不便で、且證跡が殘らぬが、文章ならば、推敲が便利で、證跡も充分に保存される。

(5) そこで、商手續の基本を訓練する立前から、實踐科は、原則として、文章で通信する。

(6) 一般商用事務の通信文は標準化すべきものであるが、初學者には、かくして出來た標準形式を先づ强行し、形式や組立てが相當呑込めたら、漸次强制を緩めて創作させる。これは教育の效果が大きいやうである。

(7) 著者は之を實行する爲經驗によつて、「實踐通信文範例」を作つた。

(8) 以下の要覽中の M.L. といふ符號は、右範例の例文を意味し、添がきの數字は其番號、「特」は其内の「特號」を指す。

以上

## 第十章　賣買取引手續

### 賣買の方式

銀行・運送及び保險等は手續が略ゝ一定して居るけれども、賣買の方式は取扱商品により、地方により、商店によつて多少違つて居り、其書式も從つて區々であるから、實際通りの事を一々實踐するわけに行かない。こゝに揭げた要覽第七號の手續階程は、一般の場合に適用される原則を大體に於て表現したものに過ぎぬ。引合は必ずしも見積依賴から始まるとは限らない。引合が見積の提供から始つたり、値引の問題が起つたり、價格の交渉なしで注文が出たりする場合も隨分あらうが、兎に角注文によつて取引は始まるものである。





狀況等を知らせるのが普通であるが、入會するには嚴選せねばならない。

興信所の問合はせ用紙は、簡單な要目しか依賴出來ぬ樣になつて居る。一體信用を漫然と照會すると、折角の信用報告も營業上殆んど參考にならない樣な事が屢ゝ出來るから、調査の要目を選定して、之に對する具體的な報告を受ける事の出來る樣な仕組をして置かなければならない。米國には一定の書式を照會先に送つて、各項目につき知つてゐるだけの事を記入して貰ふ制度があるが、兎に角店名・場所・經營上重要な人物の氏名・年齡・性格・經歷及び趣味・營業種目・創立年月・資本金額・出資關係・財產狀態・銀行の評判取引上の名聲・營業振り・地元及び當地等に於ける信用照會先等は、信用調査上常に留意すべき要點である。



## 要覽 No. 7　賣買手續の階程

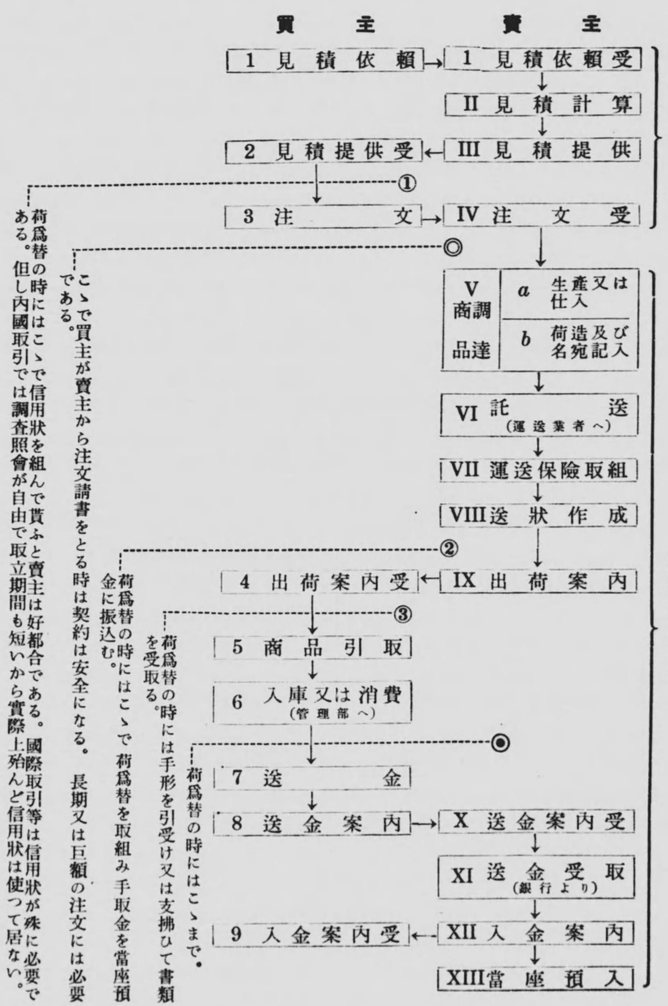

狀況等を知らせるのが普通である。今日我國には澤山興信所があるが、入會するには嚴選せねばならない。

興信所の問合はせ用紙は、簡單な要目しか依頼出來ぬ樣になつて居る。一體信用を漫然と照會すると、折角の信用報告も營業上殆んど參考にならない樣な事が屢出來るから、調査の要目を選定して、之に對する具體的な報告を受ける事の出來る樣な仕組をして置かなければならない。米國には一定の書式を照會先に送つて、各項目につき知つてゐるだけの事を記入して貰ふ制度があるが、兎に角、店名・場所・經營上重要な人物の氏名・年齡・性格・經歷及び趣味、營業種目・創立年月・資本金額・出資關係・財產狀態・銀行の評判・取引上の名聲・營業振り・地元及び當地等に於ける信用照會先等は、信用調査上常に留意すべき要點である。





## 第十章　賣買取引手續

### 賣買の方式

銀行・運送及び保險等は手續が略一定して居るけれども、賣買の方式は取扱商品により、地方により、商店によつて多少違つて居り、其書式も從つて區々であるから、實際通りの事を一々實踐するわけに行かない。こゝに掲げた要覽第七號の手續階程は、一般の場合に適用される原則を大體に於て表現したものに過ぎぬ。引合は必ずしも見積依頼から始まるとは限らない。引合が見積の提供から始つたり、價格の交渉なしで注文が出たりする場合も隨分あらうが、兎に角注文によつて取引は始まるものである。

注文は單なる口頭契約もあり、注文書又は注文狀の時もあり、又

注文書、注文請書と數段の形式を踏む事もあり、時には賣買契約書を取交はす事もある。注文と注文履行完了の間に長時日を要する場合には、注文請書の必要が起り、巨額且長期の取引には、賣買契約書を用ふるのが、確實にして且必要な事である。

口約に對する確め狀の必要

口頭の注文は文書で確めて置く事が、確實且安全なのは勿論であるが、短期の受渡で、事柄も簡單な場合ならば、特に文書で確める必要はなからう。

故意に口頭で約定して置き、相場や賣行に變動が出來た時數量をあやふやにし、損害をうまく相手に脊負はせて仕舞ふのは誠に不德義な話であるが、特に相當大きな商店中には、相手があとの取引を思つて泣寢入するのに附込んで、かういふ事をする惡德者がある。最初に確め狀を出して置けば、こんな場合の防ぎには可なり役立つであらう。



注文書・請書及び納品書

注文と納品

注文書は通常、注文事項・手續要領を誤脫なく明示し得る樣計畫的に印刷した用紙を用ひるから、相當な注文には注文狀よりも事務の正確と能率とが望める。賣買契約書の取交はせと注文請書の授受とは、兩方の權利義務を兩方で具體的に承認するから、契約の效力が明確になる。官廳や大會社では請書の提出を强制して居る。

**注文書の複製制度**

注文書控・注文請書用紙及び納品書用紙をカーボンで一度に記入し、後の三つを賣手に送り、注文請書は署名の上返送して貰ふならば、注文の成立が具體的に立證される事になる。そして納品の場合、納品用紙を記入添付して貰ふと、買手の荷受係は納品の取扱が正確且迅速にやれ、仕入係は荷受係檢印濟の納品書に基いて支拂傳票を作り、賣手の提出した請求書を添へて支配人の檢

印紙 ㊞ ㊞

# 賣買契約書

第貳九號

| 品名及ビ銘柄 | 數量 | 單價 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 婦人冬服フローラ八號九號取合ハセ | 壹〇打 | 七八、五〇 | 七八五、〇〇 |
| 子供冬服スカイラーク十號乃至十八號 | 貳〇 | 參四、參〇 | 六八六、〇〇 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計金壹阡四百七拾壹圓也 | | | |

受渡期限　昭和〇年九月參拾日ヨリ拾月末マデ買主指定
受渡場所　仙臺市芭蕉辻拾五番地青葉洋品店
發送方法　鐵道便
保險　賣主持
荷造　約定ノ通
支拂條件　昭和〇年拾月參拾日マデ送金ノ事
其他

賣主清水耕治ト買主北村松三トノ間ニ右ノ通賣買契約成立シタルコト實證ナリ仍テ本契約書正本貳通ヲ作リ當事者各自記名調印ノ上各壹通ヲ保存スルモノ也

昭和△年九月參日

賣主　橫濱市中區本町壹丁目拾番地　清水耕治　㊞

買主　仙臺市芭蕉辻拾五番地　北村松三　㊞

注文請書は注文書と形式が略〻同樣で、內容が對照し、表題が「御注文請書」、文言が「下記ノ通御請仕候也」、署名人と名宛人とが反對になつて居る。

納品書には品名・數量(時としては更に受渡期及び受渡豫定量)を揭げてある。

請書及び納品書には注文番號を必ず附記し、請書提出日附及び實際納品高と納品の名稱とは其都度夫々記入するのである。



複製制度の能率

賣買內容決定の要領

印を受け、支拂係は此請求書によつて適時支拂を行ふ。

かくの如く、一口の注文に對し、此四種の書式を記入使用するならば、此注文に關するあらゆる活動は明確に系統立てられ、所要經費と書類とは常に其所屬が明瞭になるから、仕事の能率增進と會計の簡明化が容易に期待出來よう。

之は相當大規模な商店に於ける事務の方式ではあるが、一般の商店でも此觀念を骨子として適宜事務を執つたならば、會計事務は勿論すべての事務が常に圓滑且整然と行はれるであらう。

## 賣買契約內容の決定

實際上賣買契約の內容を決定するには、左の四つの關係を綜合考慮せねばならぬ。

(1) 手續關係　品質・數量・引渡・價格及び支拂の五點で、旣に商事要項で詳しく說いて居る。

(2) 取引關係　重要な取引は勿論一般の取引に就ても、取引先の人格・手腕及び資力等を考へねばならぬ。

(3) 釣合關係　商品手持關係、お金の都合並びに今後の仕入及び販賣關係を考へ、これらが常に釣合を保つ樣に注意する。

(4) 回轉關係　同一資金は幾回も使用する方が種々な利益があるから、所謂回轉率を考へる必要がある。

回轉率と釣合關係

回轉率と釣合關係とは密接な對照を持つて居る。此事は何れも仕入量に關聯して說明するが、回轉數が多い時は結局の利益が當然大きく、損失取返しの機會が多くなり、賣品が常に新しく、仕入に押しがきゝ、金錢收支が平らかに行き、支拂停止等の危險が少くなる。但し回轉率を無暗に多くしようとすると、品切が出來て折角のお客を逃したり、品質や價格が平らに行かぬ爲信用を落す等の危險があるから、これらの點に充分注意せねばならない。これら



の危險さへないならば、少々安く仕入れるよりも回轉率の增進を考へ、特殊の商品、特殊の場合を除き、所謂薄利多賣主義を行ふがよい。新品・見切品の仕入、大口取引等の場合には回轉と釣合との關係を特に對照考慮せねばならない。

間接費の觀念

要覽第七號(九八頁)及び第八號(一一五頁)の手續は、引合から注文、注文から注文履行の完了までの基本觀念を表はす樣に選定した。取引條件は原價計算を明確にする爲にC.I.Fと假定した。

## 間接費と豫期利益

俸給・家賃・稅金其他營業上必要な經費は、要するに各取引の利益から拂つて居る。若しこれらの取引に此種の經費を支拂ふだけの利益がない事になつたならば誠に危險故、見積の始から各取引の原價中に之を組入れて置くのが當然であり且安全な方法である。唯、多くの場合これらの經費はどの取引にどれだけ要るのか、

はつきりしない爲、從來取引原價の中に見込んで居ない人が多い。そこで、一會計期間の總取引高と總營業費とを假定し、取引高に對する營業費の割合を算出し、此割合を各取引の原價中に算入する事は、周到且安全な方法である。これらの經費はかく頭割で計算されるので、米國では頭割經費と呼んで居る。そこで運賃、仕入價格等は直接の原價と觀、直接原價と間接原價とを合はせて總原價を算出し、更に見込の利益を加へて賣價とし、此利益を豫期利益と呼んで居る。總原價以下で賣つては儲けにならぬ故、値段の驅引は特別な場合でなければ豫期利益の範圍内で行ふべきものである。從來實際社會で多く行はれて居る樣に、直接原價に手數料を加へて賣價とするのは、安全な方法ではない。

**對外書類控作成の必要**

店外に出す書類は必ず控をとつて置くべきで、引合は見積依頼





引合及注文書式の說明

一 **印刷** 見積依頼書（白紙）　照は見積依頼書及び見積書綴、注は注文書綴、其他兩綴（注文書色紙）

二 **事務** 照は見積依頼書及び見積書綴、注は注文書綴で、各書式とも左が自店の右が注文者の綴を除き（相手方の帳）。

三 **作成枚數** 見積計算書を除き數枚以上作成し1枚を控とする。實際では左の通り重ねてクリップで止める。實際は整理部を使ふから此迄に重ねるがよい。

四 **整理** (イ) 照は見積依頼書を表紙として順次其下に。(ロ) 注は注文書を表紙として順次其下に。

五 **綴** (イ) かくして事務能率と統制の圖滿足完全に行つたなら、直接營業圖表の書類は省略的な整理は實行される。幸に綴めり方の制度が行はれ、營業頁はいつも一目に明瞭に見通せるから、事務能率と統制の圖滿足完全

（ロ）見積依頼書提出後は希望さへ指示すれば精確且簡單に用が辨ぜられる。

（ハ）とが抽出來る第18—22頁及び第29—30頁參照）。

---

御見積は
發照 No. 103
と御指示賣下度候

受照 No.

## 見積依頼書

**福井商店御中**

**東京市日本橋區横山町10**

みのりや呉服店印
前橋市愛町二十九番地
電話 浜前橋 1032
振替口座東京 30343

下記の通最低價格御見積被下度候也

| | |
|---|---|
| 品名 | 唐巾縞布 |
| 數量 | 絲三巾 |
| 荷造 | 貳拾疋 |
| 納期 | 例ノ通 |
| 受渡場所 | 10月20日 |
| 發送方法 | 前橋市営店倉庫 |
| 發送先 | 大和トラック |
| 保險 | 當店倉庫 |
| 支拂 | 賣方持 |
| 其他 | 振出後拾日拂 |

追て御見積は大至急御提出被下度候也

昭和△年9月12日

係㊞

受照 No. 229　　昭和△年9月15日

**福井商店**

# 見積計算書

| | | | |
|---|---|---|---|
| 品名 | 廣巾綿布 | 品質 | 桃三巾 |
| 客先 | みのりや呉服店 | 送先 | 前橋市桑木町みのりや呉服店 |
| 仕入先 | 前川商店 | 發送方法 | 大和トラック |
| 條件 | 檢收後拾日拂 | 發送日附 | 9月25日 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 基本數量 20疋 @¥6.80 | | | ¥136 | 00 |
| | | | | |
| | | | | |
| 諸掛 | | | | |
| 荷造 4箇 @¥0.30 | 1 | 20 | | |
| 運賃 4箇 @¥0.15 | | 60 | | |
| 車力賃其他 | | | | |
| 運送保險料 ¥200— @2‰ | | 40 | | |
| 倉敷料 箇 @¥ | | | | |
| | | | | |
| 雜費 | | | 2 | 20 |
| 直接原價合計 | | | ¥138 | 20 |
| 間接原價 @2% | | | 2 | 76 |
| 着渡總原價 | | | ¥140 | 96 |
| 豫期利益 | | | 19 | 04 |
| 着値段 @ | ¥8 | 00 | ¥160 | 00 |

見積提出　電報　月　日　郵便　9月15日

注文受附（注 No.　）　電報　月　日　郵便　月　日

摘要



納品等本件に就ては
注 No. 103
と御指示被下度候

貴注 No.
貴照 No. 229
發照 No. 103

## 注文書

**福井商店御中**

**東京市日本橋區横山町拾番地**

みのりや呉服店 店印
前橋市桑木町二十九番地
電話前橋 1032
振替口座東京 30343

下記の通御注文申上候間精々御調達間違なく御納入被成下度候也

| | | | |
|---|---|---|---|
| 納期 | 10月10日 | 引渡 | 前橋市當店持込 |
| 支拂 | 檢收後拾日拂 | 送り先 | 同上 |
| 送り方 | 大和トラック | 保險 | 貴方持 |
| 其他 | | | |

| 品名・品質・荷造・摘要 | 數量 | 1疋に付 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 廣巾綿布 | | | |
| 桃三巾 | 20疋 | 8 00 | ¥160 00 |
| 蔵包四箇 | | | |

追て別紙注文請書御捺印の上折返し御送付被下度候也
昭和△年9月18日　係㊞

御注文は
受照 No. 299
と御指定被下度候

發照 No. 103

## 見積書

**みのりや呉服店御中**

**前橋市桑木町**

福井商店 店印
東京市日本橋區横山町十番地
電話浪花 67—3434
振替口座東京 23681

9月12日附を以て御見積方御下命に預り難有御禮申上候就ては下記の通精々勉強貴意に適へ可申候間何卒御注文被成下度願上候

| | | | |
|---|---|---|---|
| 納期 | 10月10日 | 引渡 | 前橋市貴店持込 |
| 支拂 | 檢收後10日拂 | 送り先 | 同上 |
| 送り方 | 大和トラック | 保險 | 當方持 |
| 效力 | 9月20日マデ | 其他 | |

| 品名・品質・荷造・摘要 | 數量 | 1疋に付 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 廣巾綿布 | | | |
| 桃三巾 | 20疋 | 8 00 | ¥160 00 |
| 蔵包四箇 | | | |

追て御注文は折返し御下命被下度候也
昭和△年9月16日　係㊞

書又は其控の後に、注文は注文書又は其控の後に、各種の書類若しくは其控を所屬別に順次保管する。實踐では部類毎にクリップで止めて置けばよからうが、實際では立體式書類整理器や、ルース・リーフ式書類綴等で適宜處理すべきである。

仕入上の對内關係

仕入上の對外關係

**商品の仕入**

注文に應ずるには賣渡すべき商品が手許になければならぬ。若しなければ生産するか仕入れねばならない。

仕入をするには對内關係(手持・保管及び財務關係)並びに對外關係(販賣・今後の仕入及び相場の關係)を考へねばならない。現在及び將來の手持の都合を計り、保管施設を準備し、所要支出と財務全般の釣合を考へる事は、對内關係上必要である。

有利に販賣の出來ぬ品は仕入れてはならない。値段及び品質が適正で、荷造及び納品が確實なのは、仕入の第一要件で、此要件が



仕入價格の適正

缺けたならば販賣の利益は確保出來ない。仕入先の人格・手腕・資力並びに生産・仕入及び手持の現狀が信賴出來ねば仕入はよく行かない。賣出した品は、品質を維持して引續き販賣するのが、商賣繁昌の祕訣であるから、今後も安心して仕入れの出來る樣な仕入先を選定する事を心掛けねばならぬ。

商品の賣買は利益と賣行とが維持されゝばよいので、特別な場合を除き、特に廉く仕入れる必要はない。仕入先も亦一定の利益を得て始めて適良な商品を正確適當に供給出來るのであるから、強ひて仕入價格を廉くさせる事は、仕入上價格及び品質の平準、納品の正確を困難にし、決して商賣繁昌の途ではない。唯、徒らに一時的利益を貪り又は怠けて居る仕入先も相當多い今日であるから、商人たる者は、仕入品の生産工程・材料代・勞銀及び雜費等を明かにし、生産の經路及び生産の原價を推測し、以て仕入價格を適正な

仕入先の距離

小口仕入の長短

らしめる様注意せねばならない。

卸賣商は大口仕入が普通故、仕入先は便利でさへあれば多少遠い所でも差支がないけれども、小賣商は色々なものを小口に仕入れるのであり、且販賣は即時引渡を要するのであるから、仕入先はなるべく近い所にする必要がある。

**適量仕入の必要**

どれだけづつ仕入れたらよいか、便宜上小口仕入の長短を考へて見る。

| | 長所 | 短所 |
|---|---|---|
| (1) | 値下り・賣殘りの損が少い。 | 原價が高くなる。 |
| (2) | 資金の回轉率が高い。 | 品切でお客を逃す處がある。 |
| (3) | 商品が常に新しい。 | 品質及び價格が平準に行かない。 |

大口仕入は之と反對の長短があるから、適量の仕入を心掛けねば



適量仕入の實行と共同仕入

荷造の注意

ばならない。

商品だけで見るならば、商品の性質、時期及び場所によつて適量が定められるが、商店の取引關係や財務關係を考へねばならない。同業者や組合等で共同で仕入をする事がある。これを共同仕入といふが、共同仕入のよいのは、取引關係や財務關係といふ面倒を避けて格安に適量仕入が出來る所にある。

**荷造及び宛名**

商人は荷造濟の貨物ばかり取扱ふものもあるが、自分の處で荷造をする場合も相當多い。荷造の適否は商品の數量及び品質に屬、重大な影響を生ずるから、商人は自分で荷造をすると否とに拘らず、荷造によく注意し、既成の荷造ならば少しばかりの瑕疵でもすぐ手入をし、新たに荷造をする場合には、詰込には詰合はせと大

きさを適當にし、すき間のない様にする。包裝には内包、外裝を適良にしなければならない。詰合はせや大きさが悪かつたり、すき間があると包裝が無事でも荷痛みが出來る。包裝は華奢でも困るが、包裝費や運賃を考へねばならないし、華奢の方が大事に取扱はれて却て壞れが少い品もある。要は取扱と品物から考へて適當にして周到な點にある。

荷物には宛名がいる。宛名は荷物の上に直接書くか又は荷札を附けるかする。鐵道小包は荷札を附ける事を强制されて居る。

模擬實踐では包裝の觀念を忘れさせぬ爲、商品代用のカードを一定の紙袋に入れ、之に宛名を書くことにして居る。

**【例題】**

(14) 小樽市色内町六丁目三番地原商店から照第二九一號見積依頼書を受けた。

(品名)綿メリヤスシヤツ上下　(品質)二八60四二〇　(數量)參拾打　(送先)同店　(送り方)近海郵船積　(條件)發送次第爲替手形振出、代金取立(發送)九月中



## 要覽 No. 8　引合及び注文手續

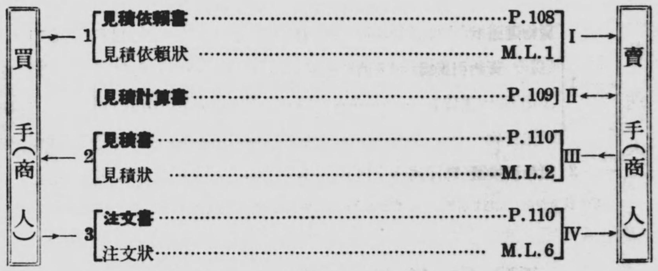


**書式**　見積依頼書　見積計算書　注文書　見積書

### 備考

電報で見積を提供し注文を發する時には、書式や書狀で之を確めねばならない。見積や注文を電報でやらない時は、書式上に示されてある電報を記すべき箇所を消して置く。

計算書以外の書類は悉く控をとつて置く。

見積を受けても注文をしない時には、斷り狀を出す。但し模擬實踐の時には都合上斷り狀を省略する事にしてもよいと思ふ。(指導者の指定に俟つ)。

## 要覽 No. 9　模擬實踐假設生產取引

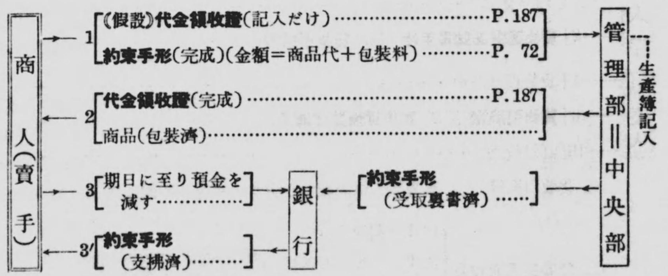


**書式**　代金領收證　及び　約束手形

**統制表**　生產簿

右に對し左の假定で見積計算を行ひ、見積書を送付なさい。

(仕入先宮本商店　(價格)上・下壹打拾四圓拾錢　(包裝)孤包參箇　(包裝料)壹箇參拾錢　(運賃)壹箇壹圓參拾五錢　(保險料)千分の貳　(間接原價)壹分

(15) 一〇九頁の注文書に對し請書用紙を考案し、請書を送付しなさい。

右二問、往復書狀(通信文範例參照)に所屬書類をピンで添付提出　日迄。

## 第十一章　運送手續

### 商品引渡の方式

商品は直接に渡す場合と、第三者に賴んで間接に渡す場合とがある。後者を託送といひ、相當遠くへ送るには託送によらねばならない。託送先には海運と陸運とがあり、陸運には鐵道とトラック等がある。託送の方法には直接託送と運送店經由とがある。

運送方法は、商品發送から到着までの安全・正確・迅速・廉價及び便利の五點につき、各の場合に應じ、之を選ぶべきである。



### 要覽 No. 10 鐵道貨物託送手續

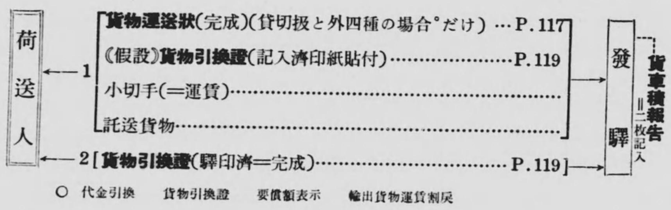


### 要覽 No. 11 鐵道貨物引取手續

書式　No. 10　貨物運送狀 及び 貨物引換證
No. 11　貨物引換證

### 鐵道貨物輸送手續 —實際—

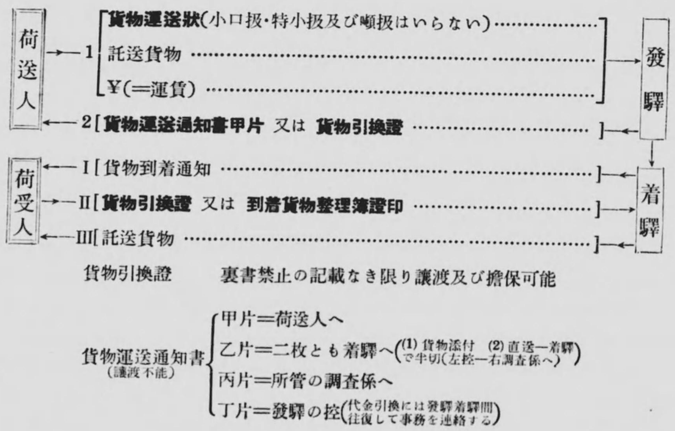




間があると包裝が無事でも荷痛みが出來る。包裝は華奢でも困るが、包裝費や運賃を考へねばならないし、華奢の方が大事に取扱はれて却て壞れが少い品もある。要は取扱と品物から考へて適當にして周到な點にある。

荷物には宛名がいる。宛名は荷物の上に直接書くか又は荷札を附けるかする。鐵道小包は荷札を附ける事を强制されて居る。

模擬實踐では包裝の觀念を忘れさせぬ爲、商品代用のカードを一定の紙袋に入れ、之に宛名を書くことにして居る。

**【例題】**

(14) 小樽市色内町六丁目三番地原商店から照第二九一號見積依賴書を受けた。

(品名)綿メリヤスシヤツ上下　(品質)二八60四二〇　(數量)參拾打　(送先)同店(送り方)近海郵船積　(條件)發送次第爲替手形振出、代金取立(發送)九月中

鐵道省 第一種貨物運知書(受託用)

鐵道省 貨物運送状

本書記載ノ貨物ヲ鐵道諸規則ニ依リ運送委託ス

## 要覧 No. 8 引合及び注文手續

買手(商人)

- 1 → **見積依頼書** ……………… P. 108 ／ 見積依頼狀 ……………… M.L. 1 — I → 賣手(商人)
- **見積計算書** ……………… P. 109 — II ↔
- 2 ← **見積書** ……………… P. 110 ／ 見積狀 ……………… M.L. 2 — III ← 賣手(商人)
- 3 → **注文書** ……………… P. 110 ／ 注文狀 ……………… M.L. 6 — IV → 賣手(商人)

**書　式**　　見積依頼書　見積計算書　注文書　見積書

### 備　　考

電報で見積を提供し注文を發する時には、書式や書狀で之を確めねばならない。見積や注文を電報でやらない時は、書式上に示されてある電報を記すべき箇所を消して置く。

計算書以外の書類は悉く控をとつて置く。

見積を受けても注文をしない時には、斷り狀を出す。但し模擬實踐の時には都合上斷り狀を省略する事にしてもよいと思ふ。(指導者の指定に俟つ)。

## 要覧 No. 9 模擬實踐假設生産取引

商人(賣手) ／ 管理部＝中央部(生産簿記入) ／ 銀行

- 1 → **(假設)代金領收證**(記入だけ) ……………… P. 187 ／ **約束手形**(完成)(金額＝商品代＋包装料) ……………… P. 72 → 管理部＝中央部
- 2 ← **代金領收證**(完成) ……………… P. 187 ／ 商品(包装濟) ……………… ← 管理部＝中央部
- 3 → 期日に至り預金を減す ……… → 銀行 ← **約束手形**(受取裏書濟) …… ← 管理部＝中央部
- 3′ ← **約束手形**(支拂濟) ……… ← 銀行

**書　式**　　代金領收證　及び　約束手形

**統制表**　　生産簿

本書記載ノ貨物ヲ鐵道諸規則ニ依リ運送委託ス

※昭和 10 年 5 月 14 日 高島驛ニ於テ作成申込

| 鐵道省 貨物運送状 | 昭和＿年＿月＿日引受 | | 貨物引換證又ハ船荷證券第＿＿號 / 貨物通知書第＿＿號 | 第＿＿號 |
|---|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 發驛 | ※高島 | 著驛 | ※吾妻 |
| 經由線名 | 湊川 | 著驛線名 | ○南滿洲連京線 |
| 荷送人 住所又ハ營業所 | ※横濱市中區本町壹丁目拾番地 | 荷受人 住所又ハ營業所 | ※大連市連鎮街本町通 |
| 荷送人 氏名又ハ商號 | ※清水耕治 | 荷受人 屆先 | ○ |
| | | 荷受人 氏名又ハ商號 | ※みほや洋品店 |

| | |
|---|---|
| 運賃料金仕拂方法 | ○ |
| 扱種別 | ○ |
| 貨物引換證請求有無 | ○ |
| 要償額 | ○金＿圓＿錢 |
| 價額 | ○金＿圓＿錢 |

○引換代金 金 20 圓 98 錢

| 引換代金 | |
|---|---|
| 收入＿月＿日 | |
| 支拂＿月＿日 | |

| 貨車 所有社名 | 貨車 記號番號 | 品名及荷造 | 記號 | 箇數 | 實重量(瓩) | 車數 | 運賃計算瓲數 | 貨率 | 運賃 | | 代金引換手數料 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ※子供服 | ○ | ※ | ○ | ○ | | | | | | |
| | | 紙ケース | 1 | 1 | 16 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

記事

○又ハ特約條件記事

注意 ※印アル箇所ハ荷送人ニ於テ必ス記入スルコト
○印アル箇所ハ荷送人ニ於テ次ノ場合ニ限リ記入スルコト。著驛線名ハ他ニ紛ハシキ驛名アル場合及連帶線著ノ場合。屆先ハ配達ノ場合ニシテ住所營業所ト異ルトキ。運賃料金支拂方法ハ現拂以外ノ場合。扱種別ハ貸切扱以外ノ場合。貨物引換證請求ノ有無ハ貨物引換證、船荷證券請求シタル場合。要償額ハ要償額ノ表示ヲ爲ス場合。價額ハ價額ヲ表示スル必要アル場合。引換代金ハ其ノ取扱ヲ請求スル場合。記號ハ記號ノアル場合。實重量ハ死體、容器ニ容レサル家畜及標準箇數ニ依ル貨物ニシテ貨物引換證又ハ船荷證券ヲ請求セサル貨物以外ノトキ記入。車數ハ二車以上ノ場合。特約條件又ハ記事ハ特約アルトキ其ノ他必要ノ場合

（太線區劃內ハ鐵道係員記入）

（東經印）

（著者註）用紙はザラ紙

記事符號 イ ロ ハ ニ

業 營 116

---

鐵道省 第一種貨物通知書（受託用）

甲 154(東)

（荷送人）

昭和＿年＿月＿日發行（　）　運送狀番號＿＿＿　＿月＿日發行（　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 發驛 | 高島 東海道線 | 3 | 4 | 着驛 | 原宿 山手線 |
| 經由線又ハ驛名 | | | | | |
| 荷送人 住所氏名又ハ商號 | 横濱市中區本町1の10 清水耕治殿 | | | 荷受人 住所又ハ屆先氏名又ハ商號 | 代々木富ケ谷1346 木村文造殿 |

| 運送料支拂方法 | 扱種別 |
|---|---|
| 2 | 2 |

＊ ＊ ＊

＊ ＊ ＊

| 貨車所有社名及記號番號 | 品名、荷造及記號 | 箇數 | 實重量 | 運賃計算瓲數 | 貨率 |
|---|---|---|---|---|---|
| イ | 精酢 | 4 | 342 | | |
| ロ | 樽入 | | | | |
| ハ | | | | | |

| 運賃 | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 57 | | |
| | | | |
| | | | |

記事 ＜○＞

注意
1. 貨物は印章に依り引渡しますから本書は荷受人に送付する必要はありません
2. 運賃料金支拂方法欄は現金「1」、後拂「2」、豫納「3」と又扱種別欄には小口扱「1」、貸切扱「2」、瓲扱「4」と記入します　但し現拂と小口扱の場合は記入を省略することもあります

（著者註）用紙薄葉 ㊙ ハ東京管理局管內を示す 154 は通知書 101 より 199 とす

117 續 手 送 運

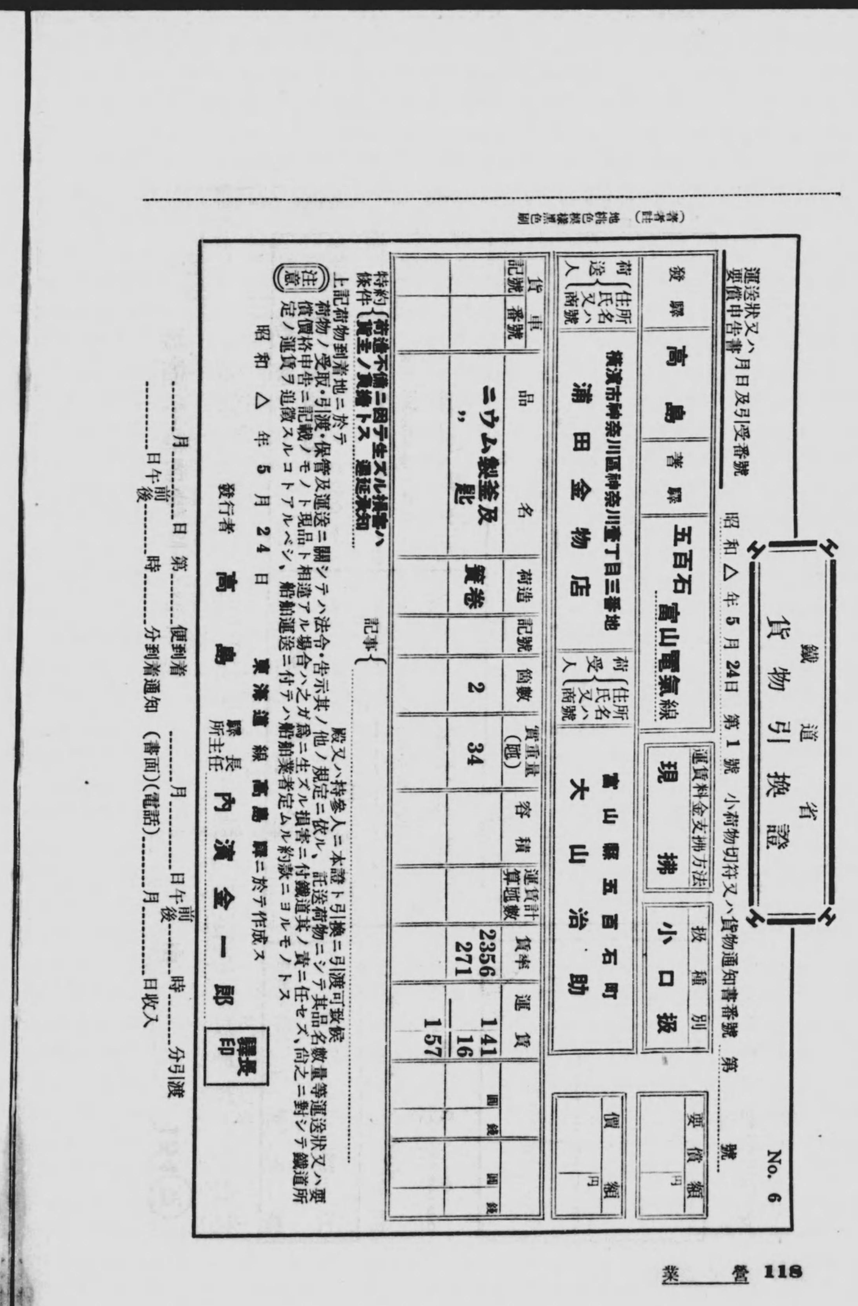

鉄道省
貨物引換證
No. 6
昭和△年5月24日 第1號 小荷物切符又ハ貨物通知書番號 第 號
運送状又ハ月日及引受番號
發駅 高島 着駅 五百石 富山電氣線
運賃料金支拂方法 現拂 扱種別 小口扱
荷送人 (住所氏名又ハ商號) 横濱市神奈川區神奈川壹丁目三番地 浦田金物店
荷受人 (住所氏名又ハ商號) 富山縣五百石町 大山治助
貨車番號 品名 荷造 記號 個數 實重量(噸) 容積 運賃計算噸數 貨率 運賃 圓 錢 厘
ニウム鍍金及 真巻 2 34 2356 141 16
" 271 157
特約 荷造不備ニ因テ生ズル損害ハ荷主ノ負擔トス 運延承知
記事
上記荷物到着地ニ於テ荷物ノ受取・引渡・保管及運送ニ關シテハ法令・告示其ノ他ノ規定ニ依ル・運送荷物ニシテ其品名數量等運送状又ハ運賃表ニ依賃格申告ニ記載ノモノト現品ト相違アル場合ノ之ガ發見ニ至ル迄ノ運賃ヲ追徴スルコトアルベシ、船舶運送ニ付テハ船舶運送ニ付テノ約款ニ依ル
注意
昭和△年5月24日 東海道線 高島 驛ニ於テ作成ス
發行者 高島 驛長 内濱金一郎 驛長印
月 日 第 便到着 月 日 前後 時 分引渡
日午前後 時 分到着通知 (書面)(電話) 月 日收入
價額 圓 錢 厘
要償額 圓

(著者註) 地色 赤色 縦線 黒色



## 鉄道貨物の取扱

### 鉄道へ直接託送する手續

鉄道託送の方法は託送手荷物・小荷物・宅扱・小口扱・廻扱及び貸切扱の六種で、内前二者は手荷物車で運ぶ(後四者要覽第一〇一一一號參照)。鉄道は貸切扱以外の積替・積卸を行ひ、小荷物・宅扱・小口扱は著驛から約六粁以内配達する。但し小荷物は原則として配達無料で、宅扱は驛留なく無料で集貨・配達する。手荷物・小口扱は荷札を附け、内容を告げて託送し、鉄道之を看貫の上運賃を計算し、運賃引替に受取證を呉れる。配達されたら送りの札に受取印を押して荷物を受取る。

貨物が實際どの線路で送られても、發驛・著驛間の最短線路の粁程で運賃を計算する。

## 鉄道貨物の運賃計算

鉄道の代金引替は第十五章參照。(宅扱通知書は第二種で赤色刷)

## 引換證の受取印

貨物引換證の裏面には次の様な欄があるから、荷受人は日附を記入の上署名捺印して引換に貨物を受取る。

船積小包

一般船積貨物の手續

## 船會社へ直接託送する手續

船積小包は船會社又は其代理店へ託送の申出をする時荷物を引渡し、着荷引取の申出と同時に荷物を受取る事、鐵道小荷物と同樣である。

一般貨物は事務所と現場の二ケ所で手續をせねばならない。事務所は船會社又は其代理店で、現場は左の通り色々な場合がある。

【例題】(16)

第一〇九頁注文書の發送方法を鐵道宅扱によると假定し、鐵道省貨物運送狀及び鐵道省貨物引換證を取揃へなさい。提出　日まで。

表面ノ荷物正ニ受領候也

昭和　年　月　日

（住所）
（氏名）



積卸諸掛

積卸の場所

運賃支拂時

船荷證券と荷物受取證

る（第一二七頁手續圖及び要覽第一二號第一三號參照）。

(1) 託送者が自身積卸をする場合。

(2) 本船が積卸を行ひ、貨物は舷側で受渡をする場合。

(3) 船會社又は回漕店（船會社の代理）が積卸を行ひ、受渡は適宜な場所でする場合。

(4) 船會社又は其代理店の倉庫で受渡する場合。

本船積卸の諸掛は荷主が直接拂ふ事もあるが、會社の手を經て拂ふ事もある。會社は荷役監督上自己の手から之を支拂ひ、荷物受取證交付の時又は貨物引渡の時荷主から受取る。

積卸は埠頭で行ふ事もあれば、端舟でする事もある。之は通常本船の都合で定める。

運賃は理論からすれば著拂であるが、前拂の場合が多い。

從來荷物受取證は裏書讓渡不可能であつたが、近來內國海運では

船荷證券の代りに、讓渡可能の荷物受取證を用ひ、從來の荷物受取證の代りに、讓渡不可能の荷物運送狀を用ふる事になつた。從つて內國の海運貨物に對しては荷物受取證で荷爲替が取組まれる樣になつた。

【例題】(17)

例題(14)が注文となり、之を近海郵船第五次甲陽丸積として託送したと假定し、出荷申込書・船積差圖書・積荷受取書及び荷物受取證を取揃へなさい。

(荷標)㋐ (才量)九才

右　日までに提出の事。

## 運送店に託送する手續

鐵道では小荷物・特別小口扱及び小口扱の積卸並びに配達を取扱ふけれども、瓲扱及び貸切扱の積卸並びに配達は取扱はない。又鐵道の配達區域は驛から一里半以內故、此區域以外への荷物は、最初から運送店に依賴するがよい。運送店は各地の運送(第一二六頁へ續く)





近海郵船會社の荷物運送狀は全部藍色刷の事と、陸揚港で荷受人に貨物を渡す事、擔保や讓渡の出來ぬ事、運送狀を出した貨物には船荷證券や荷物受取證を出さぬ事等を記し、又荷送人から荷受人に運送狀を送る樣表面に附加しただけで、其他全部荷物受取證と同じである。

第九十二號表

危險物ノ詰合セ無之候

三次甲陽丸　小樽揚　證貳九番　價格金

出荷申込書

| 記號 | 荷造及種類 | 箇數 | 重量又ハ容積 | 運賃ノ割合 |
|---|---|---|---|---|
| 令 | 樽入醬油 | 五百樽 | 七五〇才 | |

前拂運賃　向拂運賃　立替金

出荷人　太田合名會社　受荷人　米山吉兵衛

右荷物貴社船便ヲ以テ御遞送相成度候也

昭和△年九月貳拾日　近海郵船株式會社　横濱支店御中

(大正四年四月改正)

| 貳九番 積荷受取書 | △年九月廿一日 | 揚地名 小樽 | 荷印 | 品名 | 箇員 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 解名 大正丸 | | 出荷主 太田合名會社 | | 令樽入 油 | 五百罐 (500) | 七五〇才 |
| | | 受荷主 米山吉兵衛 | | | | |

右物品御差圖書ニ照シ正ニ受取積入候也

（近海郵船株式會社約款ニ基ク證券ニ非ス）

第三大甲陽丸

一等運轉手 永上信三 ㊞

近海郵船株式會社御中

| 貳九番 船積差圖書 | △年九月廿一日 | 揚地名 小樽 | 荷印 | 品名 | 箇員 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 解名 大正丸 | | 出荷主 太田合名會社 | | 令樽入 油 | 五百罐 (500) | 七五〇才 |
| | | 受荷主 米山吉兵衛 | | | | |

右物品御改メ御積入之上左ノ紙片御差戻シ有之度候也

第三大甲陽丸御中

近海郵船株式會社

（46M. 5-8）

（著者注）摘要欄の記入は通常ゴム印

印紙

## 近海郵船株式會社荷物受取證

第百廿八號表

記號 | 荷造 | 種類 | 箇數 | 重量又ハ容積 | 運送賃ノ割合

貳九番 輸出地 横濱 荷送人 太田合名會社殿 向拂運送賃金 壹百貳拾壹圓八拾八錢也 前拂運送賃金 壹百貳拾壹圓八拾八錢也

令樽入油 五百罐 七五〇才

以下餘白

輸出地 横濱 向拂運送賃金 價格金貳阡圓也 立替金

第參次甲陽丸仕向 輸出地扱人 石川屋回漕店

運賃 六圓五拾錢 到着ノ上ハ

摘要

輸出地ニ於テ輸入地又ハ接續地ニ於ケル我社倉庫上屋倉庫若ク我社契約外倉庫上屋倉庫又ハ假置場中火災ノ實ニ任ゼズ

刺シ無關係

輸入地經費並ニ危險荷主持

右荷物運送方御委託ニ付正ニ受取候也就テハ裏書ニ掲クル條件ヲ以テ運送シ此證書引換ニ當社所定ノ荷捌所ニ於テ米山吉兵衛殿又ハ持參人ヘ御渡可申上候也

（注意）此荷物受取證ヲ發行シタル荷物ニ對シテハ船荷證券ハ發行不致候事

昭和△年九月貳拾壹日

近海郵船株式會社 横濱支店

支配人 濱田德治 ㊞

注意 此證ナクテハ荷物引取難出來故荷渡地ノ荷主又ハ荷扱店ヘ必ズ送付セラルベシ

(第一二二頁より)店と連絡をとつて便利に取扱つて呉れる。省線・會社線及び重要な航路との連絡に就ては、鐵道も可なり親切に相談に應じるが、これらの經路とトラックとを連絡して一枚の貨物引換證を發行して呉れないから、こんな場合の荷爲替等は鐵道の引換證では取組に困る。

トラックの運搬は近來目醒ましい發達をし、集配積卸の手數と經費が節約される長所を持つて居るが、之も亦運送店に頼む必要が多い。汽船にするか、鐵道にするか、汽船ならばどの會社がよいか、鐵道と汽船との連絡はどうか、其間の積替の事は中々面倒故、一般の商人は運送店に託する必要が自然に多くなる(いづれの場合も手續は第一二八―九頁の手續圖に準ずる)。

要するに運送店ならば全國に亙りあらゆる運送機關に圓滑な連絡が出來よう。之が出來て運送店は存在理由がしつか(第一三〇頁へ續く)



要覽 *No.* 14 運送店へ貨物託送

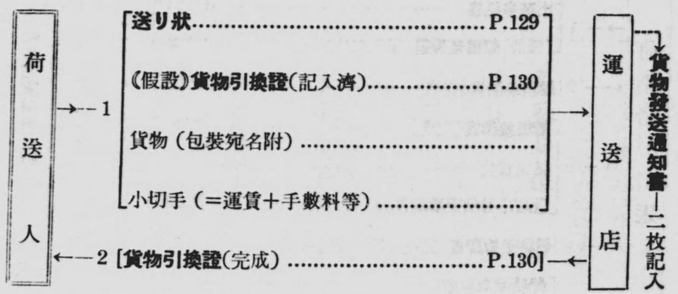


**書　式**

送り狀　　貨物引換證(運送店の)

**統制表**

貨物運送通知書―2　　控及び着驛へ

**備　考**

模擬實踐では値段は C.I.F. とし、支拂は掛にせぬのが都合がよい樣である。其結果運賃は現金前拂とすべきである。

貨物引換證の代りに荷物受取證 (P.133) でもよいわけであるが荷爲替の實踐上貨物引換證の方を用ふる事とした。

要覽 *No.* 15 運送店より貨物引取

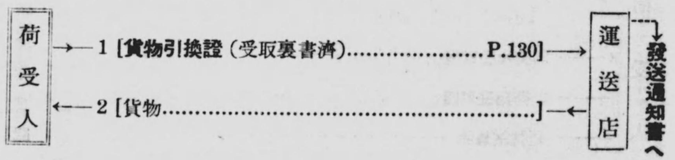


**備考**　引換證の代りに荷物受取證を用ひても手續は同じである。

行して呉れないから、こんな場合の荷爲替等は鐵道の引換證では取組に困る。

トラックの運搬は近來目醒ましい發達をし、集配・積卸の手數と經費が節約される長所を持つて居るが、之も亦運送店に賴む必要が多い。汽船にするか、鐵道にするか、汽船ならばどの會社がよいか、鐵道と汽船との連絡はどうか、其間の積替の事は中々面倒故、一般の商人は運送店に託する必要が自然に多くなる(いづれの場合も手續は第一二八—九頁の手續圖に準ずる)。

要するに運送店ならば全國に亙りあらゆる運送機關に圓滑な連絡が出來よう。之が出來て運送店は存在理由がしつか(第一三〇頁へ續く)



## 船積貨物託送手續 —貨 際—

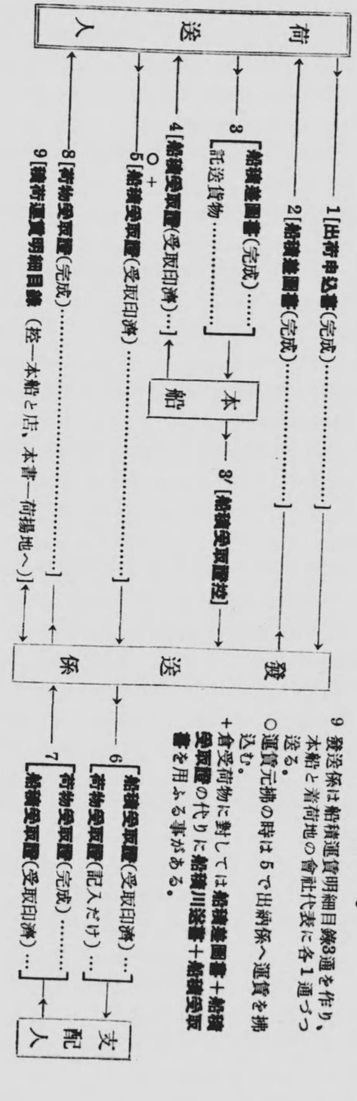


備考

9 發送係は船積運賃明細目錄3通を作り、本船と着荷地の會社代表に各1通づつ送る。

○運賃元拂の時は5で出納係へ運賃を拂込む。

+貨受荷物に對しては船積差圖書+船積受取證の代りに船積小送書+船積受取書を用ふる事がある。

## 船積貨物引取手續 —實 際—

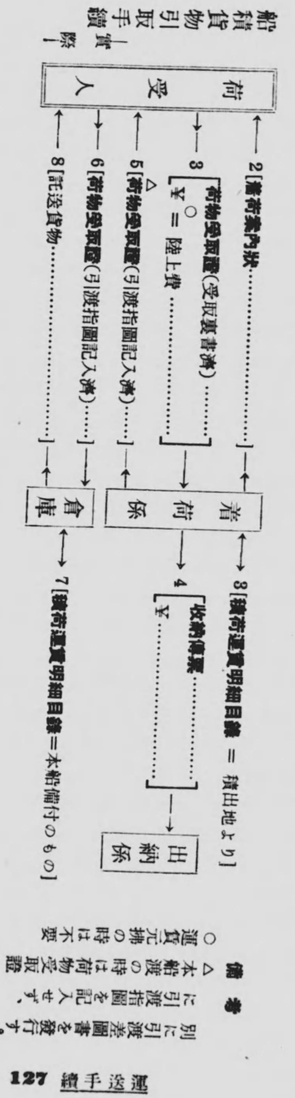


備考

○運賃元拂の時は荷物受取證を記入せず、別に引渡指圖記入の荷物受取證を發行す。

△本船渡の時は別に引渡指圖記入の荷物受取證を發行す。

## 要覽 No. 12 船積貨物託送手續

**新規書式**
船積差圖書+書船積受取證
荷物受取證

**統制表**
船積運賃明細目錄

**備 考**

模擬實踐では書式の內容を生徒一般に徹底させる爲(假設)を設けた。
模擬法では C.I.F 條件で運賃前拂をするのが都合がよい。

## 要覽 No. 13 船積貨物引取手續

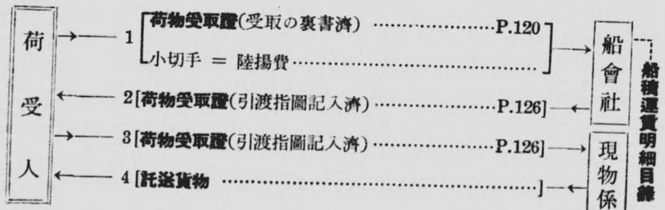


**備 考** 積荷運送目錄は船積地の船會社から送付せるもの。

## 店貨物引渡手續 —實 際—

## 運送店貨物託送手續 —實 際—

下拂(=一般經費支出)手續は紙面の都合上省略せり。

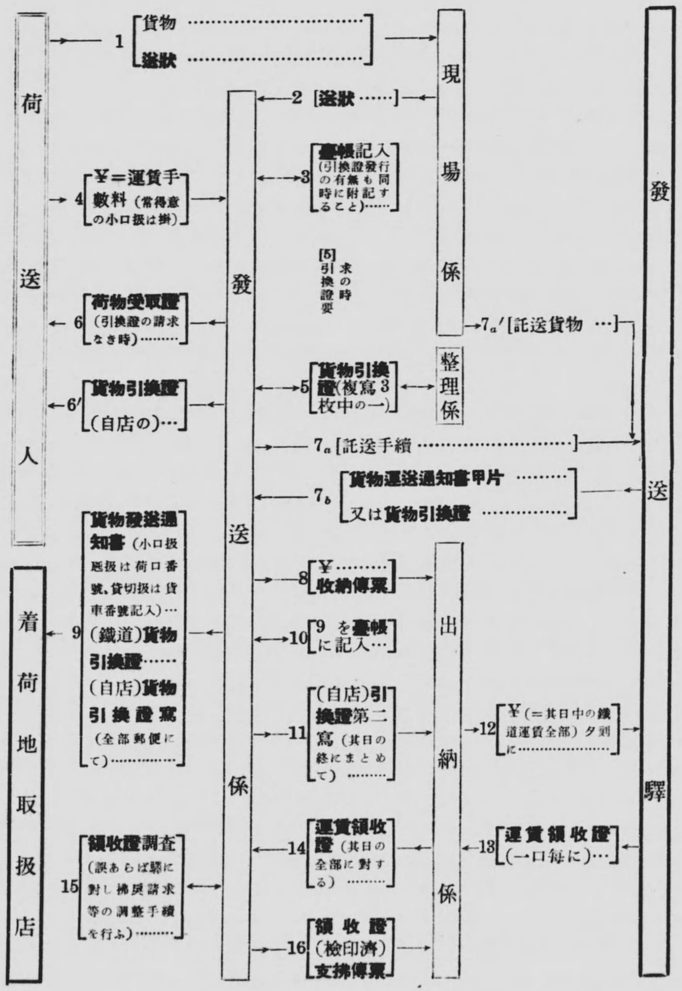




## 要覽 No. 14 運送店へ貨物託送

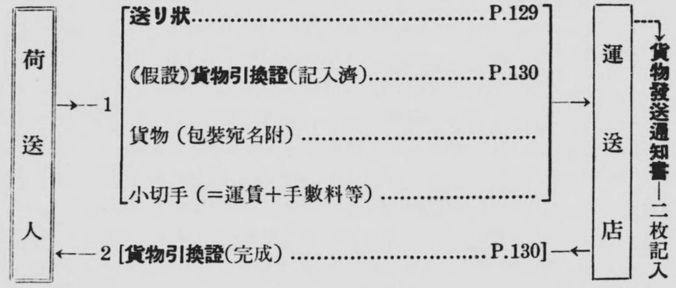


### 書 式

送り狀　　貨物引換證(運送店の)

### 統制表

貨物運送通知書—2　　控及び着驛へ

### 備 考

模擬實踐では値段はC.I.F.とし、支拂は掛にせぬのが都合がよい樣である。其結果運賃は現金前拂とすべきである。

貨物引換證の代りに荷物受取證(P.133)でもよいわけであるが荷爲替の實踐上貨物引換證の方を用ふる事とした。

## 要覽 No. 15 運送店より貨物引取

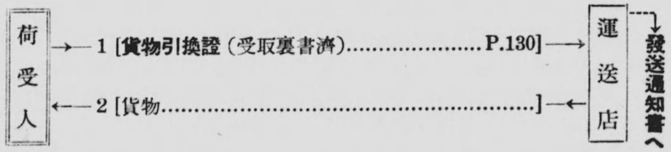


**備考** 引換證の代りに荷物受取證を用ひても手續は同じである。

## 運送店貨物引渡手續 —實際—

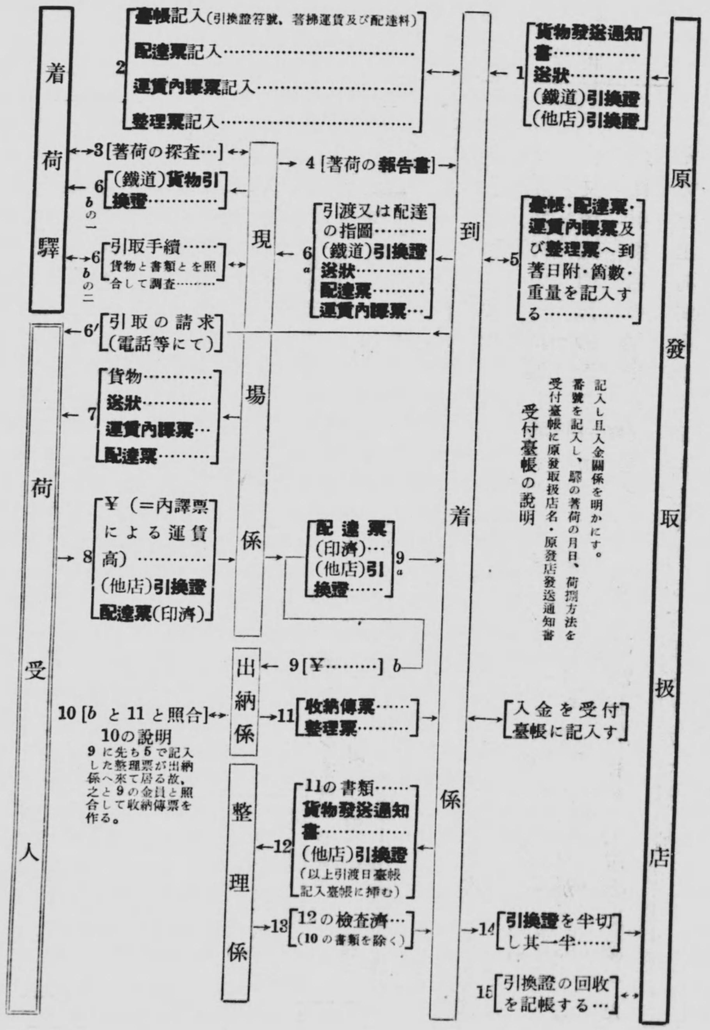




## 運送店貨物託送手續 —實際—

下拂(=一般經費支出)手續は紙面の都合上省略せり。

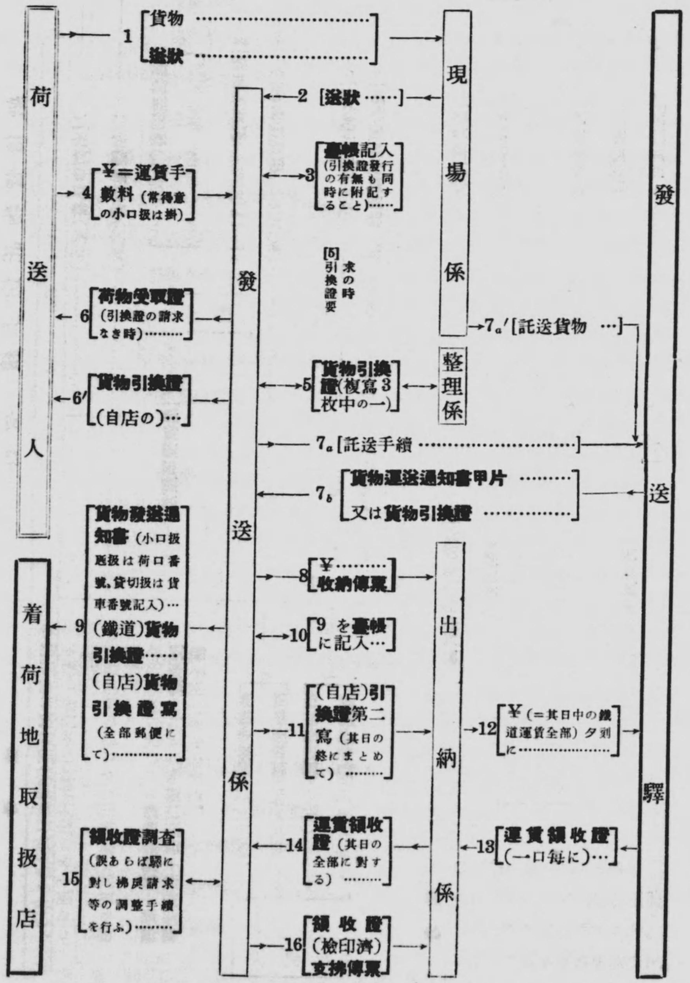

## 送狀

下記ノ通リ御送申上付御送リ通ゲマス

昭和△年5月24日　No.

| 名數 品箇 號、符、記荷 | 人受荷 | 店扱發 | 著 | 諸掛金 |
|---|---|---|---|---|
| 玄米<br>茨城玄米 三等 四等 五等<br>貳〇〇 六〇〇 八〇〇<br>合計 壹六〇〇箇 | 東京市京橋區三十間堀町三番地<br>木村三四郎殿 | 東海道線 汐留驛<br>⑦ 店<br>第　號<br>引換證代引額 | 拂<br>著 | 鐵道運賃<br>扱料<br>荷造料<br>取立收回金料<br>引換證料<br>爲替金<br>立替金<br>小計<br>到著立替<br>扱料<br>倉入賃<br>合計 |
| 重量 10 噸 瓩<br>價格 ¥1,50000 | | 諸掛金支拂方法 | | |

| 荷送人 | 發扱店 | 記事 |
|---|---|---|
| 横濱市中區花咲町八番地<br>山田實 | E 東海道線 横濱驛<br>E ㊢ 横濱各驛合同運送株式會社<br>電話本局 (二三六番(4) 二三七番(2) 二三八番) | |

中央會創定第二號用紙



（第一一六頁より）り し、其機能を充分に盡し得るのである。

運送店に貨物を託送する場合の「送り狀」又は「送券」とも呼ばれ、嚴格にいくば運送委任狀と見られる。

又商品引渡の際賣手が出す「送り狀」又は「送り狀」といふのがある。これは引渡品の目錄か、計算書か、若しくは代金請求書で、荷物に添へたり、又は出荷案內狀に同封して買手に渡すものである。

## 證　換　引　物　貨

| 到達地 | 東海道線汐留驛 |
|---|---|
| 取扱人 | 日本通運株式會社 第一關加盟店 |
| 年作本方支運手續引換金貨 月成證法拂賃料行證 | 昭和△年十月廿四日 |
| 運賃諸掛拂 | |
| 金 | |
| 金額協定 | |
| 金壹阡五百圓也 | |
| 書留 | |
| 自重 | |
| 容積 | |
| 記號番號 | |
| 數量 | |
| 荷造名 | 茨城玄米 五四參等等 |
| 重量 | 合計 八六貳〇〇〇 瓩 |
| 積入重量 | |
| 容又重 | |
| 方運法送 | 横濱市 |
| 作本成地證 | |
| 朋有本間效證 | 發行ノ日ヨリ六ケ月間 |
| 運賃諸掛金貨 | |
| 價運送額品 | |
| 取扱人 | |
| 接續 | |
| 船積港 | |
| 取扱人 | |
| 續 | |
| 陸揚港 | |
| 取扱人 | |
| 續 | |
| 金額協定 | |
| 金壹阡五百圓也 | |
| 書留 | |
| 金 | |
| 運賃諸掛拂 | |
| 書拂 | |
| 送拂賃料 | |
| 取扱人 | |
| 事記 | |

右運送品正ニ受取候ニ付裏面記載ノ約款ニ依リ取扱ト貴殿

又ハ貴殿ノ指圖人ヘ此貨物引換證ト引換ニ御扱店ニ於テ御

引渡可申候

横濱市中區花咲町八番地
山田實

横濱市中區花咲町三丁目四番地
木村三四郎殿

横濱市中區花咲町八番地
山田實殿

印紙參錢 ㊞

商名住所又は受取人氏名

商名住所又は送人氏名

年作月日成　昭和△年五月廿四日

著荷人及發送店名　横濱市中區花咲町八番地　山田實



（著者註）國鐵運賃は甲・乙二種の別があるが、甲運賃は乙運賃に比し約一割高である。甲運賃は乙運賃に比し約一割高である。甲運賃は乙の運送後あり。

（著者註）裏面に運送契約事項及び營業規則摘要十八項を印刷せり。

貨物受取證

第103號

清水耕治殿

昭和△年5月18日

日本通運株式會社加盟店
横濱各驛合同運送株式會社

印參
紙錢
社印

下記貨物正ニ受取裏面ノ契約ニ基キ運送可仕候也

| | | | |
|---|---|---|---|
| 荷受人 | 秋田市旭町貳拾參番地 | 運送方法 | 鐵道 |
| 住所氏名 | 梅田郷次郎 | 運賃支拂方法 | 元拂 |
| 品名 | 子供服及同服地 | 運賃 | 5圓25錢 |
| 記號 | | 諸掛手數料 | 50圓50錢 |
| 荷姿 | 菰包七箇 | 合計 | 5圓75錢 |
| 容積 | | 斤、才、噸 | 350斤 |
| 重量 | | 摘要 | |
| 著驛 | 秋田驛 | 著店 | ㋡店 |



運送店の貨物引換證と荷物受取證

運送店は小運送業法免許の者で、日本通運株式會社の加盟店である。加盟店に三種あり、第一種及び第二種加盟店間には赤線引換證、第三種加盟店參加の貨物には普通引換證が發行される。日本通運會社は引換證を自己の用紙に限定し、發行から回收まで運送品の保管及び受拂を監督し、赤線引換證には火災保險をかけ、加盟店の損害を塡補する。從つて荷爲替取組は赤線引換證なら安全であるが、運送店が便宜發行する貨物受取證では出來ない。

【例題】(18)

第一〇二頁賣買契約書の注文品の調達が出來た故、各驛合同運送株式會社に託送すると假定し、送り狀及び貨物引換證を取揃へなさい。

—婦人服貳打入五箇、子供服貳打半入八箇、運賃別途約定通。

## 第十二章　運送保險及び積荷保險

### 損害保險の保險金額と賠償金

保險價格と保險金額

火災・海上・運送等の保險は損害保險と稱する。損害保險は目的物件の實價を根據として契約される。目的物件の實價を保險價格と呼ぶ。保險契約は實際の損害高を賠償するものであるが、保險價格は百圓以下の端數があると、此端數を百圓に切上げて保險契約をする事が多く行はれて居る。保險契約の金額を保險金額といひ、之を以て賠償の限度とする。

一部保險と全額保險

超過保險と重複保險

保險金額が保險價格以下の時は一部保險、保險價格と同額の時は全額保險、以上の時は超過保險といふ。又一つの目的物件に對し二口以上の契約をなし、其合計が保險價格以上になつた時は、超過の部分を重複保險といふ。

賠償額

保險の賠償は實損害に對してなすべきもの故、超過保險と重複保險とは超過の部分の賠償が受けられない。又損害が保險價格以下の場合に、一部保險では原則として保險價格に對する實損高の割合を保險金額にかけただけしか賠償を受けることが出來ない。例へば、保險金額が保險價格の八割の場合には、保險價格の五割の損害に對し四割しか賠償されない筈であるが、實際は色々な契約になつて居る。



保險の必要

契約書式と保險料

## 送品に對する保險及び保險料支拂方法

荷爲替の時には銀行が強要するので送品に保險をかけるが、荷爲替でなければ送品に保險をかけない人が多い。之は小運送ながら兎も角決して確實な方法ではない。

陸上の送品には運送保險を、海上の送品には海上保險をかけ、更に、貴重品には盜難保險、ガラスや陶器・機械類には破損保險をかけ、海上保險には艀船契約や火災保險及び運送保險を附隨契約するのが普通で、これらの保險は運送保險や海上保險と併せて一枚の書類で契約される。盜難保險料と破損保險料とは特に盜難保險

料又は破損保險料として請求される場合が多いけれども、其他の附隨契約は運送保險料又は積荷保險料中に含ませられるのが普通である。これらの保險は適當且確實な保險會社と特約し、保險料を期末拂とするのが普通で、支拂の際割戻を受ける場合が多い。蓋しこれら保險料は千分の何程といふ少額であり、殊に運送保險の保險料は少いし、又保險會社は得意先を確保する必要から、かくの如く掛拂にし、割戻の制度が行はれるのである。



國際間では積荷保險の金額が保險價格の十一、二割に當る事が多い。これは一、二割の豫期利益を含ませたもので、豫期利益保險と稱し、超過保險ではない。又豫定保險といつて保險契約の各條項中或部分が不明なうちに契約する保險がある。荷受人の方で保險契約をするのは豫定保險の場合が多い。

【例題】

(19) 例題(18)の仙臺青葉堂送り　合同運送扱既製洋服菰包拾參箇、　火災海



通帳記入 證券傳票記入濟

申込第參四五號　運送保險申込書　證券通帳番號 18600

| | |
|---|---|
| 貨物ノ | 箱入莚包 |
| 品目數 | 生絲 拾八梱 |
| 量荷印 | 正味壹阡斤 |
| 番號荷造 | |
| 荷出人 | 星野商店 |
| 荷受人 | 白木治兵衛 |
| 保險金 | 金八阡五百圓也 |
| 發著地 | 自橫濱　至福井縣勝山町 |
| 運送ノ道筋及ビ方法 | 順路　特別小口扱<br>鐵道有蓋貨車積 |
| 保險期間 | 自昭和△年九月貳拾日<br>至昭和△年九月貳拾參日午後四時 |
| 運送人又ハ運送取扱人 | 橫濱各驛合同運送株式會社 |
| 被保險者住所氏名 | 株式會社安田銀行橫濱支店 |

右ハ貴會社運送保險約款ニ據リ保險契約致度申込候也

昭和△年九月貳拾貳日

契約人　橫濱市本町貳丁目參拾番地　合資會社　星野商店 ㊞

橫濱火災海上保險株式會社　御中

保險金　金4圓25錢　但割合金百圓ニ付5錢

◎保險金ハ圓位保險料ハ錢位ニ止メ以下ハ四捨五入トス

（著者註）裏面には「運送保險約款」十二ヶ條印刷しあり。

第18500號 運送保險證券 （申込 參四五）

印紙 參錢 ㊞

| | |
|---|---|
| 被保險物 | 箱入蓮包 生絲 拾八梱 正味壹阡斤 |
| 發着地 | 自橫濱 至福井縣勝山町 |
| 運送ノ道筋及方法 | 順路 特別小口扱 鐵道有蓋貨車積 |
| 保險期間 | 自昭和△年九月貳拾日 至昭和△年九月貳拾參日午後四時 |
| 保險金 | 金八阡五百圓也 |
| 保險料 | 金四圓貳拾五錢也 |
| 運送人又ハ運送取扱人 | 橫濱各驛合同運送株式會社 |

當會社ハ前記保險物ニ對シ此證券裏面ニ記載シタル運送保險約款ニ基キ昭和△年九月貳拾日 合資會社 星野商店殿ト運送保險契約ヲ取結ビタリ依テ前記保險期間ニ當會社ノ保險シタル損害ヲ生ジタルキハ前記保險金額ヲ限リトシテ 株式會社 安田銀行橫濱支店殿又ハ其指圖人ニ保險金ヲ支拂フ可シ其證トシテ此證券ヲ發行スルモノナリ

昭和△年九月貳拾日

橫濱火災海上保險株式會社
專務取締役 青木周藏 ㊞

當店ニ於テ此證券ヲ作成ス



Form M. 1.

# 海上積荷保險申込書 第902號

| 受付 | カード | 傳票 | 記帳 |
|---|---|---|---|
| | | | |

通帳番號第 ○ 號 ○ 扱店

（著者註）點線のなかはゴム印。

保險ノ目的（名稱、種類、數量、荷印及甲板積ノ有無等ヲ記載スベシ）

511 羅紗 四反 壹箱也 盜難擔保

**陸揚後火災危險擔保條項**

當會社ハ被保險貨物ニ對シ本證券記載ノ仕向地ニ於テ陸揚後運送人若クハ運送取扱人ノ倉庫、埠頭、埠頭上屋又ハ稅關構内ニ保管中受荷主ニ引渡ヲ終ル迄ノ火災危險ヲ擔保ス但本船ヨリ被保險貨物ノ荷卸カ完了セラレタル日ノ午後十二時ヨリ起算シ七日間ヲ經過シタルトキハ受荷主ニ引渡前ト雖モ其時ヲ以テ當會社ノ責任ハ終了スルモノトス仕向地カ本船ノ荷卸港地域外ナルトキハ前記期間ハ被保險貨物カ本船ニ接續セル艀舟又ハ其他ノ運送用具ヨリ荷卸ノ完了セラレタル日ノ午後十二時ヨリ起算ス他ニ火災保險ノ契約アル場合ハ契約ノ前後ニ拘ラス其ノ重複セル部分ニ就テハ當會社ハ火災危險擔保ノ責ニ任セス

| | |
|---|---|
| 出荷主 | 山田太郎 |
| 受荷主 | 田中商店 |
| 被保險者 | 山田太郎 |
| 保險金支拂場所 | 橫濱 |
| 船名 | 帝國汽船 高山丸 |
| 出帆月日 | 昭和八年九月貳拾日 午前/後 時 |
| 航路 | 自橫濱 至大連 |
| 寄航港 | 順路 |
| 積換港 | 神戶（吳淞丸） |
| 塡補ノ種類 本船 | 特擔分損擔保 |
| 塡補ノ種類 艀舟 | 積込艀 分損擔保 / 陸揚艀 分損擔保 |
| 保險金額（十萬 千 百 十 円 十 錢） | 一〇〇〇〇〇 ○ |
| 保險料割合（百圓ニ付） | 三五 ○ |
| 保險料 | 三五〇 ○ |
| 割戻 | 月末壹割分 ○ |
| | ○ |
| | 三五 ○ |
| | ○ |
| | ○ |
| 正味保險料 | 三一五 ○ |

右之通リ相違無之候間貴會社海上積荷保險約款ニ依リ保險契約取結度此段申込候也

昭和△年九月拾九日午前拾時四拾分

住所 橫濱市中區日本大通四拾壹番地

右保險申込人 中山運送店

橫濱火災海上保險株式會社御中

○保險金ハ圓位保險料ハ錢位ニ止メ以下ハ四捨五入トス

## 送　状

貴注 No. 103
當注 No. 45
昭和△年 9 月 24 日

**みのりや呉服店** 御中

**前橋市桑木町貳拾九番地**

福井商店 **店印**

東京市日本橋區横山町拾番地
電話 浪花 67—2434
振替口座東京 23681

**大和トラック**便ヲ以テ下記ノ通本日發送仕候間貴着御檢收相成度候也

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| みのり 103 1—4 | 廣巾綿布　桃三巾 | | | | | |
| | 荷包 4箇 1箇 5疋入 計20疋 @ | 9 | 10 | ¥ 184 | 00 | 領 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

## 送　状

貴注 No. 34
當注 No. 95
昭和△年 9 月 18 日

**齊葉堂洋品店** 御中

**仙臺市芭蕉辻**

清水耕治商店 **店印**

横濱市中區本町壹丁目拾番地
電話 本局 2—2345
振替口座東京 55632

**特小報** 便ヲ以テ下記ノ通本日發送仕候間貴着御檢收相成度候也

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 井1—2 | 子供服アテナ 15號 | | | | |
| | 紙包 2箇 5打入 計 10打 @ | 8 | 25 | 82 | 50 |
| | 割引 @5 % | | | 4 | 13 |
| | | | | ¥ 78 | 37 |
| | | | | | 領 |
| | | | | | |





（注意書入）

（裏書註）

保險契約者　中山商店殿

相違點ニ從ヒ被保險者山田太郎殿若クハ其指圖人ニ對シ無遲滯補塡ノ義務ヲ負擔ス

昭和△年九月貳拾日　横濱ニ於テ作成ス

横濱火災海上保險株式會社
代理店　青木商會
取締役　青木周藏 印

當會社ハ此證券ニ記載セル確實ナル昭和△年九月拾四日午前拾時ノ出帆ニ對シ無事ニ横濱ヨリ約ヲ取結ヒ前記積荷ニ關シ本證券ニ記載セル條件ニ依テ保險ノ義務ヲ負擔ス

但シ本證券ハ昭和△年九月拾九日午後四時迄ニ到着セザルトキハ其效力ヲ失フ

| 保險料 | 保險料割合（保險金百圓ニ付キ何圓何錢） | 保險金額 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 別途申受 | | 金貳萬圓也 | |

的目ノ險保

以下餘白

| 船名又ハ發送地 | 種類ノ補塡 | 保險金支拂地所 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 本船 | 陸揚港 | 特約ナシ | |
| 積込港 | 陸揚港 | 特約ナシ | |
| 特約ナシ | 積込港 | 特約ナシ | |
| 特約ナシ | 特約ナシ | 特約ナシ | |

路航

| 積出港 | 仕向港 | 船名 | 出帆日 |
|---|---|---|---|
| 自 | 至 | 帝國丸 | 昭和△年九月貳拾日出帆 |
| 横濱 | 大連 | 商船丸 | |
| 横濱 | 香港 | 山丸 | |

資難塡保書箱

511 羅紗反物

第 206 號　海上積荷保險證券

印紙參錢

（裏書註）
一、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
二、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
三、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
四、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
五、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
六、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
七、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
八、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
九、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス
十、裏書ハ保險金額ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スル場合ニ於テ保險契約者ノ署名ヲ要ス

上保險株式會社と運送保險を取組み、保險料千分の貳を掛とす。運送保險申込書及び運送保險證券を調達なさい。

(20) 第五次甲陽丸積小樽原商店送り綿メリヤスシヤツ菰包參箇に對し　火災海上保險株式會社と積荷保險を取組み、保險料千分の參を掛とす。積荷保險申込書及び積荷保險證券を調達なさい。

## 出荷案內及び代金請求

商品の引渡又は發送が終つたら、出荷案內を出し代金の請求をする。契約價格の外に包裝料や運賃其他の立替があつたなら、此際之をも附加計算する。送狀は送品に對する代金其他の計算に用ひられる書式である。送狀の仕事は元來貨物部の仕事で、營業部は送狀によつて別に請求書(第一八八頁參照)を作り又は出荷案內を書き、送狀を同封して代金請求や出荷案內をなすべきであるが、通常、送狀は其まゝ請求書又は出荷案內に用ひられ、同一地內の賣買では其まゝ更に領收證の用紙に利用される事もある。送狀は又荷爲替や代金取立を銀行に賴む時に、貨物引換證や保險證券に添付し、請求金額の計算を明かにするもので、運送店への送り狀とは相違して居る(第一三〇頁參照)。

以上の送狀は對外送狀(Outward Invoice)といひ、對外的に使用され、其控は對內送狀(Inward Invoice)と呼び、對內的に用ひられる。送狀の送付を怠る時は記帳の誤脫が出來、損失や爭議の種子となる。送狀は賣手の義務の履行を立證し、買手に納品領收及び記帳の根據を與へる。送狀の控は賣手に記帳の根據と原價及び損益計算の便宜を與へ、掛取引には此記帳から期末の計算書が出來、掛代金の請求や交互計算が實行し得られる。

**【例題】**

(21) 第一〇九頁の注文、前橋みのりや呉服店送り廣巾綿布に對し、送狀を作りなさい。右送狀同封出荷案內狀を認めなさい。(通信文範例參照)

(22) 第一一四頁例題(14)、小樽原商店送りシヤツ參箇を運賃保險料先方持と假定し、送狀を作りなさい。右送狀同封出荷案內狀を認めなさい。(同前)

**貨物引取上の注意**

貨物を受取るには各手續圖指示の通り、引換證・荷物受取證(又は船荷證券)等の受取裏書交付・配達票認印交付・鐵道整理簿證印等を行ひ、配達者が判取帳を提出した時に之に受印をするのである。出荷者・運送者・保險會社等の責任如何は檢收狀態によつて判定されるから、現品を引取るには、先づ、少くも箇數・外包等何等異狀なきや充分に之を檢めねばならない。內容の檢査はなるべく速かに之を行ひ、其結果に基き至急適宜の處置を取るべきである。

## 第十三章　倉庫會社の利用

**倉庫會社利用の必要と效益**

出入頻繁な商品は自分の倉庫か借りた倉庫に保管する必要があるけれども、此方法は人員・設備・火災保險及び資金利用上の不利



要覽 No. 17　　入庫手續

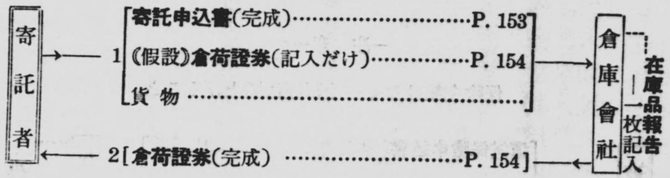


新規書式　　寄託申込書　　倉荷證券

統制表　　在庫品報告

要覽 No. 18　　出庫手續

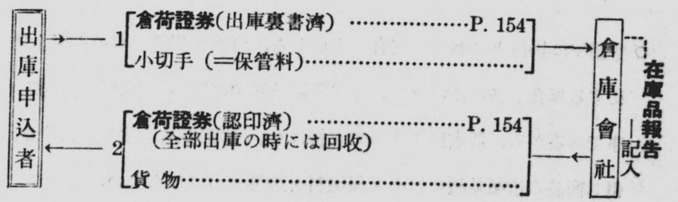


書式　　倉荷證券

統制表　　在庫品報告

船荷證券等の受取裏書交付・配達票認印交付・鐵道整理簿證印等を行ひ、配達者が判取帳を提出した時に之に受印をするのである。出荷者・運送者・保險會社等の責任如何は檢收狀態によつて判定されるから、現品を引取るには、先づ、少くも箇數・外包等何等異狀なきや充分に之を檢めねばならない。內容の檢査はなるべく速かに之を行ひ、其結果に基き至急適宜の處置を取るべきである。

## 第十三章　倉庫會社の利用

### 倉庫會社利用の必要と效益

出入頻繁な商品は自分の倉庫か借りた倉庫に保管する必要があるけれども、此方法は人員・設備・火災保險及び資金利用上の不利



## 運送保險及び積荷保險手續

（積荷保險の手續は之に準ずる。一般保險契約手續は會社によつて多少違ふ。これは其の1例で管理上缺點があるが標準的な積上及び積卸上參考にられる。）

——實　際——

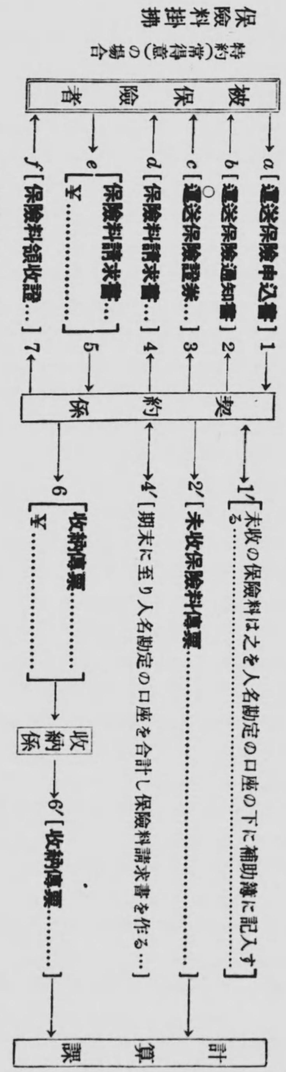


## 要覽　*No.* 16

## 運送保險及び積荷保險手續

—注　意—

保險金額はなるべく百圓に切上げること。

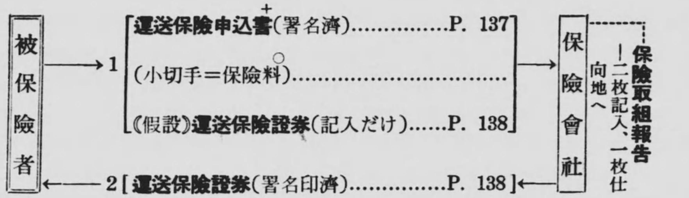


### 備　考

+ 積荷保險の取組には積荷保險申込書及び積荷保險證券を使用するだけで、手續はすべて同樣である。

○ 實踐では掛拂とせぬ方が都合がよいから、實際上掛拂のものも現金拂にする場合が多いけれども、運送保險や積荷保險の料金は何分少額の事であるから、期末にまとめて支拂はせ、その際割戻をする事にする。但し商品の價額見積には必ず保險料を加算せねばならない。

### 書　式

運送保險申込書 及び 運送保險證券 又は 積荷保險申込書 (P. 139) 及び 積荷保險證券 (P. 140)